

平成30年 第3回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成30年第3回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成30年9月7日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 報告第7号から議案第81号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 5 請願の委員会付託

平成30年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
15番	阿久津梅夫	議員	16番	星登志一	議員
17番	室井嘉吉	議員	18番	五十嵐司	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部正義	副町長
星英雄	教育長	渡部浩明	総務課主幹
渡部浩治	総合政策課長	馬場純也	税務課長
居倉雅彦	住民生活課長	小寺俊和	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	羽染正巳	商工観光課長
月田啓	建設課長	野中英昭	環境水道課長
室井竜典	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	酒井浩哉	生涯学習課長
阿久津弘典	館岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長	木下光廣	代表監査委員

事務局職員出席者

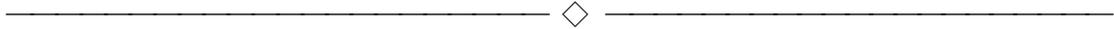
馬場秀成	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

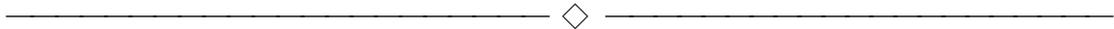
ただいまから平成30年第3回南会津町議会定例会を開会します。



◎開議の宣告

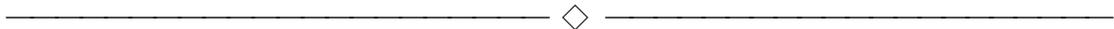
○五十嵐 司議長 これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

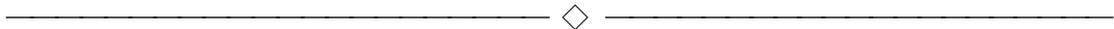
○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○五十嵐 司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、湯田良一君及び14番、菅家幸弘君を指名します。



◎会期の決定

○五十嵐 司議長 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から9月14日までの8日間と

し、明8日から11日までを休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月14日までの8日間とし、明8日から11日までを休会とすることに決定しました。



◎諸報告

○五十嵐 司議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

平成30年第2回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告は、お手元に配付のとおりであります。

次に、8月20日に招集された平成30年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会及び平成30年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会に組合議員が出席し、審議した結果、提案された全議案について原案のとおり承認、可決されました。その概要は、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、平成30年度7月分までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告しておきます。

次に、本町関係法人等に係る平成29年度経営状況を説明する資料については、次の法人等の資料が町長から提出されております。南会津地方土地開発公社、公益財団法人南会津町振興公社、会津高原たていわ農産有限会社、会津高原フレンド・カントリークラブ株式会社、みなみやま観光株式会社、医療法人社団仁嘉会、以上の6法人等に係る経営状況説明資料は、議会事務局に保管されております。

なお、公益財団法人南会津町振興公社及びみなみやま観光株式会社の経営状況を説明する資料は、お手元に配付のとおりです。

また、産業建設委員長から、委員会調査報告書、平成30年福島県立田島高等学校（南会津高等学校）振興連絡協議会総会に関係議員が出席しており、その概要については、お手元に配付の報告書のとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

平成30年第2回南会津町議会定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりであります。

これで諸報告は終わりました。



◎報告第7号から議案第81号まで一括上程、説明

○五十嵐 司議長 日程第4、報告第7号から議案第81号まで一括上程します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

平成30年第3回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜り、まことにありがとうございます。

提案理由の説明の前に、今夏の渇水対策及び台風21号の被害状況についてご報告をさせていただきます。

まず、渇水対策であります。今年の夏は、例年に比して降雨量が少なく、農作物等への影響が懸念されておりました。この対応策として、田島地域の田島地区と南郷地域の片貝、富山、下山の各地区において、農業用水確保のために河川からのポンプアップを実施いたしました。

また、水道水の確保に関しては、南郷地域の下山水源において、取水に支障を来す状況に至ったことから、小野島水源からの給水に切りかえ、対応しているところであります。

なお、本町では、渇水対策本部に係る取り扱いが定めておりませんでしたので、7月31日付で、南会津町渇水対策本部設置要綱を制定したところであります。しかしながら、必要となる渇水対策が局所的であったことから、南会津町渇水対策本部の設置には至りませんでしたので、ご報告を申し上げます。

次に、去る9月4日の台風21号による被害状況についてであります。

日本では、毎年、各地で自然災害が発生しておりますが、ことしに入ってから、西日本豪雨災害、台風21号、北海道の地震等の大規模な災害が発生しており、多くの人命や財産等が失われております。被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い

復興を心からお祈りいたします。

さて、本町における台風21号の災害につきましては、現在、被害の状況を確認しているところではありますが、9月5日現在での状況についてご報告をさせていただきます。

まず、町有施設の建物では、会津高原憩の家で破風板の剥がれ、旧伊南小学校校舎の屋根のトタンの剥がれ、田島小学校体育館、南会津中学校体育館の雨漏りの被害が出ております。

道路関係ですが、町道、林道において、倒木、路面洗掘が数件ありました。

また、農作物では、町内全域で水稻、ソバの倒伏、果樹はリンゴの木の枝折れ、リンゴ、ブルーベリー、洋梨等の実の落下、花卉では一部倒伏がありました。

また、農業用施設では、田島地域と館岩地域で、パイプハウス本体の倒壊、ビニールの剥がれがありました。

なお、被害額を含めた詳細の被害状況については、現在調査中であります。

以上、報告させていただきます。

それでは、今期定例会に提出いたしました各議案等について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第7号 専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

最初の案件の専決第19号の損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、本年6月27日、さかい温泉さゆり荘の駐車場において、前進にて停車していた公用車を、職員がバック発進で方向転換をした際に、隣に駐車していた相手方車両に接触し、損害を与えたものであります。

過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金8万3,300円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をしたものであります。

次の案件の専決第20号 建設工事委託協定の一部変更についてであります。本案は、平成29年6月15日付で、日本下水道事業団との間で締結した南会津町特定環境保全公共下水道南郷浄化センターの建設工事委託に関する協定において、工事内容に変更が生じたことから、協定金額を190万円減額し、変更後の協定金額を6,210万円とするものであります。

変更金額が100分の5以内、かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、議案第67号 南会津町工場立地法準則条例について、ご説明申し上げます。

本案は、工場立地法において、一定規模以上の工場について、敷地面積に対する生産施設面積、緑地面積及び環境施設の割合等を規定した工場立地法準則が、工場立地法の改正により、これにかえて町が準則を制定することが可能となったことから、町の実態に合った内容の新規条例として制定するものであります。

具体的には、準則で2つの区域を設定し、この区域における敷地面積に対する緑地面積と環境施設面積の割合を緩和するものであり、これによって、既存工場の増設及び施設更新等を促進し、工場生産機能の維持向上と、生産振興及び安定した雇用の維持・創出を図ることを目的としております。

次に、議案第68号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、社会資本整備総合交付金事業町道向山1号線道路改良工事の請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、道路改良工108.95メートルでありまして、町内の土木工事業者6社を指名し、去る8月23日、指名競争入札を執行した結果、請負金額8,370万円で株式会社館岩工務所が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事期間は、平成31年3月29日までを予定しています。

次に、議案第69号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、社会資本整備総合交付金事業町道大新田1号線南郷橋下部工工事の請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、橋梁下部工1基と護岸工一式でありまして、町内の土木工事業者6社を指名し、去る8月23日、指名競争入札を執行した結果、請負金額7,322万4,000円で南総建株式会社が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事期間は、平成31年3月29日までを予定しています。

次に、議案第70号 財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、会津高原リゾート株式会社が保有するたかつえスキー場の土地・建物及び工作物を町有化するために4億1,958万8,400円で取得し、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。会津高原リゾート株式会社を中心とした館岩地域の観光施設のあり方については、これまでも議員の皆様と協議させていただいておりますが、将来とも地域経済の活性化と安定的な雇用の場を提供するためにも、組織の強化を図る必要があります。今回の土地・建物及び工作物の町有化は、第三セクターの経営統合を進める上で必須事項となるものであります。

次に、報告第8号 平成29年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報

告についてをご説明申し上げます。

本件につきましては、議案第71号以下の各会計の決算を認定に付すための説明書として、平成29年度中における主要な施策の成果、平成29年度決算概要及び事務報告を配付しておりますので、決算とあわせてごらんくださるようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

次に、報告第9号 平成27年度南会津町継続費精算報告書についてをご説明申し上げます。

本件は、平成27年度から平成28年度繰越事業として、3カ年継続事業として実施いたしました庁舎建設事業について、対象となる建設主体工事が完了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、その継続費精算を報告するものであります。

次に、議案第71号 平成29年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

平成29年度の予算編成に当たっては、国の地方財政対策を踏まえながら、「新しい潮流を創造し地域活力の向上を目指す！～働く環境、子育て環境、移住定住の充実～」をスローガンに掲げ、町総合振興計画に掲げる「働く環境の充実と町民所得の向上」「福祉と子育て環境の充実」「地域力の向上」を中心に、「東武鉄道新型特急の会津田島駅乗り入れへの対応」「関東・東北豪雨災害からの着実な復興」の個別事項を加えた5項目を重点施策として位置づけ、予算編成を行いました。

その結果、一般会計当初予算額は125億8,100万円で、前年度比9.2%の減となり、その後、7回の補正を行った結果、最終予算総額は、前年度繰越明許費及び事故繰越を加えて147億8,052万3,000円となりました。

決算規模においては、歳入総額で144億2,810万3,000円、歳出総額は139億8,931万2,000円で、歳入に関しては前年度比5.0%減、歳出に関しては1.3%の減となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支額は4億3,879万1,000円と黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源5,594万3,000円を除いた実質収支額は3億8,284万8,000円で、前年度比22.7%の増となりました。

また、前年度実質収支との差額である単年度収支は7,075万7,000円の黒字となり、ここから財政調整基金への積立額と取崩額の差額1億4,310万9,000円を差し引いた実質単年度収支は、7,235万2,000円の赤字となりましたが、前年度に引き続き、決算状況はおおむね良好な状況を維持しております。

普通会計における主な財政指標の状況では、経常収支比率が、近年減少傾向にあった人件費や公債費を含め、各項目で経常経費が増加となったことや、普通交付税が合併算定がえ終了に

伴う激変緩和措置期間となり、縮減されたことに伴い、標準財政規模が4.0%減となった影響が大きく、前年度から3.8ポイント増加し、89.7%となりました。

実質公債費比率においては、3カ年平均の比率で、前年度より0.1ポイント増の5.3%となりましたが、中長期的な視点で地方債の計画的な活用が図られていると判断しております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告は、決算概要の35ページのとおりであります。5つの指標とも基準以下となっております。

このように、財政規律が守られておりますが、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

歳入面では、町税において町民税、軽自動車税、入湯税は増加したものの、固定資産税とたばこ税が減少し、対前年度比2.0%の減となりました。さらには歳入の45%を占める地方交付税が6.6%の減、地方譲与税、ゴルフ場利用税交付金、交通安全対策特別交付金がそれぞれ減少したために、第1款町税から第11款交通安全対策特別交付金までのいわゆる一般財源ベースでは、5.1%の減となりました。

一方、特定財源関連歳入項目の増減率の大きな主なものとしては、町債において庁舎建設事業や南郷総合センター整備事業、観光施設整備事業等の大規模事業実施に伴い、35.6%の増、繰越金では、前年度繰越金との関係で38.7%の増となっております。

その一方、庁舎建設事業や公共施設整備事業に伴う基金からの繰入金65.5%の減、関東・東北豪雨災害復旧事業がおおむね完了となってきたことに伴う国庫支出金、県支出金がそれぞれ減となりました。

歳出は、増減率の大きい主な款別決算で申し上げますと、歳入でも申し上げましたが、関東・東北豪雨災害復旧事業がおおむね完了となってきたことから、災害復旧費が大きく減額となった一方、平成28年度に実施した原子力災害対応雇用支援事業に係る県補助金の精算が要因となり、労働費が増となるとともに、商工費、土木費も大きく伸びております。

また、性質別では、義務的経費において職員数の関係等により人件費が微増となりましたが、臨時福祉給付金給付事業の終了に伴う扶助費の減、さらには平成16年度の過疎対策事業債の償還が完了したことにより公債費が減となったことから、対前年比2.8%の減となりました。

投資的経費においては、関東・東北豪雨災害に関する復旧事業がおおむね完了となったことにより、災害復旧事業費が減となったものの、庁舎建設事業や南郷総合センター整備事業、観光施設整備事業等の大規模事業実施により、普通建設事業費が増となり、対前年比6.7%の増となりました。

その他の経費につきましては、広域消防本部建設事業に伴い、広域圏負担金等がふえたことによる補助費等の増や、観光事業や本庁舎移転に伴う関係経費がふえたことにより、物件費が増となりましたが、前年度に過年度の起債償還に伴う減債基金の積み立てを行ったことにより生じた積立金の減額や、観光施設、道路、教育施設等の維持補修に係る関連経費の減少に伴い、維持補修費等が減となったことにより、対前年度比で4.9%の減となっております。

このように、平成29年度決算は、おおむね良好な決算状況となりましたが、普通交付税が年々減となっている影響も大きく、経常収支比率の増からもわかるように、財政状況の硬直化が見え始めてきております。

今後は、これまで以上に、維持管理経費の縮減に積極的に取り組むことで、経常経費全体を圧縮していくとともに、資産の有効活用や受益者負担の適正化による自主財源の確保を図ることにより、さらなる財政基盤の強化に努めてまいります。

次に、議案第72号 平成29年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額21億5,284万9,000円となり、対前年度比3.2%の減、歳出総額は21億4,484万3,000円で、対前年度比2.9%の減となりまして、歳入歳出差引額800万6,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

当該年度の保険給付費は、被保険者数の減少もあり、対前年度比3.2%、4,081万4,000円の減となりましたが、本会計は、財政基盤が弱い構造的な課題があることから、今後の医療制度改革を十分注視しながらも、引き続きジェネリック医薬品の推進並びに医療費削減に向けた保健事業の実施や、医療費適正化事業を推進してまいりたいと考えております。

また、保険税収入は、対前年度比で4.2%、1,537万円の減となりました。

なお、国民健康保険につきましては、本年4月から財政運営の責任主体が福島県に移管されましたので、ご報告申し上げます。

次に、議案第73号 平成29年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額2億1,701万5,000円、歳出総額2億1,620万4,000円で、歳入歳出差引額81万1,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

歳入の後期高齢者医療保険料は、対前年度比5.2%増の1億2,073万1,000円となり、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金は、対前年度比2.2%増の1億9,696万1,000円となりましたが、本会計は、法定の負担割合が定められておりますので、過不足額は、次年度以降の会計で精算

されることとなります。

次に、議案第74号 平成29年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額22億514万4,000円、歳出総額21億6,807万9,000円で、歳入歳出差引額3,706万5,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

歳出決算額の87.9%を占める保険給付費については、要支援者の訪問介護、通所介護サービスが地域支援事業に移行したことに伴い、歳出全体での割合自体は、対前年度比3.2%の減となりましたが、支出済額は対前年度比2.5%の増となりました。

また、基金積立金の支出額は大きく減少し、歳出決算額全体では6.3%の増となっています。

次に、議案第75号 平成29年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額1億5,815万円、歳出総額1億5,023万5,000円で、歳入歳出差引額791万5,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

本会計は、町内合わせて9施設の維持管理経費であります。

次に、議案第76号 平成29年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額4億1,497万1,000円、歳出総額3億7,194万円で、歳入歳出差引額4,303万1,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

本会計では、田島地域の公共下水道施設及び南郷地域の特定環境保全公共下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、管渠埋設工事により、整備済み面積が、田島地域で約143ヘクタール、南郷地域が約104ヘクタールで、全体で約247ヘクタールとなっております。

また、全体の整備済み人口に対する接続率は、年度末で75.8%となり、接続世帯数は1,821世帯となりました。

次に、議案第77号 平成29年度南会津町水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の平成28年度決算との大きな違いは、簡易水道事業特別会計が水道事業会計に統合されてから、最初の決算となることでもあります。

経営状況のうち、事業の営業活動をあらわす収益的収入6億5,782万円に対し、収益的支出は、5億6,484万7,000円、差し引き9,297万3,000円となり、消費税を除いた損益勘定による純利益は、6,486万9,000円となりました。

また、施設の整備状況等をあらかず資本的収支は、収入で7億5,813万1,000円、支出が9億5,077万4,000円となり、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額、1億9,264万3,000円につきましては、損益勘定留保資金、消費税当年度分資本的収支調整額により補填し、決算いたしました。

平成29年度の施設整備につきましては、平成28年度に策定した南会津町水道事業経営戦略に基づき、各地区の老朽管の更新工事及び移設工事等を実施するとともに、水質問題改善に向けて、配水池の整備と監視体制の強化を図るため、遠隔監視装置を導入しました。

また、施設統合と増強に向けて、田島第1地区の水源地を造成するなど、水道水の安定供給を図るため、各水道施設の適正な維持管理に努め、給水の安定供給を図りました。

以上、各会計の決算についてご説明いたしましたが、6月定例議会で報告申し上げましたとおり、個人番号カード等関連事業、農地耕作条件改善事業、林業成長産業化地域創出モデル事業、社会資本整備総合交付金事業、土地区画整理事業、さらには災害復旧事業など、一般会計の9事業を、繰越明許の予算措置を行っております。

また、事故繰越としては、公共土木施設災害復旧事業を平成30年度に繰り越しておりますので、改めて報告させていただきます。

次に、議案第78号 平成30年度南会津町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ7億1,379万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ138億6,770万7,000円とするものであり、主な内容としましては、歳入予算における本年度普通交付税や前年度からの繰越金の確定に伴う追加や、新たに交付決定となる国庫支出金や県支出金の計上のほか、歳出予算における各種事務事業費の追加や変更、さらには年度後半において実施することとなった事業費を新たに計上し、補正するものであります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第9款地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額、控除減収補てん交付金の決定により、90万3,000円の追加であります。

第10款地方交付税は、普通交付税の決定により、3億9,630万5,000円の追加補正であります。

本年度の普通交付税の決定額は58億2,630万5,000円で、対前年度比1.9%、1億882万3,000円の減となりました。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者分担金の補正で、3万4,000円の追加とな

りました。

第14款国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を計上する一方、林業成長産業化地域創出モデル事業交付金、土地区画整理事業と地域住宅計画に基づく事業における社会資本整備総合交付金、さらには学校施設環境改善交付金について、今年度交付額の見込みを踏まえた減額補正を行うものであり、総体では6,222万5,000円の減となりました。

なお、林業成長産業化地域創出モデル事業交付金につきましては、当初予算において第14款の国庫支出金に計上しておりましたが、補助金の取り扱いが変更になり、第15款の県支出金に組み替えて計上するものであります。

第15款県支出金は、中山間地域等直接支払事業補助金及び地籍調査事業補助金を減額する一方、中山間地域総合整備事業換地業務委託金及び河川環境保全事業委託金を追加するとともに、林業成長産業化地域創出モデル事業交付金の組み替え計上を行い、さらには新たに、安心こども基金特別対策事業補助金、被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業補助金、中山間地域所得向上支援対策事業補助金を計上するなど、総体では2,784万3,000円の追加補正となりました。

第18款繰入金は、介護保険特別会計からの過年度精算金を追加する一方、公共施設等整備基金からの繰入額を減額した結果、総体では686万4,000円の減額補正となりました。

第19款繰越金は、平成29年度決算に基づき、2億8,284万8,000円の追加補正となりました。

第20款諸収入は、建物共済保険金収入等を計上するもので、593万1,000円の追加補正であります。

第21款町債は、今年度事業費の変動等により補正した結果、6,901万7,000円の増額となりました。

続いて、歳出について、主なものをご説明申し上げます。

第2款総務費は、総体で1億9,743万2,000円を追加補正するものであります。

主な内容としましては、町長選挙費用の確定に伴い選挙費を減額する一方、財政調整基金への決算剰余積立金やふるさとづくり基金への積立金、さらには生活バス路線運行に係る公共交通対策協議会補助金を追加するとともに、新たに、職員駐車場整備工事請負費や館岩総合支所事務室照明設備改修工事請負費等を計上するものであります。

第3款民生費は、高齢者の自立支援対策として実施する地域包括ケアシステム深化・推進事業に要する経費を計上するとともに、社会福祉施設及び老人福祉施設の改修に伴う工事請負費、さらには館岩地域における保育対策として、小規模保育施設を開設するための工事請負費等を

計上した結果、総体では2,770万3,000円の追加補正となりました。

第4款衛生費は、地域医療支援センター負担金の減額と伊南保健センターの修繕料を追加計上するもので、202万8,000円の減額補正であります。

第6款農林水産業費は、総体で2,027万9,000円を追加補正するものであります。

主な内容としては、中山間地域における高収益作物の生産・販売力等の強化を図ることを目的として、新たに実施する中山間地域所得向上支援対策事業に関する経費を計上するとともに、本年度の事業実施量の増加に伴う中山間地域総合整備事業換地業務委託料及び森林環境保全直接支援事業委託料等を追加計上するものであります。

第7款商工費は、ビジネスチャレンジ支援事業補助金及び地域活力創生事業補助金を追加するとともに、さゆり荘周辺環境整備事業費として用地取得費と立木補償費を計上し、さらにはスキー場、温泉施設等の観光施設に係る修繕料や工事請負費等を計上した結果、総体では3,322万6,000円の追加補正となりました。

第8款土木費は、総体で3,744万8,000円を追加補正するもので、その主な内容は、社会資本整備総合交付金事業の交付額確定との関連で、道路及び住宅整備に係る工事請負費等の事業費を追加するとともに、除雪関連及び道路維持に係る修繕料等の追加、さらには道路台帳補正業務委託料や町営住宅寺前団地屋外整備工事請負費等を、新たに計上するものであります。

第9款消防費は、消火栓設置工事請負費と防災行政無線定期検査委託料を計上し、125万6,000円の追加補正であります。

第10款教育費は、総体で1,925万円を追加補正するもので、御蔵入交流館のスプリンクラー設備修繕工事請負費や文化ホール照明音響設備改修事業実施設計委託料、さらには南郷体育館、びわのかげ野球場といった町内体育施設の工事請負費、奥会津博物館管理用除雪機械購入費等を計上しております。

第11款災害復旧費は、公共土木災害復旧費の災害復旧工事請負費と物件移転等補償費を計上した結果、1,680万円の追加補正となりました。

第14款予備費は、歳入との関連で、3億6,242万6,000円を追加補正するものであります。

また、既定の町債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第79号 平成30年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ199万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ

18億2,376万3,000円とするものであります。

その内容は、歳入では、前年度決算による繰越金について減額補正するものであり、歳出では、総務費の一般管理費を追加するとともに、退職者医療療養給付費等交付金返還金を計上し、歳入との関連で予備費を減額補正する内容となっております。

次に、議案第80号 平成30年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3,906万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,686万7,000円とするものであります。

その内容は、歳入では、地域支援事業交付金過年度精算金を計上するとともに、前年度決算による繰越金を追加補正するものであります。

歳出では、介護認定審査費を追加するとともに、介護給付費準備基金積立金、介護給付費国県負担金等過年度精算返還金、介護給付費町負担分等過年度精算繰出金を計上するほか、歳入との関連で予備費を追加補正するものであります。

次に、議案第81号 平成30年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3,525万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,825万3,000円とするものであります。

その内容は、歳入において国庫支出金及び町債を減額する一方、県支出金及び前年度決算に伴う繰越金を追加補正するものであります。

一方、歳出は、土木費の委託料を減額し、歳入との関連で、予備費を追加補正する内容となっております。

また、継続費の補正は、第2表継続費補正のとおりであり、さらに既定の町債の変更は、第3表地方債補正のとおりとなっております。

以上、本定例会に提案をいたしました議案15件、報告3件に関する説明とさせていただきます。つきましては、よろしくご審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 これにて提案理由の説明を終わります。

ここで、議案第71号から議案第77号までの平成29年度南会津町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計に係る歳入歳出決算について、代表監査委員に決算審査結果の報告を求めます。

木下光廣代表監査委員。

○木下光廣代表監査委員 代表監査委員の木下光廣でございます。

平成29年度南会津町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況、平成29年度南会津町水道事業会計決算、平成29年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてご報告を申し上げます。

まず、決算審査は、平成30年7月3日から7月12日までの実質7日にわたり、渡部勝善監査委員、前監査委員の湯田哲氏とともに実施いたしました。

審査の方法は、町長から提出された平成29年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況調書及び平成29年度南会津町水道事業会計決算について、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合し、計数の確認とあわせて関係職員からの説明を聴取し、決算の正否及び予算の執行状況について審査を行いました。

審査に付された関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものであり、予算の執行及び財政運営状況は適正なものと認められましたので、ここにご報告をさせていただきます。

以下、千円単位で申し上げますが、一般会計の決算状況は、歳入決算額144億2,810万3,000円、歳出決算額139億8,931万2,000円、歳入歳出差引額4億3,879万1,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源5,594万3,000円を差し引いた南会津町の実質収支額は3億8,284万8,000円となっております。

水道事業会計を除く特別会計の決算状況は、歳入決算額51億4,812万9,000円、歳出決算額50億5,130万1,000円、歳入歳出差引額9,682万8,000円が実質収支額となっております。

次に、町税等の未納額についてであります。自主財源である町税等の未納額が依然として発生している状況にあります。主な未納額を千円単位で申し上げますと、町民税、固定資産税、軽自動車税の未納額は1億3,198万8,000円となり、前年度と比較しますと420万6,000円の増加となっております。

国民健康保険税の未納額は1億1,205万2,000円となり、前年度と比較しますと165万6,000円の減少で、6年連続の減少となっております。税務担当職員の真摯な取り組みの成果があらわれたものと評価しております。

後期高齢者医療保険の未納額は324万5,000円となり、前年度と比較しますと3万6,000円の増加、介護保険料等の未納額は1,307万円となり、前年度と比較しますと32万7,000円の増加

となっております。

一方、使用料等の未納額は、保育料が前年度の比較で37万5,000円の減少で、8年連続の減少、町営住宅使用料は前年との比較で198万円の減少で、3年連続の減少となっております。

なお、現年度の徴収率は100%を達成しており、担当者の努力と滞納対策の取り組みの成果があらわれたものと評価します。

下水道使用料は前年との比較で8万2,000円の増加、水道使用料は前年度の比較で131万9,000円増加しており、全体では1億4,219万7,000円となり、前年度と比較しますと79万円の減少となっております。

町税、使用料等を合計した一般会計、特別会計及び水道事業会計の未納額は4億255万2,000円となり、前年度と比較しますと212万3,000円の増加となっております。今後も、町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、未納対策など収納率の向上に鋭意努力する必要があります。

滞納対策として、まず滞納者の現状を十分把握して、その実情に沿ってきめ細かな対応をとりながら、支払い能力の範囲内と認められながら、その義務を果たさない滞納者に対しては、公平公正を期すために断固とした態度で臨むべきであり、行政への信頼にもかかわる問題であることを十分留意され、収納率向上対策に格段の努力を望むものであります。

次に、町債についてであります。一般会計の平成28年度末地方債現残高は152億3,189万2,000円でありましたが、平成29年度末では155億6,864万1,000円と3億3,674万9,000円増加いたしました。

特別会計の平成28年度末地方債現残高は、旧簡易水道分を含めて52億7,896万円1,000円でありましたが、平成29年度末では、旧簡易水道分を除いて27億7,500万6,000円と、25億395万5,000円減少いたしました。なお、この旧簡易水道分の地方債は、平成29年度より水道事業会計に含まれております。

実質公債費比率は、3カ年の平均値で5.3%となり、前年度より0.1ポイント上昇しました。単年度の実質公債費比率を見ると、平成27年度5.4%、平成28年度5.2%、平成29年度5.6%となっております。単年度比較で平成29年度は前年度より0.4ポイント増加していますが、早期健全化比率である25.0%と比較しても低位で推移しており、財政の弾力性は保たれております。今後もコスト削減に努力し、地方債残高及び実質公債費比率の減少に向けて努力することを望むものであります。

次に、水道事業会計について審査意見に沿って申し述べさせていただきます。

平成29年度の南会津町水道事業決算は、簡易水道等を統合した初年度決算であります。経営成績については、水道事業収益6億5,782万円、事業費用5億6,484万8,000円で、当期純利益は6,486万9,000円となっております。財政状態は、流動化比率103.8%で、平成29年度工事未払金3億7,559万1,000円が翌期に繰り延べされており、期末現預金残高4億1,891万1,000円から判断して手許現預金は低水準にあり、資金繰りは厳しい状況にあります。また、企業債残高は35億864万2,000円となっておりますが、収益化可能な長期前受金20億2,204万2,000円を確保し、平成29年度同様に、減価償却費3億2,785万1,000円を計上しながら、最終利益を計上できれば、今後の償還力に大きな懸念はないというふうに判断しております。

今後は、平成28年度に策定された南会津町水道事業経営戦略に基づき、適切な建設改良費の支出により、安定した資金繰りや給水世帯数、給水人口の減少傾向も続くと思われ、さらなる経営の効率化、健全化を進め、安全で安定した水道水の供給に努められることを期待いたします。

次に、財政健全化判断比率審査意見及び公営企業会計資金不足比率審査意見を述べさせていただきます。

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により実施するものであります。

審査の概要であります。町長から提出された健全化判断比率及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令の規定に沿って作成されているかなどに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法により審査を実施いたしました。

審査結果ですが、審査に付された平成29年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計等の平成29年度決算収支において実質赤字額は生じておらず、財政収支に問題はありません。

実質公債費比率については、平成29年度は5.3%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これも下回っており、問題はありません。単年度で見ても、平成27年度5.4%、平成28年度5.2%、平成29年度5.6%と低位で推移しております。

将来負担比率については、平成29年度は23.3%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大きく下回っており、問題はありません。過去3カ年を比較しても平成27年度16.1%、平成28年度19.8%、平成29年度23.3%と低位で推移しております。

次に、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足額は生じておらず、経営健全化基準の20.0%と比較しても問題はありません。

平成29年の財政指数については、健全財政に向け改善の跡が見られますが、今後も普通交付税等一般財源の減少や人口の減少により、財政の見通しはますます厳しくなることが想定され、行財政改革のさらなる推進が必要であると考えます。限られた財源を効率的・効果的に活用することを念頭に置き、町民の立場に立った安全で安心して暮らせる南会津町の実現のために、各課はその役割を認識し、着実に第2次南会津町総合振興計画の目標達成に向かって努力されることを期待するものであります。

社会の急激な改革に乗りおくれることのないよう、時代を先取りし、南会津町の大いなる躍進を願い、決算審査の意見といたします。

なお、個別の指摘、改善指示事項については、審査意見書に記載しておりますので、後ほどごらんいただくことで割愛させていただきます。

以上、ご報告いたします。よろしくご報告いたします。

○五十嵐 司議長 以上で監査委員の報告を終わります。



◎請願の委員会付託

○五十嵐 司議長 日程第5 請願の委員会付託を行います。

本日までに請願1件を受理しております。

平成30年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について、紹介議員から趣旨説明を求めます。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 4番の渡部訓正です。

請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願についての趣旨説明をいたします。

請願人の住所は、南会津郡南会津町田島字後原甲3531-1、氏名は、日本労働組合総連合会福島県連合会、南会津地区連合会、議長渡部英明氏です。

請願の趣旨でございますが、昨年度も同様の趣旨で請願がなされ、本議会において意見書提出の採択をいただいている内容でございますので、請願書の要点と請願内容の7項目を読み上

げて趣旨説明とさせていただきます。

請願書。

地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2019年度（平成31年度）の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。

つきましては、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に対し、意見書を提出して頂きますよう、お願いいたします。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財

政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

7. 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、請願書で述べている7項目について、政府関係機関に対して意見書の提出についての採択をお願いいたします。

なお、政府関係機関等への提出先は、①内閣総理大臣②内閣官房長官③総務大臣④財務大臣⑤経済産業大臣⑥内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）⑦内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）の7名宛てでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

受理した請願については、お手元に配付しました請願文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定によって所管の常任委員会に付託いたします。



◎議案の訂正について

○五十嵐 司議長 ここで、総務課主幹より発言を求められておりますので、これを許可します。

総務課主幹。

○渡部浩明総務課主幹 平成30年第3回議会定例会議案書及び附属資料につきましては、議員の皆様事前に配付をさせていただきました。

その中の定例会議案書、平成29年度決算概要及び平成29年度事務報告に誤りが発見されましたので、ご報告を申し上げます。その訂正方法につきましては、訂正箇所へのシール頒布という形でお願いをしたいと思います。

それでは、お手元の議案書をごらんいただきまして、訂正箇所のご説明をさせていただきます。

4ページになります。議案第67号 南会津町工場立地法準則条例であります。この一番下の行、第4条の本文中、「緑地の面積の施設面積に対する割合」とありますが、「緑地の面積の敷地面積に対する割合」というふうになります。「施設面積」が「敷地面積」というふうになります。

議案書の訂正につきましては以上であります。

次に、お手元の平成29年度決算概要をごらんいただきまして、訂正箇所のご説明をさせていただきます。

1ページになります。「第1 実質収支に対する調書」という表がございます。この表中、左から2列目、一般会計の列中、中ほどに4 翌年度へ繰り越すべき財源の計の欄が今空欄になっておりますが、ここに「55,943」というふうに記載になります。55943というふうに記載になります。

関連で、その下、「5 実質収支額の欄」、「438,791」と記載されておりますが、「382,848」、382848というふうになります。

決算概要の訂正は以上であります。

次に、平成29年度事務報告をごらんいただきまして、訂正箇所の説明をさせていただきます。

まず、46ページになります。最上段、(2)固定資産税①純資産分(現年度課税対象分)という表がございます。この表中、左から6列目、収納額の欄につきまして、「7億3,085万1,595円」と記載されておりますが、「7億2,899万7,820円」というふうになります。728997820円というふうになります。

関連で、その隣の列、収納率の欄であります。 「97.8%」と記載されておりますが、「97.6%」というふうになります。

次に、51ページになります。下段に5 税に対する住民負担の状況(現年度分)という表が

ございます。この表中、左から4列目、収納額の列中、税目でいいますと固定資産税の欄について「7億3,085万1,595円」と記載されておりますが、「7億2,899万7,820円」、728997820円というふうになります。

関連で、その2段下になります。計の欄についてでございますが、「13億2,1006,291円」と記載されておりますが、「13億1,915万2,516円」というふうになります。1319152516円というふうになります。

関連で、その隣の収納率の列になります。税目、固定資産税の欄であります。が、「97.8%」と記載されておりますが、「97.6%」というふうになります。

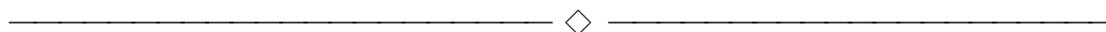
最後の訂正箇所になります。その2段下、税目、県の欄でありますけれども、「98.3%」と記載されておりますが、「98.1%」というふうになります。

議会に配付する資料に誤りがありまして、本当に申しわけございません。訂正方法につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、訂正箇所へのシール頒布という形でお願いしたいと思っておりますので、何とぞご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 ただいまの総務課主幹説明のとおりご了承願います。

それでは、差しかえを行ってください。

[資料差しかえ]



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 上位の着衣をお願いします。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

次の本会議は、9月12日午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時35分

平成30年第3回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成30年9月12日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

9番 湯田 哲 議員
7番 大桃 英樹 議員
4番 渡部 訓正 議員
2番 森 秀一 議員
6番 湯田 良一 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

1番 貝田美郎 議員	2番 森 秀一 議員
3番 丸山陽子 議員	4番 渡部訓正 議員
5番 室井英雄 議員	6番 湯田良一 議員
7番 大桃英樹 議員	8番 湯田賢太郎 議員
9番 湯田 哲 議員	10番 楠 正次 議員
11番 山内 政 議員	12番 高野精一 議員
13番 星 光久 議員	14番 菅家幸弘 議員
15番 阿久津梅夫 議員	16番 星 登志一 議員
17番 室井嘉吉 議員	18番 五十嵐 司 議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅宗吉 町 長 渡部正義 副 町 長

星 英 雄	教 育 長	渡 部 浩 明	総 務 課 主 幹
渡 部 浩 治	総 合 政 策 課 長	馬 場 純 也	税 務 課 長
居 倉 雅 彦	住 民 生 活 課 長	小 寺 俊 和	健 康 福 祉 課 長
渡 部 徹	農 林 課 長	羽 染 正 巳	商 工 観 光 課 長
月 田 啓	建 設 課 長	野 中 英 昭	環 境 水 道 課 長
室 井 竜 典	会 計 室 長	五 十 嵐 小 一 郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長
芳 賀 美 恵 子	学 校 教 育 課 長	酒 井 浩 哉	生 涯 学 習 課 長
阿 久 津 弘 典	館 岩 総 合 支 所 長	星 正 信	伊 南 総 合 支 所 長
馬 場 宗 一	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

馬 場 秀 成	事 務 局 長	星 貴 夫	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	-------	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。



◇ 湯田 哲 議員

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君の登壇を許します。

9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 おはようございます。

先週6日、北海道を襲いました地震により被災されました皆様、亡くなられました方にお悔やみとお見舞い申し上げます。

通告に従いまして一般質問を開始いたします。

大きく4つあります。1番、「触れ合いまちなか活性化事業実施計画」の早期実現を。

町議会では7月24日、南会津町商工会事務局長室井裕氏を講師に、触れ合いまちなか活性化事業実施計画書について研修が開催された。空き家石蔵の活用を初め、具体的で詳細な説明を聞くことができました。

そこで、伺います。

これまでも同様なまちなか活性化計画が何度も出されてきましたが、実現されなかった理由は。

②、特急「リバティ」の運行によって、会津田島駅を通過する人はふえましたが、本町を目的とし下車する人は余りふえていません。触れ合いまちなか活性化事業実施計画を早期実現し、魅力あるまちなかとし、観光客や交流人口を増加させ、活気あるまちなかにするのは今だと考えるが。

2、空き店舗で「いつでも文化祭」、まちなかににぎわいを。

現在営業中の商店が閉店することなく営業を継続するためには、まちなかに滞在する人間の絶対数がふえることが重要です。観光客の増加はもちろんですが、町民がまちなかに滞在する機会がふえることも重要です。新たなる商店の参入は難しい今、文化協会や桧沢生活文化伝承クラブなどの木工クラブや、ほかの手芸愛好会などと協議し、文化祭の会場のように常設の作品の展示をギャラリーとして、会員がそこに集う場所として空き店舗を利用し、作品を見に来る人やサークルが開催する講習会の受講生もふえ、その人たちがまちなかの食堂、喫茶店や商店を利用することでまちなかがにぎわうと同時に、サークルの会員の生きがいつくりにもなると考えます。つまり、「いつでも文化祭」のような空き店舗の利用はと考えます。

3、展望台と呼べる場所の整備を。

本町には展望台と呼べる場所が余りありません。会津田島より一番近い愛宕山山頂が、町の観光パンフレットには、標高750メートルの山頂には愛宕神社があり、そこからは田島地区中心市街地や南会津の山々の眺望が得られると紹介されています。現在は、頂上付近の立木が大きく育ち、視界は余りよくありません。

そこで、伺います。

①、展望台となり得る場所を町民から募集し、その中から幾つかを選び、展望台として整備してはどうか。

②、その整備の中で、周囲の木々が視界を遮り一望できないような場合、愛宕山も含め、その木を伐採し、展望台にふさわしい場所にすることで大きな観光の名所となると考えるが。

4、学校等施設の契約電力を見直し、経費削減を。

10年前の本町の小・中学校の児童・生徒数は1,547人で、今年度は約500人減少し1,018人です。使用する教室の数も少なくなり、学校全体の電力容量は建設当初の契約電力より著しく減少しています。現在の減少した電力に見合った契約電力に見直し、年間の電気代を削減すれば、小・中学校11校全体では大きな経費削減になると考えるが。

壇上からは以上です。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

9番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、「触れ合いまちなか活性化事業実施計画」の早期実現に対しての1点目であります。また、これまでも同様なまちなか活性化計画が何度も出されてきたが、実現化しなかった理由と。それから、また2点目、触れ合いまちなか活性化事業実施計画を早期実現するのは今だと考えるがとのおただしであります。関連があると、そのように考えておりますので、一括してお答えをさせていただきます。

町ではこれまで、平成17年度に策定された田島町中心市街地活性化基本計画に基づきまして、中心市街地活性化拠点整備事業として屋台常設展示格納庫の整備を行いました。空き店舗を活用したまちなか楽座やまちなか交流サロンの開設とあわせまして、観光客の利便を図るため、駅前にまちなか案内板や道路案内看板の設置等、さまざまな事業を行ってきたところでもあります。そうした中にありまして、実現された事業もあります。

中心市街地の活性化につきましては、行政指導だけでは行えるものではないと、そのように考えております。地元商工業者や町商工会及び関係各団体が協働して取り組むことが肝要であり、また、町の予算状況も深く関係しているところでもございます。

今後は、中心市街地を魅力あるまちなか、活気あるまちなかとするために、触れ合いまちなか活性化事業実施計画に基づく事業の実施を検討するとともに、地元商工会・商工業者の主体的な取り組みにつながるよう、町商工会や関係団体と連携して、にぎわいのあるまちづくりを推進していきたいと考えております。

町も、みんなとともに歩む協働のまちづくりを宣言いたしましたし、やはりみんなの協力があって、そしてみんなと一緒にまちづくりすることが私は基本的には大事だと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、空き店舗で「いつでも文化祭」、まちなかににぎわいをとのおただしであります。

町では先駆的事例として、空き店舗を活用したまちなか楽座を開設し、店舗の空きスペースを利用して、昨年度は華道教室であったり、健康講座であったり、そしてまたレコードジャケット展示等、協力をいただいております。まちなかへの集客に努めております。

まず、既存の施設の活用を推進いたしまして、積極的に町民の方に利用促進のPRを行いつつ、利用者の増加を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、展望台の整備に関する1点目ですが、展望台の場所を町民から募集して整備してはどうかというおたがしですが、南会津町には田島地域の愛宕山や弁天山、それから館岩地域の前沢地区を眺望できる展望台、伊南地域の久川城跡、それから南郷地域においては南郷スキー場など、町並みを眺望できる場所が数カ所あると、そのように思っています。

募集してはどうかということでもありますけれども、そのような中で現在あるわけでもありますけれども、ご存じのない方もいらっしゃるかもしれません。町としても、その辺もPRをしながらやっていきたいとは思いますが、果たして募集してどの程度集まるかということも1つ疑問といえますか、懸念がございます。

そうした中にありまして、展望台は観光資源の一つのツールであるとは思いますが、今提案いただいた愛宕山、観光の展望台としてどうかというのは、私ちょっと疑問に思っています。そういうことも1つ、私自身ですが、そういうことはありますが、そういう意味で、展望台の場所を町民から募集するという、今、新たに町が整備すると、そのようなことは考えておりません。

ただし、先ほど申し上げましたように、弁天山のように地域づくりの一環として集落を整備したいと、そのような場所があれば、町としても何らかの支援はしていきたいと、そのように考えております。

次に、2点目です。

樹木を伐採しての展望台整備についてですが、一般的な場所であれば、所有者の同意があれば樹木の伐採は可能であります。愛宕山の件です。

しかし、愛宕山につきましては、福島県指定史跡鳴山城跡であり、史跡の指定範囲内の樹木を伐採する場合は、所有者の同意のほかに、史跡の保存に影響を及ぼす行為として、福島県文化財保護条例に基づく現状変更申請が必要となってまいります。樹木の伐採が史跡の保護に影響を及ぼさないことが確認できれば、現状変更が許可されるものと考えておりますが、場所や規模によっては樹木の伐採が許可にならない場合もございます。

ご提案の展望台整備につきましては、前沢集落のように対象が明確な場合はある程度の効果があると思いますが、単に町並みを見せるといった理由では、観光客のニーズや費用対効果の面からも現時点では設置する考えはございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、場所によってはもう少し整備といいますか、木の整理とかそのようなことが必要かなと、そのように感ずるところもございますので、その辺は関係者とか、今後話し合いを詰めていく必要があるのかなと、そのように考えておるところでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 おはようございます。

それでは、私からは、学校等施設の契約電力を見直し、経費削減をに関してお答えします。

児童・生徒数の減少に伴い、減少した電力に見合った契約電力に見直せば、大きな経費節減になると考えるがとのおただしであります。契約電力はその月の最大需要電力とその月前の11カ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値によって決定されております。

学校で使用する電気機器は、ICT機器等の導入等により増加しております。児童・生徒数の減少がそのまま電力料金の削減にはならないのが現状であると考えております。

なお、各小・中学校では、電気料に限らず、水道料金などを含めた維持管理費について、児童・生徒の生活に無理のない範囲で削減するなど努力しているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 それでは、再問させていただきます。

1番について。

7月ですので、最近、講演を聞かせていただきましたし、本当に具体的な中身について触れることができました。

この質問は、多分2年前、3年前、10年前、多分その時代によって違ってくると思うんですね、時代背景によって。今、なぜかという、リバティがここに乗り入れられたときの質問とその前の部分では違うと思うんです。そういう意味では、この質問は今だからこそであります

と、思って質問させていただきました。わかっていると言われればそれっきりなんですけれども。

事務報告の中に、先ほど町長が述べられた30年度から具体的に組みんでいくということの明言がありましたので、この中で今まで実現された大屋台の格納庫も4つできましたし、本当に実行されたものも幾つかあるのも認識しております。その中で、やはりまだ不足している、にぎわいづくりにはまだ不足しているとは認識はしていますが、この直近、すぐにできることとか、それがもしあれば、まず第1番目にはこれを手がけたいというものがあれば伺いたいんですが。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

私も、これまでも何度もこの件につきましては触れてまいりましたけれども、商工会の皆さん、地域の皆さんにも折あるごとに話はしてまいりました。そういう意味で、田島バイパス開通間近です。そして、縦貫南、いよいよ着工になりました。周囲の私たちに向かってくる道路、改良工事が進んでおります。そうした中であって、本当に前のような田島の中心市街地の活性化をどのようにするかということは、もっともっとこれからもクローズアップされてくると、そのような中で、町としてもそれらにしっかりと対応できるようなもの、まちづくりというものをやはりこれから、今すぐにも着手しないといけないと、そのように認識しております。

それとあわせて、田島全体をどうするかということも1つの問題でありまして、そういうことも含めた中で、商工会の皆さんからも今度は提案もいただきました。ですから、それを一つ一つ検討して煮詰めをして、そして実行できるもの、そしてまた改善を加えるもの、そういうことを検討して実行に移せばなど、そのように考えております。その際には、議員の皆さんにも、もちろん地域の皆さんにも、商工会ばかりじゃなくて、協力をいただくこととなります。

町は、そういう意味で、先ほど申し上げましたけれども、みんなで協働のまちづくりをしましょうと、こう宣言しましたわけですから、ですから、町としてもそれを実際に実行に移していきたい、そのように思っています。

いろいろ課題ございますけれども、やはりまちづくりは私とともにやっていくということ、町だけの考えではできないと、そのようにも認識しておりますので、ぜひ皆さん方とともにやっていく、そしてともに夢を実現していく町をつくっていききたいなど、そのように思っています。

そういう意味で、具体的な提案もいただいています。全部精査しているわけではございませんので、きょう、全てお答えはできませんが、そのようなことをどのようにしたらできるかということ町として考えていきたい。具体的には、1つはこの庁舎ができました。駅と向かい合っています、玄関が。ですから、まずその通りをどうするかということ、直面として考えていったらどうかと思います。また、商工会の皆さんからも具体的に提案いただいていますから、そこら辺も具体的に検討できるように、実施できるような方向性の中で、町としては検討を加えていきたいと、その準備をしていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 今、町長言われたこの通りに関しても、僕も二、三回前の議会でも質問させていただきました。せっかく町新庁舎ができて、統一性がないのでということで質問させていただきましたけれども、目に見える形で、ぜひ今までやってきたもののその上に、さらに実行していただきたいと思います。

先ほど289の話が、間もなくという話もありましたけれども、全く人の流れが変わる段階で、場合によってはこちらの旧道のほうは安心して歩けるような場所になったりするわけですから、若松市内にある野口通りみたいな形で、何でしょう、皆さんが散策自由にできるような、子供連れで、家族で歩けるような風景も想像できるぐらい、ある意味では道路の流れが変わりますので。

だから、今、こういうものがクローズアップされて、今実行しなきゃならないと思いますので、ぜひ、特急「リバティ」の観光客もここで散策する姿も時々見かけます。車がこうやって何か探しているような雰囲気、多分この人たちは観光客だなと思うような風景も時々見られますけれども、その人たちがこの町がすばらしいということ、いい町だということの感想を述べて、またそんな情報が広がって、多くの観光客あるいは交流人口がふえることを願います。

実際、事務報告の中に、これから30年度に向けてやっていくというふうに書いてありますので、これについては以上です。

続きまして、空き店舗で「いつでも文化祭」、まちなかににぎわいをと。

これは、毎回こういう抽象的なことで、皆さん「何だ」と、こう言われるかもしれないんですけども、これは多分同じようなことを、以前の議会でも質問させていただきました。これに対して町長の答弁の中では、まちなか楽座の中でのレコードジャケットとか華道教室、健康体操とかのさまざまやることで実証しているということで答弁があったんですが、このタイト

ルの部分が重要で、「いつでも文化祭」ですから、それ以外の分ですね。それ以外の店舗のことを提案しているつもりです、まちなかのにぎわいを。要するに、1つだけでは足りなくて、要は部室的な、町全体が学校だという認識、時々、僕口にするんですけども、その中で、まちなかの空き店舗を使って、そこに愛好者が1つの店舗に3つか、いろんな策がありますので、そういう部室のような形の意味なんです。そして、その中に写真クラブの写真が展示されていたり、あるいは作品を展示したり、場合によってはその人たちの手芸の作品が売られていたり、教室が開かれたりという意味の質問をさせていただきました。

ここの分ではこういうことなんですよね。ビジネスチャレンジの分で、町の今回の事業で新しく事業を始めた方々いらっしゃいますね。順調だそうです。新しい場をつくったり、そこに大分お客さんも行って、いろんな話を聞きますけれども、本当にうまくいっているみたいです。ただ、そういうのはまれだと思うんです。

その中で、空き店舗をさらにどこかのビジネスのためにチャレンジしてほしいというのも、確かに1つの方向ではあると思うんですが、ぜひそういう店と店の間に誰か滞在する場所、それがこの提案なんです。そういうところに人が集まれば、おのずとその集まった人たちが近くの食堂なり喫茶店でコーヒーを飲むだろうという想定で、今、ちょっと距離が遠過ぎると思うんです、店と店とがね。だから、その間にそのような場所があったら、そこで多分、「いつでも文化祭」ですからその中に、本当は賃貸料なんかは、文化祭とうたっているぐらいですから町で、ある程度の経費が必要だと思うんですが、そういう集う場所。町民がそこに集まらなかったら、町民がこのまちなかに出てこなかったら、にぎわいはないはずですよ。そういう意味で言っていますので、この部分についての考えはいかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答えいたします。

現在、答弁のあったとおり、まちなか楽座の活用について、まずその視点からお話しさせていただきますが、全て今現在、商工会のほうで企画展というのを実施して、町民が自主的に展示会をやることもできます。それがまた幅広く活用できる場でもありますので、希望者においてはそこを起点としまして、中心市街地の活性化を図るというような考えで言いました。

趣旨につきましては、「町のお知らせ」等で広く町民に対してお知らせをしながら、楽座を活用して、町民にまた来ていただいて、そこでまた活性化につながるというような考えでいますので、ご理解願います。

今ほどありました空き店舗につきましては、かなりというか、古い数字であります。25年の数字の中で12件、まちなかの中にあるというふうに、活用している部分もございますが、その部分だけ5年前のデータでございます。そして、現在は現状と異なる部分が多くあると思います。その点で、今後、空き店舗をまず把握することが重要かなというふうに思っています。

その後、商工会と連携しながら、今言われました相互の店舗の紹介であったり、使えるかどうかの検討をしながら、慎重に行っていきたいというふうな考えでございますので、ご理解を願います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 実は、これの分では、今言われたまちなか楽座がその役割を果たしているという答弁を聞きましたので、言いかえればまちなか楽座の2号店、3号店、4号店があれば、そしてそこに、レコードジャケットもすごくクラシックな分で、懐かしい昔の歌手の展示がありましたけれども、そういうのが、特殊ですけれども、常設的な部分で長期間にわたってあれば、まちなか楽座で何かやれば、突発的にそこである期間で終わってしまいますよね。その2号点では、また別な意味でやっている、そういう意味ですので、ぜひ、そういう提案ですから、まちなか楽座を使ってぜひさらにやってくれという部分じゃなくて、先ほど言いましたように、今言った22店舗があきあるならば、駅前の通りのみならず、合庁の近くに1店舗、若松寄りのほうにまた離れて、最低でも3店舗とか、楽座を含めて、そういう意味で言っています。

こんなことが書かれています。先ほどのまちなかにぎわいの活性化事業の初めの第1章の部分にこんなのがあります。「町は、仕事と経済活動のみによって成り立っているのではなく、人々の暮らし、文化、歴史的資産等々の絡み合いにより成り立っている。そこに暮らす人々が日常生活を精神的にも経済的にも豊かになるために、町が生き生きとして魅力的で、訪れたいくなるような価値あるエリアとして創造していく必要がある。」

しつこいようですけれども、この意味で、生きがづくりや、その中で訪れたいくなるような町の工夫として言っていますので、まちなか楽座は素晴らしいです。その幾つかをとということです。その部分で提案していますので、まちなか楽座をさらに使って、そういう文化の発信をしているということはわかったんです。その部分で、22店舗の中のほかの部分に対しての挑戦はできますかという質問です。それでお答えいただきたい。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、議員は、まちなか楽座のまたその何といいますか、系列店というか、新しい店をとという話ですけども、町が全てやるとは思っていません。ですから、先ほど申し上げましたように、まず1つのきっかけだと思っています。

ですから、ああいうのを1つの例にして、そして空き店舗の所有者とか、それから意欲のある人たちとか、そういう人たちがまたそれを継いでやってくれば一番町としてはいいなと思っています。ですから、そういうことを促していく、そういう活動は、動きは町としても支援もしていきたいと思っています。

もう一つは、これまでもいろいろ言われてきました。やはり、今の現道では、仮にまちなかに店舗を構えても、駐車場がないとか、そのような課題もございますので、今の現状ではなかなか、正直言って、路上駐車できませんし。ですから、そのような課題もございますので、一朝一夕にできないと思います。

ですから、そういう条件整備をしながらやっていく必要があるし、そしてまた、先ほど申し上げましたように、バイパスの開通をにらんだところでのまちづくりといいますか、そのようなことも町としては皆さんとお話をして、そして実現に向けていきたいと、そのように思っています。

ですから、施設をふやすのも大事ですけども、私はもう一つは、やはり食べ物であったり、本当に人の心が通じ合うような、人と人の触れ合いのできるような、わかるような、そのような町になっていかないと、私はなかなか、建物だけ建てて人が集まるということはないと、そのようにも感じています。

ですから、そのようなことも含めて、先ほど申し上げましたように、みんなで協働のまちづくりを目指していきたい、そういうことをまず掲げていきたいと思っていますので。ですから、そういう状況の変化を感じてもらって、そしてみんなにもそれを頑張ってもらいたいような支援策は町としてはやっていくと。ですから、町がまちなか楽座をもう1軒、あと2軒と、そういうことはやるつもりは今のところはないということです。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 町民がみずからやる場合だったら協力しますよということを、正確に言えますので、ビジネスチャレンジとかのビジネスの補助政策もありますから、意欲のある方に対しては町は積極的に支援していくという視点の言葉というか、答弁ありましたけれども、そういう意味では、それにも期待していますけれども、文化という、お金を生むものではないかもしれないけれども。

そういう意味で、繰り返してもしつこいので言いませんが、ぜひ、そういうものがあれば人がまちへ出てくるだろうという部分の考えですので、それでその人たちはまちなかに流れていくだろうという考えです。それは、ぜひ、町民の中からそういう意見が出てきたら、そういうアイデアを持って私がやりたいという手を挙げた方に対しては、ぜひ協力してほしいなと思います。よろしくお願いします。

それでは、3番に移りたいと思います。展望台と呼べる場所についてなんです。

先ほど町長から、久川城とか弁天山、南郷スキー場の上から見える伊南川沿いのすごい夕陽、必ずパンフレットに載っています。さまざまな冊子の表紙を飾っています。すてきな部分だと思います。それから、前沢の曲家の部分の展望台のことも掲げられていましたけれども、これ、実はなぜ、1番は愛宕山の今回つくられてできたことで、つくっていた人間に聞いたら、「展望いいだろうな、さぞな」と言ったら、桧沢方面はもうまるっきりいいんだと。ところが、市街地は全く見えないと。ここから見ても、本当見えるはずでしょうけれども、見えないということは立木が邪魔をしているんです。これにちょっと触れて、展望台でこれを中心に話したかったんですけども。

実は、先ほど、県指定鳴山城の文化、これももちろんわかっています。でも、もしこれ数百年、何百年もの歴史の、あれは鳴山城の見張台だったそうですね。あれでのろしとか何かを見ていたそうです。今はそういう文化財の縛りがあるから、あれを使って、普通だったら、当時だったらお侍さんがすぐ切れよと、切って見晴らしよくするでしょうけれども、そういう縛りは確かに、いろんな解除の方法で今提案ありました。ぜひ、そういう意味で、無理があるんじゃないかと、それをして、あそこから見晴らしがいいんだ、鳴山城のかつての見張台の部分として、やはり昔のように、同じようにするという考えはいかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 答えいたします。

町長答弁でお答えしましたとおり、愛宕山、県の指定史跡になってございます。それで、頂上付近の立木が視界を遮っているということは認識をしております。今後、立木のまず所有者との協議、こちらが必要となっております。立木の所有者の同意が得られた場合には、史跡ということで、史跡保存の専門家とも協議をしていきながら、またご指導もいただきながら、伐採について可能かどうかということで調査をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解ください。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 ぜひ、不可能はないですよ。いろんな許可をとればできますよという、先ほど町長答弁の文書の中にもありました。不可能ではないので、ぜひそういう調査してほしいと思います。パンフレットに書かれていることがうそだということじゃなくて、どこか高いところ、眼下を見おろす、市街地が見れるってやっぱり魅力ですよ。斎藤山なんかも、その部分でいえば本当にどこでも見れますけれども、あそこもいずれ立木が大きくなれば見れませんが。

そういう意味で、ここの部分の、ぜひ展望台と呼べるもの、観光名所と言われる部分にはちょっと登山として、750から約200メートルの高低差があるわけですから、あの登山道では、賢太郎議員が言われた階段のようなものをつくらないと、本当に観光名所にはなり得ないかもしれないんですが、そんなものも含めて、できないではない、歴史の史跡、文化財の指定になっているからじゃなくて、ぜひそういう意味で、観光の名所になるような部分として、見晴らしの分、ぜひ調べてほしいと思います。ぜひ調査してください。

その辺は今ありましたのでぜひ、全部切るわけじゃないですよ、市街地が見えるような形です。全部なくなっちゃったら、風が強くて本堂が飛んでいっちゃうんじゃないかという心配もありますから、その辺はいろいろ考慮しながら、調査してほしいなと思います。今ので十分であります。それでは、これに関しては。

あと、展望台に関してはこうなんです。スキー場の名前が出ましたけれども、各スキー場、たかつえは、たかつえの第6リフト山頂なんていうのはもう七ヶ岳も見えますし、荒海も見えますし、とにかく幾つもありますね、展望台としてふさわしい場所。

そういう意味では、募集して集まらないんじゃないかと、募集すれば、昔、ちっちゃいとき、あそこの山に登って見たあの景色というのは、有名な山じゃないけれども、ぜひ、そういうのはみんな持っています、アイデア。募集しても、僕は全然損ではないと思います。それも名所になり得ると思います。ぜひ、そういうのもしてほしいなと思うんです。

募集する考えについては何か、集まらないだろうなんて言いましたけれども、これに関してもう一度聞きたいんです。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

募集するつもりはありません。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 ぜひ、愛宕山の部分に関しては調査してください。よろしくお願

たします。

それでは、4番に移りたいと思います。

学校等施設の契約電力の見直しの分ですが、最近ではICTの部分で、そういうコンピューターとか何かを導入されているので、今から10年前とは変わらない消費電力だということが多分、今、教育長から答弁あったんですが、ちょっと一般家庭とはね、学校関係は内容が違うので即答、でも、このものを聞くと、何かなるほどと思うような質問だと僕は思っているんです、本当は。僕も民宿をやっているんで、契約電力は当時のトップの一番多いのに合わせましたけれども、さすがに最近では減ってきましたので、減らしてもまだブレーカーも落ちずに、安定してやっています。そういう考えでいえば、皆さんのご家庭だって、当時つくったころは9人家族で、今2人しか住んでいないのに当時のままだということだと思いますけれども、それを見直す必要があれば、半分になるケースもあります。

この分に関して言わせていただければ、先ほど教育長の言われた、それでも電気料は変わっていないということでしたけれども、この分に関して、例えば前、議員が言われましたけれども、電力の削減のために、例えば契約会社ね、東北電力お世話になっていますが、僕も東北電力ですけども、そういう考えなんていうのは、電力の節電に関する質問なんですが、1回触れたことはあるんでしょうか、町部局のほうで、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げます。

今のこの管内ですと、東北電力からの電力受給が中心でございます。最近出てきているのは、電力の供給先を東北電力以外のところから供給を受けるという、いわゆる新電力との契約でございます。

管内でいいますと、只見町が先行的に実施している事例があったり、それから南会津地方環境衛生組合がこのほど契約変更の手続きをして、最終的には東北電力で再契約をすることになったようですが、そこで削減を図られたという事例がございました。

今、町としては、学校施設以外、町が抱えている大きな電力消費でございますので、そういったものの調査を担当課に指示をしているところでございます。

今後、管理経費の削減というのは重要なポイントでございますので、新電力の導入に向けて今、調査研究段階にあるということをご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 今の副町長が言われましたほかの実例、只見町もありました。今、後

半のほうで言われた、僕、「学校等」という表現したのは、実は等なんです。今、まさに副町長言われたとおりに、どこかのポンプ室なんかも含めて、水道のポンプ、もう常にフル回転、かなりの電力としています。聞いたことによると、まさに今のおり、今のポンプの性能はめちゃめちゃ上がっていると、当時の部分よりはもうグレードアップしているので、すごいちっちゃなやつでも当時の能力を出してしまうという例で、半分になったというのをちょっと耳にしましたので、そういう意味ではすごい、学校に限らず、今やっているということであつたので、ぜひ、今、副町長言われていることを、もう少し一歩進んだ形で、本当にやればすぐできることです。

電力は幾らでもお金が欲しいから黙っていますけれども、ポンプは本当にちっちゃいのが備わっている割には契約電力は変わらないので、何万という、低電力、200ボルトの場合は、使っても使わなくても基本が大きいので、ぜひその分、しっかりと伝えてきてほしいと思うんですが、その辺の考えはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 具体的例示として今、水道関係のポンプのお話をいただきました。手元に資料ございませんので、具体的にどうなっているのかはちょっと把握しておりませんが、担当課のほうでも、電力削減に向けて水道施設の見直しということで、非常に効果を上げているという報告を受けております。

これは、ポンプという設備または管理方法の注意というか、改善によって電力削減、電気料削減に向けて取り組んでいる事例ということで、現実には環境水道課で所管している水道の電気料は下がっているということでございます。

それから、新電力の話でございますが、県内でもそういう自治体が結構ふえつつあるという状況でございますので、その辺については、議員言われるように、学校だけではなくて、例えば庁舎機能であったり、大きく電気を消費する施設でキュービクルを持っている施設が結構ありますので、そういったところを調査をしまして、実施したいと考えております。

一括で進めてやるというのは難しいと思いますので、先行事例として何か所かピックアップをして、競争に付して新電力を導入するということになるかと思いますが、そういった準備に入っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 今、新電力、東北電力なんで、僕たちも保守的で、僕も実際は電力さんですけども、ただ、今言われたとすると、電力さんも本当にこたえるんだそうですね。や

はり、ライバルにとられてはもう数百万、年間の売り上げの分では数千万変わってきますので、そういう意味では、すごく相談するので何とでもなる——何とでもというのはおかしいんですけども、それはあるみたいですので、ぜひそういうモーションがもし南会津で出れば、東北電力のほうでも、民間、今言った新電力との対抗で安くするというのも、実を言うと聞いています。そういうことは実際起きますので、ぜひ今後とも経費削減のために、そういう研究を進めてほしいなと思います。

以上で質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で9番、湯田哲君の一般質問を終わります。



◇ 大 桃 英 樹 議員

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君の登壇を許します。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 通告に従いまして、7番、大桃英樹、これから一般質問を開始いたします。

質問事項は大きく2点でございます。1つ目、女性が働きやすい環境づくりを、2つ目、新庁舎建設事業の検証は。

まず、1つ目からです。

国では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）を定め、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務づけられました。

また、福島県知事は、イクボス宣言等を行い、県内企業へ超過勤務の縮減であったり、ワーク・ライフ・バランスの確立を呼びかけてございます。

女性が働きやすい職場環境をつくっていくことは、住みやすいまちづくりに資すると考えることから、以下について伺います。

1つ目、平成30年4月現在の町職員の女性職員の割合は。

2つ目、町職員の有給休暇取得率、超過勤務の状況の過去3年間の推移は。

3つ目、男性職員の育児休業取得状況の過去3年間の推移は。

4つ目です。平成29年度における各種審議会等における女性委員の割合は。

大きな2つ目でございます。新庁舎建設事業の検証は。

新庁舎が誕生して2年目を迎えました。新庁舎建設に当たっては、「コミュニティを育む庁舎」というコンセプトのもと、防災拠点としての機能や、地中熱や太陽光発電も取り入れ、また、障害者雇用を促進する場なども施されました。

新庁舎完成から1年が経過したことから、以下について伺います。

1つ目、新庁舎の電気料や灯油代など、ランニングコストの変化は。

2つ目です。コミュニティを育むための庁舎としての共同スペース等の活用状況は。新庁舎を活用した協働の具体例は。

以上について伺います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 7番、大桃英樹議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、女性が働きやすい環境づくりをの1点目ではありますが、平成30年度4月現在の町職員の女性職員の割合はとのおただしではありますが、三役を含む全職員数が247人います。うち女性職員数が65人あります。そういうことで、女性職員の割合は26.32%となっている現在であります。

次に、2点目ではありますが、町職員の有給休暇取得率、超過勤務の状況の過去3年間の推移はとのおただしではありますが、まず平成27年の有給休暇取得率は、町職員平均で32.3%となっておりまして、うち女性職員の取得率は35.9%となっております。続きまして、平成28年の有給休暇取得率は、町職員平均で33.3%となっております。うち女性職員の取得率は33.0%となっております。平成29年の有給休暇取得率は、町職員平均で35.2%となっておりまして、うち女性職員の取得率は37.3%となっております。

次に、超過勤務の状況ではありますが、平成27年度の総時間数が3万2,895時間、延べ人数1,849人、うち女性職員の総時間数が4,987時間、延べ人数で499人となっております。続きまして、平成28年度の総時間数が2万7,073時間、延べ人数が1,765人、うち女性職員の総時間数が5,055時間、延べ人数であります448人となっております。平成29年度の総時間数が2万9,738時間、延べ人数1,771人、うち女性職員の総時間数が5,027時間、延べ人数455人となっております。

お示ししております超過勤務の状況につきましては、新庁舎建設に伴う引っ越し作業や衆議院議員総選挙、それから災害対応などが伴う超過勤務が含まれておりますので、ご承知をお願いしたいと思います。

次に、3点目、男性職員の育児休暇取得状況の過去3年間の推移はとのおただしであります
が、平成27年度、平成28年度、平成29年度とも、育児休暇を取得した男性職員はおりません
でした。しかし、育児参加のための休暇等の取得については、子供の看護休暇としては平成27
年度は12件、平成28年度は16件、平成29年度は3件の取得がありました。配偶者の出産休暇
としては、平成27年度はなかったです、ゼロ件、28年度は2件、平成29年度は5件の取得が
ありました。育児のための休暇につきましては、平成27年度はありませんでした。28年度は
1件、29年度はありませんでした。

本町において、南会津町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を定め、
女性職員の活躍の推進に向けた数値目標などを示し、管理職を含む職員の意識啓発や職場環境
の整備などを進めておりますが、今後もさらなる促進をしてみたいと考えております。

やはり、誰かが先に実践しないと、男性の育児休暇はなかなかとりにくいのかなと、そのよ
うな雰囲気も感じられますので、私としてもその辺は、職場の環境も、それから町民の皆さん
の理解もぜひ必要なので、そんなようなことも含めながらPRして、そして子育てしやすい環
境、職場づくりをする必要があるのかなと感じておりますので、ご理解をお願いしたいと思
います。

次に、4点目ではありますが、平成29年度における各種審議会等における女性委員の割合はと
のおただしであります。地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性の登用の調査に基
づきますと、町に設置されております審議会数が16、うち女性委員のいる審議会が10となっ
ております。委員数につきましては、全体で242人、うち女性委員数が52人となっております。
女性の割合は21.5%であります。

第2次南会津町総合振興計画後期基本計画においては、平成32年度の成果指標の目標値を
30%としておりますので、町が主催する各種審議会や委員会への女性の登用を積極的に推進し
てまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、新庁舎建設事業の検証についての1点目ではありますが、電気料や灯油代など、ランニ
ングコストの変化はとのおただしであります。これまでの旧庁舎は、電気、灯油、ガスの3
つの光熱費で賄ってまいりました。

夏場においてエアコンもなく、来庁者や職員等には大変厳しい状況の中で仕事をさせていただ
いたと、そのようにも思っています。新庁舎におきましては、地中熱や太陽光などの自然エネ
ルギーによる環境負荷の少ない最新の設備を整備し、オール電化による快適な執務環境となっ
ております。

ランニングコストの変化としましては、旧庁舎の場合、最終年の電気、灯油、ガスの光熱費の合計が606万5,000円の実績になっておりました。新庁舎の場合、光熱費は電気料のみであります。その合計が年間で979万9,000円の実績となっておりまして、単純に比較しますと、約1.6倍の光熱費がふえたこととなります。しかしながら、旧庁舎と新庁舎の延べ床面積を比較しますと、ほぼ2倍となっております。旧庁舎は2,700平米だったと思いますが、今、この庁舎は4,700平米ございます。数値上そのようになっておりますので、そういう中での電気あるいは光熱費の消費量だということでもあります。

さらに、学校教育課や健康増進係が新庁舎へ移動となったことから、職員の数も増加しておりますし、OA機器、エレベーター等の設置の増加も加えれば、かなりの光熱費の増加があったものと、そのような状況の中で増加があったものかなと思います。

これらを勘案しますと、地中熱や太陽光、LED照明や高気密、高断熱など、省エネに配慮した庁舎として最大限に活用されていると、そのようにも考えております。

今後も、自然エネルギーを効率的に活用し、職員一人一人が自覚を持ち、無駄のない庁舎の維持管理に努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります。

コミュニティを育むための庁舎としての共同スペース等の活用状況は、新庁舎を活用した協働の具体例はとのおただしであります。前回の6月定例会でも答弁させていただきましたが、新庁舎が協働のまちづくりの実践の場として、さらには町民の皆様に利用しやすく、親しんでいただける施設となるよう、これまでも努めてきたところであります。

活用状況につきましては、庁舎1階の多目的ホールや町民ラウンジなど、多種多様の町内の団体、企業等にも広く貸し出している状況でありまして、本年度においては延べにして13件、1,175名の利用実績があったところであります。また、町民活動の発表の場として、ミニコンサートを実施してきたほか、町民の皆様の活動を紹介するパネル展示等も行ってきました。

さらに、10月1日には、地酒で乾杯プロジェクトによる全国一斉日本酒で乾杯イベントが庁舎駐車場をメインに開催されます。駐車場が完成しましたので、皆さん方に利用していただけるものと思います。

これらの新庁舎活用に対しましては、庁舎内に本庁舎施設管理運営検討委員会を本年8月10日に発足し、若手職員を中心に、本庁舎の施設管理運営や町民の利用促進に関する取り組みを協議しているところでありまして、さまざまなアイデアを出し合いながら、より多くの町民に利用していただけますよう、そのような庁舎を目指してまいります。

今後も、にぎわいのあるまちづくりを推進し、コミュニティを育める庁舎となるよう引き続き努力してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず、1点目の女性の活躍するための職場環境の充実ということなんですけれども、どうして一般質問にこの項目をといることをまず説明させていただきたいなと思っているんですけれども、南会津町でもるる非常に手厚い子育て支援を行っていると思っております。マネジメントシートを見ても、これだけの事業を行っている。そして、ニーズに応える形で即対応しているということが非常にうかがえます。

しかしながら、なかなかこれを実数として出生数を上げるまでにつなげるというふうに持っていくには、非常に難しい局面を迎えているなということを我々は多分共感しているのではないかと考えています。果たして、どうしたらこの南会津町の担い手をふやして——減らさないでこの地域を維持していくのかということに関しましては、やはり数にこだわる必要はあるのかなと考えています。

そんな中で、手厚い支援をやっている。例えば、保育所1つに目を向けても、皆さんとともに確認していきたいんですけれども、例えば館岩地域では、幼稚園ではなかなか子育て環境の充実に資してないということから、幼稚園の中で保育機能を高めていこうというような努力をされております。

また、南郷地域では、小学生に放課後子供教室と学童保育の2本立てで行っている。子育て環境という面から考えると、非常に手厚いなと思っています。人数が少ないのに、2本立てでやっても両立している、この関係者の努力というのは相当なものだろうなと思っております。

また、伊南地域でも保育所を新設しました。さらに、いな夢クラブという地域住民主体の組織があり、そこで地域の文化活動であったり、体育活動についてしっかりサポートされている。

田島地域においては、人数がまだまだ何といたしますか、持続可能な範囲でありますので、十分にそういった活動ができているということが、今回の決算報告からも確認されていると思っています。

しかしながら、なかなか若者がふえないということがございます。どうしても南会津から出て行って都市部で暮らしたい、そういった都会的な生活を求める動きというのは減りません。

これは、いつの時代も変わらないんだろうと思います。これからも変わらないんだろうと思っています。

しかしながら、一方でIターン、Uターン、そういった動きもあります。そういったときに、どういったことが南会津町のメリットになるのか、アピールポイントになるのかということを考えてみると、これらの施策はもちろんです、大きな土台の一つになるでしょう。

さらに、やはり私は、南会津地域というのは、地域全体で子育てを大事にしているんだよ、若い人を大事にしているんだよという雰囲気醸成にあると考えました。その一つが、今回の女性活躍に関する質問の趣旨でございます。

これを調べていくと、福島県の内堀知事が非常に一生懸命やっていることが目にとまりました。イクボス宣言もそうなんですけれども、それ以外の施策が非常に充実しています。例えば、「働く女性応援」中小企業認証制度です。2つやっています。「働く女性応援」中小企業認証制度、そして「仕事と生活の調和」推進企業認証制度、これらの認証制度を利用することによって、県内企業でも、中小企業でもそういった機運を深めていこうというようなことを、内堀知事は取り組まれています。

また、県に問い合わせたんですけれども、イクボス宣言をしたときに、県職員の中で子供が生まれた職員と面談を過去6回ぐらい行っております。それは、生まれた家族だけでなく、その職場の上司の方にも面談をされているそうです。そこでどのようなお話をされているかという、やはり復興にあっても、個人の働く皆さんの幸せがなければ、福島県の復興はない。そういった視点から、男性職員だけでなく、職場の上司の皆さんにもご理解いただけるように、知事みずから話しかけているそうです。その結果、どうなったかという、少しではありますがその成果が出ていて、育児休業をとる男性職員がふえているそうです。

担当課の方にお伺いしたところ、1人出ることによって、先ほど町長からもありました、1人たったことによって、あの人ができるんだったら私もできるんじゃないかという機運が広まっているというようなことを伺いました。非常に大事なことだと思います。

まず、再質問させていただきたいと思いますが、ぜひ、南会津町でも、このような職員にまず一歩目を踏み出していただきたいなと思っております。南会津町でも、女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画というものを立てて、数値目標を立てて計画されているかと思いますが、ぜひ近い将来、そういった育児休業をとれるような環境をつくっていただきたいと思いますが、それに対する町長の考えを伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

何となく今までの雰囲気としまして、子育ては、ましてや幼いころの子育ては女性がするもんだというような雰囲気があります。感じられますし、まして職場の中でのこれだけ皆さん本当に忙しく仕事をやっているのに、そしてやっぱり自分の家庭のこととはいえ、仕事を休んでは申しわけないなという気持ちの職員もいっぱいいると思うんです。ですから、少なくとも、やっぱりいろいろ精神的にも家庭も、そして職場も充実して、安心して仕事ができるんだと、それで効率的にできるんだということを皆さん方にも認識してもらうことが大事だと私は思っています。

ですから、改めてそういう意味で、そういう話を気軽にできるような、そしてとれるような、まず職場としての雰囲気をつくっていききたい。そして、民間の企業の皆さんにもそういうようなことをご理解いただいて、そしてとれるような町にしていければなど、そのようにこれから努力していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 まず、一歩目は、多分役場職員の皆さんの中から始まったらいいなと思っています。それは、やはり職場環境として、こういった新庁舎もできながら、いい職場環境にいらっしゃるということです。

中小企業でなかなか広まらない原因の一つに、やはり金銭面のことがあろうかと思います。雇用保険に加入してない限り、育児休業に関する保障というか、そういった制度もございません。

先ほど紹介しました、県が認証制度を行っていますが、南会津町内では、「働く女性応援」中小企業認証で6企業が認証されているようです。また、「仕事と生活の調和」推進企業認証には8企業がされているそうです。その経営者の方に伺ってみました。この認証に至った経緯ってどうだったんでしょうかということをお伺いしたところ、建設業の方だったんですけども、やはり建設業、職人さんの労働環境というのは決していいとは言えないものが、過去の歴史からもうかがえる。そんな中であって、担い手がない、少なくなっている、そんな中でやはり変えていかなくてはならない。例えば、有給休暇を会社で負担しようと思えば、年間100万を超えるぐらいの――換算すればですね、そういったものは自分たちで払わなくてはならないというふうなリスクもある。しかしながら、やはり将来にわたって持続可能にしているためには、そういった企業イメージをよくしたり、実際に働いている人がこの会社で働いてよかったと言えるような環境をつくっていかないとはいえないんだというようなことを、若い経

営者の方はおっしゃっておりました。

当然、一歩目は行政のほうからとは思ふものの、やはりこれが広まらなくては意味がなくて、どうやっていったらいいのか、国全体で考える必要もあるんですが、じゃあ、町でできることは何なんだろうというようなことを考えますと、やはりまずは啓発なのではないかなと思っています。

そんな中で、町内企業のそういった育児休業を男性職員がとれるような環境をつくっていきましようとか、職場環境を変えていきましようとか、そういった啓発運動に関して町が行っていること、そしてこれから行っていきたいこと、あれば伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 それでは、私のほうからお答えいたします。

今現在、町としてそれぞれの企業にどういうふうなことをやってきたのか、また、これからやっていくのかというようなご質問でございますが、正直言って、その視点での動きがなかったのかなというふうに思っております。

実は、9月5日の新聞に、喜多方市でイクボス宣言の記事が出ていました。気になったので、新聞切り抜きをしておいたんですが、やはり労働者の働き方の育児休暇、そういったものを市として取り組んでいくと、そういったものを各企業等に推進していくんだというような中身でございますので、先ほど町長からもありましたように、町としてやはり率先して動いていく必要があるだろうと思いますから、議員おただしのように、関連する企業等への働きかけ、それから町として率先していく部分での推進と、この2点について今後進めていきたいと思います。

先行事例である福島県での事例、喜多方市での事例ありますので、そういったところを調査をして、我が町としてどういう取り組みが行われるのが理想なのか、ちょっと研究させていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ぜひお願いしたいなと思っております。

私もとりたいたと思ったんです。でも、妻との話し合いの中で、やはり自分の仕事というものをベースに考えたときに、まず1つは、やはり女性がしたほうが効果があるのではないかなというような偏った考え方が1つありました。もう一つ、やはり自分のキャリアの上で、その期間休むことのリスクを考えた記憶があります。もしかしたら、昇進とか昇任とか、そういったものに影響するんじゃないか。私も役場で働いていましたので、それでさえもやはり考えました。でも、若い人にはそういった何というんですか、悩みを負わせたくないなと、最近強く思いま

す。

そういった観点から、南会津町では現在、人事考課、評価制度というのを数年前から導入されました。こういった育児休業で休むことであったり、そういったキャリアにブランクが発生することに関してどのような評価をされるのか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 人事評価との絡みでございますが、その部分を抽出して人事評価に影響しているということではございません。通常の業務、それに対する目標値の設定だったり、それに対してどのぐらい、どういう努力をしたのかというのを客観的に見て、足りない部分についてこうしていこうやというようなことで上司と部下が相談をする機会ということで、効果的に動いているのかなというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ということは、育児休業をとったとしても、それは関係ないという見方なのか。もう一方で、とった後、そういったことを復帰に向けて、そういった例えば猶予といたしますか、ブランクがあればさすがになかなか職場になじめなかったり、業務になじめないことはあろうかと思うんですけれども、そういったこともしっかり勘案した人事評価を行うということによろしいのでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 まず最初の、評価そのものに影響するのかということでございますが、現在はそういう取り扱いはしてございません。当然、これから、男性職員が育児休業等をとった場合、それについても職場復帰に向けた人事的な配慮というか、サポートというか、それは行って、町として引き続き貴重な戦力として能力を発揮していただきたいと、このように考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ということでございますので、ぜひ職員の皆様には、このお話し伺っている方がいらっしゃいましたら、ぜひそういったことも考えていただきたいですし、家庭内でもそういったことをぜひ話し合っていたいただきたいなと思います。

町におかれましては、ぜひ町内企業に対してそういった呼びかけ、あと家庭に対してもそういった呼びかけをぜひ行っていただき、「孫育て手帳」などもおつくりになったようです。子育てに関する機運が高まっているところでございますので、ぜひ子育てをするなら南会津町、南会津町で育った子供たちはこうなるんだよというような状況を、ぜひ長いスパンにわたって

目指していきたいなと思いますので、ぜひご努力を継続していただきたいなと思っております。

1点だけ、もう一つ、長時間労働に関することでございます。

先ほど3万2,895時間、平成27年ですね、そこから平成29年度2万9,738時間減少したと、延べ人数でも減ったというようなこと、答弁ございました。

なぜ長時間労働がよくないかという、これも実は女性の活躍を妨げる要因の一つになっているからです。なぜかといえば、やはり家をあけることのできる、じゃあ、どちらかといえば男性になるからです。そういった観点からも、長時間労働を招いているということ、これ自体がやはり女性活躍を阻んでいると言わざるを得ないのかなと思っています。

確かに、働く男性は格好いいんでしょう。働くお父さんの背中も格好いい。そこで悩んでいる姿を見せたい気持ちもあります。しかしながら、一方で、そういった結果を生んでるのであれば、我々はやっぱり一歩立ちどまって考える必要があるんだろうなと思っています。

町として、平成27年度から29年度におかれまして減少しているというようなことございますが、この要因については、例えば方針があって、縮減の動きに向けて努力したとか、例えば新庁舎が建ったおかげでこういったことが実現されたとか、そういった事例がございましたらお知らせいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げます。

具体的に細かな分析をしているわけではございません。まず、縮減傾向にあるのは、災害関係の業務の従事が通常ベースに戻ってきているということが大きな視点であるというふうに認識をしております。

それから、超過勤務の縮減については、効率的な業務の執行ということで、各所属長にそれぞれ時間管理をしっかりしてくれというようなことでお願いをしております。無駄な超勤というのはないはずなんですけれども、効率的な業務の執行において超過勤務を減らすというような取り組みを現在進めてございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 超過勤務の要因の一つに、例えば選挙というものがございました。これは、なかなか町民からはわかりにくいところがあるんですけれども、例えば国政選挙であっても町政選挙であってもそうだと、同じかなと思うんですけれども、その開票のぐあいによるのかなと思うんですけれども、どれぐらいの人数が従事して、どれぐらいの時間になるのか、わかりますかね。

先ほど、選挙があった、衆議院選挙があった、引っ越し等があったということでございましたので、例えば1選挙があった場合、その準備から開票、最後まで終わるまで、これに関する超過勤務の——恐らく日曜日ですので、全て超過勤務で対応されていると思うので、何人掛ける何時間ということ出てくるのではないかなと思うんですけれども、大体目安として何百時間とか、そういったものは出てくるのでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課主幹。

○渡部浩明総務課主幹 お答えいたします。

今ほどの質問でございますけれども、今、資料のほうちょっと持ち合わせてございませんので、失礼します。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 これ、数字が私は大事だと思っているわけではなくて、コスト管理のことからも、ぜひそういったことに関しては我々共有しておいたほうがいいのではないかなと思った次第です。したがって、この答弁がなくても次の質問にはいけますので、このまま続けさせていただきたいなと思っています。

国政選挙であると全て国費で賄われるので、幾ら使ってもいいんですよという話ではないと思うんですし、やはり選挙従事するというのも非常に大きな負担になります。朝の7時から、開票を終えると12時を過ぎるときもあります。中には、女性職員でそれに従事しなきゃならない方もいらっしゃいますし、男性であっても当然その時間従事するというのは非常に大変なことです。そういったコスト意識の中からも、ぜひそういったコスト管理、時間管理、問題意識というものを持っていただきたいという意味で質問させていただきました。

これまで質問させていただきましたように、やはり子育て環境を整えるためには、我々の意識というものが大きく関与していると言わざるを得ません。したがって、ぜひ南会津町もイクボス宣言等を積極的に行っていただいて、どれだけ効果があるからやるではなくて、まずは一步を踏み出すという意味でイクボス宣言等をしていただきながら、みんなで共有していきましょうという雰囲気づくりをぜひ進めていただきたいと思いますので、今後、推移を見守りたいと思います。

2点目に移ります。

新庁舎が誕生して2年目となりました。新庁舎を建設するに当たっては、多くの住民の方のご意見を伺ったり、職員の皆様もご苦労されたかと思います。

そこで、もう一回振り返る必要があるのではないかなと常々思っています。というのは、実

は先ほども出ましたが、喜多方市の議員と話をしたときに、その検証が全くないんだというようなことでした。他自治体のことですので、私が関与するべきものでは全くないんですけども、やはり検証することによって、我々が目指していたものは何なんでしょう、もう一回確認して、軌道修正するなら早くしたほうがいいんじゃないかというような視点から、この質問をさせていただくものです。

まず1つ目ですけども、働く環境として、先ほどエアコンが導入されたとか、そういったことがございました。働く環境として、まず職員の皆さんからは、そういった反応といますか、評価というのはどのようになっているんでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 まず、執務環境については、本当にすばらしく改善をされて、夏の酷暑の期間でも快適な環境の中で執務ができておりますので、効率も上がっているというふうに思っております。職員と話をして、その面では、本当に新しい庁舎に感謝するという声がたくさん届いております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 まさに、我々もこうやって議会を行っていても、非常に快適な空間でやらせていただける、こういった議論に集中できるということは本当に感謝しております。ぜひ議論を高めていきたいなと思うとともに、職員の皆様にもぜひ意識を高めていただいて、先ほどあった長時間勤務の縮減であったり、効率化であったり、そういったものにもぜひ挑戦していただきたいなと思います。

一方で、コストの部分がございました。先ほど600万から1,000万弱ぐらい、大体1.6倍になりましたよ。しかしながら、延べ床面積でいうと2倍になっているので、その1.6から2倍の0.4という部分ですかね。これに関しては、地中熱であったり、太陽光発電であったり、そういったもので軽減されているのではないかなというように捉えましたが、このような認識でよろしいでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 大桃議員が認識されているように、自然エネルギーを活用して、その部分の効果が間違いなく出ているというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 この979万という数字ですけども、ここに係る大きな部分というのはどこなんですか。空調に関する部分なのか、例えば月別で推移を見守っていくとわかる

うかと思うんですけれども、大体何月が多くて、何月は少ないとかそういったこと、普通の家庭でも同じかなとは思いますが、こういった分析をされているのか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課主幹。

○渡部浩明総務課主幹 答えいたします。

電気料の推移というようなおたしだつたかと思うんですが、昨年の8月からの新庁舎の電気料の推移でございますけれども、一番ピークが1月の5万5,691キロワットアワーになっております。ちなみに、8月から3月までというようなことで調査したものがございますので、そちらのほうを読み上げて、ご報告というような形をとらせていただきたいと思います。

8月が3万484、9月が2万7,643、10月が2万629、11月が3万3,606、12月が4万4,164、1月5万5,691、2月4万4,898、3月4万8,944、いずれもキロワットアワーでございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 普通にやっぱり暑い、寒いによって変わるということは、電気料でかかるというのは空調に関する部分なのかなと思いますが、そのような認識でよろしいでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 答えいたします。

大桃議員が感じられているように、夏場の冷房、それから特に冬場については、暖房が今まで灯油から電気にかわりましたので、その分の影響がこういった数字になっているものというふうに感じております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 やはり、こういったことを町民に公表していくべきではないかなと思っています。単なる数字を挙げるのではなくて、そういった分析が必要ではないでしょうか。単純にこの数字を挙げてしまうと、どう捉えられるかわからないという多分おそれの中から公表されないという部分、行政には多々あるかと思うんですけれども、そうではなくて、みんなの庁舎ですから、やはり開けた情報、ぜひそういったものを公表していただきたいなと思います。

単純に、先ほど言ったように、誤解のないよう伝える努力も必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 非常に重要な視点でのご質問だというふうに思います。協働のまちの核となる庁舎という意味合いもありますので、我が町の町政がどういう形で運営されているのか、そういったものも含めて、住民の方にお示しするような広報等をつくって、PRする機会を設けたいと、このように考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 一方で、課題の一つの中に、相談スペースがないよというお話があったかと思います。そんな中で、非常に多くの相談スペースがあったり、協働スペースが設けられているわけですがけれども、プライバシーを守るという観点から、こういったことに利用されて、住民からどのような評価をいただいているかとか、そういったことに関して町の見解ございますでしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 私のほうからお答えいたします。

1階に相談室が4つございまして、健康福祉課のすぐバックヤードには2つ相談室がございます。こちらについては、曇りガラスで外からは見えない、さらには密室となっておりますので、中の話し声は聞こえないという形で、普通ですと4人まで入れる個室となっております。

こちらでは、ほぼ毎日、朝から晩まで利用がされているというような状況になっております。中身につきましては、生活保護の相談、それから子育てに関する不安の相談、それから妊娠中の相談、そのほか高齢者それから障害者に対する虐待とか、そういうような本当に切実な問題につきましてはプライバシーが非常に大切でございますので、こちらの相談室は非常に従来から比べて役立っております、町民の信頼を得るという場所で、大変役立っているというふうに私のほうの所管のほうでは感じております。

以上です。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ほぼ毎日、全ての部屋が利用されていること、これはなかなか我々も知り得ないことでした。利用率とか、そういった利用件数とかいかがなんでしょうということ、を常に考えておりましたが、そのような実態をお聞きしますと、非常に役立っている。しかも、やはり信頼関係をつくる、まずはそこが大事かと思えます。そんな中で、やはりそういったスペースがあるということで、行政課題が解決に向かうということもあるでしょう。

そういった意味からも、こういったことをやはり公表していくとか、こういったスペースありますよという紹介の仕方であるとか、安心していただくような動機づけをしていくこと

は非常に必要かなと思いますので、そういった部分も公表されることを望んでいきたいなと思っております。

次に、木質化に関してでございます。

この議場も本当に素晴らしい木質化、南会津の木がふんだんに使われて、素晴らしいなと思います。多くの視察も来ているようです。

そんな中で、1つ心配なことがあります。例えば、階段であるとか、あと相談スペースですか、そのカウンターでしょうか、その辺の劣化がちょっと最近目立ってきたように感じているんですけども、このケアの方法であるとか、今後どういう対策を打っていくのか、そこについて伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 議員ご指摘のように、階段の上り口のへりがちょっと減ってきたなというところもでございます。そういったことも含めまして、若手職員で本庁舎施設管理運営検討委員会を8月10日に立ち上げをして、庁舎の問題点、それから対応、みずからできる部分と修繕を要する部分というところでの検討に着手しておりますので、今、議員から紹介いただきました項目も含め、今後の検討課題という形で対応してまいります。当然、修繕が必要な部分については予算を講じて、ひどくならないうちに対応していくというのが基本かと思っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 そのような対策されているということで、非常に有効に働くんだろうなと思いますが、そういったプロジェクトチームを立ち上げるということは、やはり使って1年間たっていく中で、課題があるんだろうなと思います。そのプロジェクトを立ち上げるに至った経緯であるとか課題になっていること、主なものがございましたら紹介いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 まず、委員会を立ち上げる背景にあったのは、庁舎の施設管理について、担当課だけではなくて、全てのスタッフが共通認識を持つ必要があるというようなことで、広く問題点を挙げて、対応策を考えましょうというのが1つございます。

もう一つは、協働のまちの核となる施設だということでございますので、町民の利用推進に関してどういうふうな取り組みができるのか、そういったところを内部で検討するというような目的を持って、検討委員会を立ち上げました。

さらに、若手職員で選抜したというのは、やはり若いうちから政策立案にかかわっていただきたいという人材育成の意味合いもありまして、職員からなる検討組織を立ち上げたところでございます。

それから、何点か、その中で出た意見についてご報告申し上げたいと思いますが、まず会議室等の貸し出しについて、やっぱりある程度のルール、特に執務時間外、誰もいなくなる時間帯での安全確保というか、情報の漏えいにつながらないような対策をどう取り組むのかというような議題がありました。

それから、住民の利用の関係でも、一度ミニコンサートを実施しましたが、それ以降の取り組みについて、関係するところに声かけをして募っていきましようというような意見があったり、細かいところと言うと、庁舎の外にあるポールに町旗を掲揚していますが、その掲揚についてはみんな関係あるのでみんなでやりましようとか、それから子供のキッズスペース、あそこの掃除も今まで管財係でやっていたんですが、そういったところもみんなでやりましよう、当番を決めてやりましようというようなところで、非常に職員みんながかかわって、庁舎運営に資していくんだというようなところでの効果としては期待が感じられます。

我々からもこの部分について検討いただきたいというような部分があれば、オーダーで投げ込んで、内容を詰めていくというような有意義な検討組織にしたいと、このように考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 1年間たって、そのような取り組みされているということは、非常に大きな評価をしたいなと思っています。やっぱり、みずから問題提起して考えていくということ、解決に向けていくということ、この庁舎はやはり協働というのが大きなテーマです。南会津らしい協働のあり方はどうなのかというのは、我々の使命だと思っています。これをどう実現させていくか、みんなが注目しているんだと思いますし、ぜひ、こういった少子高齢化の中にあっても、南会津町、新庁舎を中心にこういった協働が起こって、住民の活動が盛んに行われているよ、広い面積だけれどもそれぞれの集落で頑張っているよ、そういった姿が見えてくるようになれば、大きなすばらしいシンボルになるのではないかなと思っています。

若者会議等でも、みずから考え行動していこうということを我々も呼びかけています。そんな中であって、新庁舎を通して、そういった若手職員の育成の場ができるということ、みんなで取り組む場があるということは本当にすばらしいことだなと思っています。

しかし、1点、やはり確認はしておかなくてはならなくて、協働のあり方どうしたらいいん

でしょう、非常に難しいんだと思います、その定義の仕方が。果たして、ミニコンサートをいっぱいやって、毎日やったところで協働は達成されるのでしょうか。そうではないんだと僕は思います。

私自身は、むしろNPOであったり、各種団体がこの中で活動している。このことがあったら、そっちに行ったらわかるよとか、相談に乗ってくれますよとか、行政を補完するような動きが、機能がこの中に住民の手によって行われているという姿があれば、よりよい協働の形が見えてくるのではないかなと思っております。

以前、建設当時はそういった提案させていただいたときには、そういった特定の団体を入れるのではなくてというようなことがありました。要は、1つやってしまえば、どんどんどんどんそういったことが繰り返されてしまって、公平公正につながらないということだったと思いますが、1年間たって、そういった考え方が変わってないのか、それとも今後について、そういったNPOに例えば活用していただこうとか、そういった考えあるのか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からちょっと話させていただきたいと思います。

この開庁当時、非常に前の庁舎と違いまして、遠く広く、こうなりました。ですから、戸惑いをされる方もございましたから、当然そのようなことも配慮した中で、1カ月ぐらいですか、課長、あいている職員にそういう案内もしていただきました。でも、現在もたまたまそういう方いらっしやいます。

ですから、そういうことについては、来られた要件のあるお客さんに対して、やはり入ってきた雰囲気、本当に何と申しますか、圧迫感のない、そしてしっかりした対応するよと申すことで、近くの職員が対応することということは申し合わせております。なかなかできないかもしれませんが、ただ、前の庁舎のように、入ってすぐ面と向かうような状況になってないので、なかなか挨拶とか何かが行き届きにくいところもあるかもしれませんが、そうした雰囲気の中で心がけるようにしています。まずは、信頼は挨拶からだと思っていますから。

そしてまた、下の1階の広場の利用でありますけれども、子供さんを連れてこられた方も、子供さんが楽しく遊んでいるような様子も2階まで聞こえてきますし、ですから、そういうようなこと一つ一つが、なれていただくというようなことも1つの要件かなと思います。

そして、一つ一つそのような課題をそのときに解決しながらやっていくということが、今現在の町として、職員としてやっている状況でございますけれども、これからは、なおその課題をしっかりと見詰めて、そしてそれらを解決してやっていきたいと、信頼のある職場にしてい

たいし、行政にしていきたいし、そしてみんな1つでやっているんだと、そういうようなこと。そして、皆さんが利用しやすい状況の整備と、今、副町長のほうからもいろいろお話がありました。皆さんに利用していただくような庁舎にもしていきたい、そしていざというときの危機管理もしっかりできるような庁舎にもしていきたい。

いろいろ課題はいっぱいございますけれども、そうしたこともろもろ含んだ庁舎でございますので、町としても、皆さん方とともにこの庁舎の利活用を考えていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 そうですね。そういった観点から、いろいろな視点から見ていくことが必要だろうと思っております。

建設当時、目標の一つとして、例えば障害者の方が働く場として、活躍いただけるような場を提供していきたいというようなテーマがあったかと思っております。実際にお店は開かれてございますし、そのような団体が運営されています。

しかしながら、なかなかそういった障害者の方が働くまでには至っていないかと思うんですけれども、私の夢としては、やはり障害者の方が普通に我々と同じフィールドにいて、活躍していただけるような状況が迎えられるれば非常にいいのかなと思っておりますが、建設から1年たって、なかなか実現できていない。このことに関して、何か要因等、課題があるのか、そこについて伺います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 今のご質問はあれですか、職員の任用ということですか。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 そうではなくて、障害者団体の方がそういった売店を担う。例えば、そこで任用ではなくて、そこで働いているということ、状態があるということ。例えば、パンを販売に、階段のところでされている団体もあるようです。非常に私は好ましいなと思っております。そこで、我々がパンを購入するに当たって話したりとか、そういったことをされているんだという活動を理解する、非常にすばらしい場になっているなと思っております。

私のイメージでは、今のある売店に、障害者の方もそこに通所されている方が勤められて、そこで働くような環境ができるのではないかなと期待してあったところなんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 今、あたご作業所さんをお願いしていますが、その中の1名の方は、障害を持たれた方が実際に従事されているということでございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 それは私も全く知らなかったということで、非常に申しわけなかった。事実誤認でございましたので、大変申しわけなかったなと思います。申しわけございませんでした。

ぜひ、そういったこと、広まっていくことが非常に大事だなと思っています。ぜひ、あのカフェについても、ケーキの販売も行ったりとか、非常に努力されているように感じております。そういった複合的に、ミニコンサートがあったり、絵画展があったり、先ほど哲議員からもありましたが、そういったことがあると複合的に利用されて、広まっていくのではないかなと。

やはり、土日の、先ほど課題とされておりました土日という部分に関しても、その辺なんではないかなと思うんです。何もなくてコン서트だけ行ったところで、結局、そのときだけで来て、帰っていただけになってしまう。そうではなくて、やはりそこでくつろげる場があったらいいとか、そういったことを多分皆さんが想像しているものの、なかなか実現には至ってないというのが実情だと思いますので、ここはぜひ、若い職員の皆さんに期待したいと思います。

少しの手間、労でそういった場が実現できるのであれば、ぜひ予算面でもそういった捻出していただいて、そういった場をぜひ実現していただきたいと思います。

以上で私の質問を終了いたします。

○五十嵐 司議長 以上で7番、大桃英樹君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩といたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 渡 部 訓 正 議 員

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君の登壇を許します。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 議席番号4番、渡部訓正です。これから一般質問をさせていただきます。

大きな項目として2点でございます。

まず1点目、木造公共施設「木の町コミュニティ館」これは仮称でございますが、整備について伺いをします。

林業成長産業化モデル事業——以下、モデル事業と申します——は、平成29年度から5年間の計画期間として取り組んでいます。モデル事業の重点プロジェクト、木造公共施設「木の町コミュニティ館（仮称）」の整備について伺います。

まず1点目、木造公共施設は、構想の取り組みの概要で、1つ、縦ログ工法を構造に、木材の利点や利用を総合的に広げる。2つ目、地域振興拠点施設、展示、コミュニティ、研修、木育、情報、森林文化の発信。3点目が、株式会社マストロ・ジェッペットとの連携、玩具ピノキオのまち構想。

観光産業が弱体化している本地域において、全国的にも類を見ない観光・文化の拠点、圧倒的な差別化を図るとしてはありますが、今後の整備はどのように進めるのか、伺いをします。

②で、計画期間の5年間で終了できるのかということでお伺いをします。

大きな2点目でございますが、会津山村道場と周辺施設の利活用について伺います。

会津山村道場は、キャンプ施設、宿泊施設であるコテージ、体育館があります。周辺施設には奥会津博物館、古民家、そして山王茶屋がありますが、それらの利活用について伺います。

1点目、会津山村道場と周辺施設の所管課はどこか。

2点目、過去3年間の会津山村道場と周辺施設の入込客の推移は。

3点目、利活用を推進するための連携はどのようにしているのか。

4点目、山王茶屋の営業日を変更した原因は何か。

5点目、会津山村道場と周辺施設の誘客はどのようにしているのか。

以上、伺いをします。

壇上での発言は以上でございます。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 4番、渡部訓正議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、木造公共施設「木の町コミュニティ館（仮称）」整備についての1点目ですが、今後の整備はどのように進めるのかとのおただしであります。林業成長産業化地域構想では、木の町南会津地域蘇生プロジェクトの拠点施設として、平成31年度の着手を想定いたしております。

施設のコンセプトは、おただしのとおりであります。将来の林業のため、関係者にとって有益な施設を目指すことは言うまでもありません。そのために、昨年9月より林業事業体で構成する林業成長産業化推進会議内に分科会を設けまして、幅広く現場からの意見を聴取いたしました。それと並行して、役場各課を横断する重要施策プロジェクト会議を同時期に立ち上げまして、建設候補地のリストアップや絞り込み、建設後の維持等の検討を進めてまいったところであります。

施設に求める機能について、数多くの意見をいただいておりますが、全てを盛り込むことは難しく、現在、検討を進めております。あわせまして、建設後の維持費も重要であり、誘客力のある内容が求められるという状況であります。

本年2月に実施しましたおもちゃ鉄道ピノキオ駅での誘客実績を加味し、現在進行中の公共施設等総合管理計画との整合性を踏まえながら、施設目的を達成しつつ、どのように運営するか、建設予定地とあわせて検討している最中であります。

施設機能及び方針決定後に必要な用地確保を進めまして、基本設計及び実施設計、施工へと進めていく予定であります。

次に、2点目ですが、計画期間の5年で終了できるのかとのおただしであります。地域構想期間は平成29年度から平成33年度までとなります。構想の工程表では、平成31年度に建設工事を想定しておりますが、林業関係者が施設に求める意見集約、維持費捻出に必要な林業での誘客力の把握、規模や予定地選定など、建設に欠かせない要素を押さえる必要がございます。一つ一つ積み上げて進める必要があるため、工程の変更も含め、事業期間内の竣工を目指してまいりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、会津山村道場と周辺施設の利活用についての1点目ですが、会津山村道場と周辺施設の所管課はどこかとのおただしであります。会津山村道場は農林課、そして奥会津博物館は教育委員会が所管しております。

次に、2点であります。過去3年間の会津山村道場と周辺施設の入込客の推移はとのおただしであります。会津山村道場の入込客数は平成27年度が9,445人、平成28年度が7,609人、平成29年度が5,895人となっております。また、奥会津博物館の入込客数は、平成27年度が

9,093人、平成28年度が9,145人、平成29年度が8,098人と、そのようになっています。

次に、3点目、利活用を推進するための連携はどのようにしているかとのおたただしではありますが、隣接して立地を生かし、会津山村道場と奥会津博物館を訪れる観光客の利便性の向上や、施設相互の来場者数の増加につながるよう連携を行っているところであります。一例といたしまして、会津山村道場のキャンプ場やコテージに宿泊する観光客に対し、企画展や藍染体験等をPRしており、夏休みに親子で宿泊される観光客を初めとして、奥会津博物館を利用させていただいております。

また、イベント等で両施設を利用する各種団体が企画・運営しやすいよう、会津山村道場の指定管理者と奥会津博物館長がその都度、事前に綿密な打ち合わせを行っておりまして、両施設の利活用を推進するための連携を図っているところであります。

次に、4点目ではありますが、山王茶屋の営業日を変更した原因は何かとのおたただしではありますが、平日に山王茶屋を訪れる来客数が非常に少なく、平成29年度の実績で申し上げますと、年間来客者数3,919人のうち、平日の営業日数197日間の来客数は1,594人です。1日平均8人と、非常に少ない状況となっております。特に、12月から3月までの平日の来客数は、81日間で120人と、冬期間で観光客が減少する時期であると、そのようなことを考慮しても、大変厳しい状況となっているのが現在であります。

このようなことから、平成30年度から週末の土日と祝日のみの営業とし、さらに11月中旬から3月末までを冬季休業とすることにいたしました。ただし、事前に10名以上の予約が入った場合は、冬季休業期間でなければ、平日であっても営業することになっているところであります。

次に、5点目です。会津山村道場と周辺施設の誘客はどのようにしているのかとのおたただしではありますが、両施設ともホームページによる情報発信や、ポスター、パンフレットの配布による施設概要などの周知を行っております。

奥会津博物館においても、ふらりと立ち寄られるお客様も多いことから、奥会津博物館入り口を含む町内3カ所の国道沿いに大型案内看板を設置いたしまして、乗用車で観光されている方へ視覚的な観光案内を行っております。

また、会津山村道場は、指定管理者の株式会社みなみやま観光がスキー場のPR活動で首都圏等を訪問するのに合わせて、アウトドア活動やキャンプが好きな方が多く立ち寄ることが予想されるスポーツ店などにパンフレットを置いてもらうなど、PRの対象者を絞った営業活動を行っております。

会津山村道場の利用者の2割から3割は、毎年繰り返し利用いただいているリピーターであることから、今後、これらの常連のお客様を介した誘客活動も取り入れながら、さらなる来場者数の増加へとつなげていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 今、回答いただきましたので、1番目からちょっと、私の考えも含めて、一応考え方を伺いたいと思います。

一応、この具体的な中身について、今、協議会等で議論を進めているということで聞きました。ぜひ、十分な議論をお願いをしたいな。やっぱり、そういう中で、ここで4点というか、構想の具体化というか、取り組みの概要で述べているものをぜひ具体化しながら、すばらしい施設をつくっていただきたいなというふうに思います。

それで、先ほどもちょっと町長のほうの回答の中でも触れられましたけれども、ピノキオ駅の成果を生かしたいということなんですが、確かに私もあそこに行って、一応町内の若い夫婦なり、子供さんが大分集まっているなというふうな印象を持ちます。そして、その中で、常設を願うという声が多く寄せられたというふうに聞いておるんですが、これらの声をどのように計画に反映していくのか、まずお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

ことしの2月、会津田島駅の2階でピノキオ駅をやったところ、大変好評でございまして、今、議員おただしのおり、保護者の方から、ぜひ常設にさせていただきたいというような、そういう声が多かったもんですから、このモデル事業の中でもそういう木育を積極的に取り入れていきたいというようなことのでございますので、当然これを常設というようなことで検討していきたいというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 あと、もう1点、ことしの8月26日に開催をされたアロマまつりが初めて御蔵入交流館で、今まで、針生のほうでそれまでは開催をされてきたようなんですが、それで参加者は、実は私、ここには行っていなかったんですが、1,500名という大分盛会裏の中で開催をされたというふうに聞きます。

そして、やはりそういうアロマに関係するような、そういったような団体もこのコミュニテ

ィ館には取り入れていくのかとか、そういうような具体的な形が、まだそこまで進んでないのかもしれませんが、現状でのそういう反映をするのかどうなのか、実施段階ですね。一応それらについてお伺いをしたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

今、議員おただしのおり、8月26日にアロマまつり、御蔵入交流館で開催されたわけなんですけど、本当に盛大に1,500人ということで、町外の方ですね、特に女性の方が多かったというふうに記憶しております。

それで、推進協議会のメンバーの中にも、アロマ関係の方々が入っておりますので、当然いろんなそういう方々のご意見をいただいております。特に、南会津に自生しておりますクロモジ、これが実はこのアロマの原料でございますから、ですから、こういう地元のそういう森林資源をフルに生かしながら、コミュニティ館も一緒に取り組んでいきたいと思いますというふうな、そういう声も多くありますので、今後、具体的な建設に入りましたら、ある程度やっぱりそういう方々のご意見も反映させていきたいなというふうに考えております。

せっかくこういう、南会津町にはクロモジというアロマの原料になるすばらしい資源がございますので、そういうのはぜひ取り入れていきたいというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 そして、先ほどの町長の回答の中で、維持費も当然考えなくちゃならないというような話もございました。私も、やっぱり建物を全く無料で開放すればいいというふうには思わないんですよ。

やはり、そこに入るには、ちゃんと何と申しますか、維持費も必要ですから、ちゃんと見学料とか、それだけのものをちゃんとつくって、そしてちゃんとお金を、入館料を取って、そしてやるべきではないかというふうに、その中でやっぱり木の町をアピールをしていく。今、まさか役場庁舎は入館料を取るわけにはいきませんから、それでこれだけ立派な施設が入っていたとしても、それはちょっとそうはいかないと思うんですが、今回つくるコミュニティ館はやっぱりそういうものを対応しながら、そして木の町をアピールしていくべきではないかというふうに考えますが、これについてはどうですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

5年間の事業ということで国の事業をいただいたわけですけども、町の提案はいろいろさ

せていただきました。そうした中で、先ほど申し上げましたように、いろんな関係者の方々と協議しながら進めるわけでありますが、5年間という1つのまず最初の区切りの中でどれだけできるかということ、1つあります。

ですから、そういう中で、基本的なことをまずクリアできるような形を、将来の形をつくる。そしてまた、その次からが大事なんで、ですから、それ以降のこの事業といいますか、進め方、木の町としてのコミュニティ館の役割というものを、また1次計画、2次計画というような形の中でいくと思うんですが、それらの中で、今言われたようなこと、本当にこれだけ自然の森林ある木材の地域だということが皆さん方にも理解してもらえる、そしてそれが資源として地域として生かしていると、生かされていると、そういうことを発展的に考えられるような施設であったり、事業であったりすることは当然でありますから、当然検討会の中でもそのようなことをしっかり着実にできるように、まずやっていきたいと。

議員も心配されるように、あと残り3年半ということになるんですが、その中でできるのかということではありますが、正直言って、時間なかなか厳しいかなと思いますが、そうした中で時間をできるだけ有効に使って、そして今あるものをとにかくしっかり、とりあえず対応するということが大事だと思いますので、当初計画したことをまずやるということで、それからまた発展的に考えていければなど、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 私も、やはりこの南会津町というのは、本当にこれだけの森林面積が9割を超えるわけですから、この南会津町の今回のコミュニティ館が大きな町のPRにつながるような、やっぱり施設を建設をしていただきたいなというふうに思います。

一応、私はそれについては一生懸命応援をしたいなというふうに思います。ぜひそういう形で、大変かと思うんですが、この計画について期待していますので、よろしくお願いします。

以上で、木造公共施設「木の町コミュニティ館（仮称）」整備についての質問は終わらせていただきます。

それで、次に、2点目の会津山村道場、周辺施設の利活用についてということで、これについてお伺いをします。

先ほど回答の中で、所管課は、会津山村道場と、あと山王茶屋もそうですかね、農林課で、そしてみなみやま観光への指定管理委託と。そして、奥会津博物館と民家群は教育委員会と、その認識でよろしいですね、間違っていないでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 会津山村道場は農林課でございますが、山王茶屋の所管は教育委員会になると思います。

○4番 渡部訓正議員 山王茶屋は。

○渡部 徹農林課長 施設の維持管理に関しては教育委員会、中身の運営につきましてはみなみやま観光に指定管理していますので、運営関係につきましては商工観光課になると思います。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 お答えいたします。

山王茶屋につきましては、奥会津博物館の構成施設の一つとして、博物館の施設ということで管理しております。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 そうしますと、山王茶屋は今、みなみやま観光に管理委託されていますよね。どういうふうに理解すればいいのでしょうか。農林課から何か管理委託がされているというふうに私ちょっと確認というか、みなみやま観光に行った際に、そんな話ちょっと聞いた。やっぱり、私の認識の違いなんですか、ちょっとそれについてお願いします。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

山王茶屋につきましては、平成29年度までは従業員の雇用関係の賃金ですか、これ緊急雇用で対応していたわけなんですけど、実は29年度で緊急雇用が切れまして、その臨時の方の賃金は一応平成30年度から、農林課が指定管理に出しております会津山村道場の指定管理料に上乗せして出しましょうというようなことで、平成30年度からは農林課の予算で賃金の分をみなみやま観光に指定管理料に上乗せをして出して対応するというような、そんな状況でございます。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 そうすると、山王茶屋についての今、指定管理は、農林課のほうで山村道場と一緒にだよね。そして、教育委員会のほうはかかわりはどこまであるんですか。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 お答えいたします。

施設のトータル的な維持管理というのは、教育委員会で行っております。山王茶屋には厨房施設ございますので、厨房施設での食堂営業の部分、そちらをみなみやま観光に委託して実施しているということでございます。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 一応わかったような、ちょっと私の認識がまずいかもしれませんが、私が今回一応言いたいというか、現状の利用状況を見たときに、やっぱりこれは縦割り行政の弊害というふうになっているのではないのかなというふうに思います。つまり、会津山村道場も、そして奥会津博物館も民家群も、やっぱり管理はトータル的な形で管理を考えて、それでこれだけの施設で広大な面積も持っていて、そしてコテージなんかも、聞いてみましたら、宿泊施設になっているわけですが、やっぱり町民の方も知らない方いるんですよ。「あれ、あそこで泊まれんの」というような言い方をしている方もいました。

そして、今回、先ほど来、一応利用者数が若干ずつ減っているというか、会津山村道場なんかはちょっと減り方が、平成27年に9,400で、平成29年に5,800ということで2,000近く落ちて、そして奥会津博物館については9,000で、平成29年は8,098人ということで、何か企画展がこの年はなかったから、約1,000名近くの落ち込みになってしまったんだというようなことは聞いたんですが、やはりこれを、本当にこれだけの施設群のところをもっとやっぱりPRをして、そして有効的に、やっぱり入込客数の拡大に向けた取り組みをちょっと真剣にやっていくべきではないかと。そのためには、やはりこの窓口として商工観光課も加えて、そしてそこがある意味では総括的な形で対応しながらですね。

確かに、そういう民家群とか古い施設等はいろいろ制約がありますから、そういうのはそれぞれの担当部署というのはあるかと思いますが、そういう形で、もう少し活用というか、入り込みの拡大に向けて考えるべきではないのかなと。

本当に私もきのう、こちらの会議が終わった後、ちょっと寄ってみました。ちょうど山村道場に入るところ、玄関が、道路の脇にちゃんとした門があって、閉まっているんです。やっぱり、閉まっていると、本当に人が行って「あれっ」というふうになっちゃうと思ったんです。

先ほど町長の回答ありましたが、やはりこれだけ、この後もちょっと出すつもりなんですけれども、入込客拡大に向けた取り組みをやっぱり町挙げて、あれだけの施設、そしてあんな広大な施設があるわけですから、それをちょっとそれぞれの担当部署じゃなく、町挙げての取り組みに持っていくべきではないのかなというふうに考えますが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えいたします。

山村道場、あのエリアいろんな施設といいますか、キャンプ場であったり、山王茶屋であったり、それから奥会津博物館であったり、体育館とかあるわけでありましてけれども、やっぱり

山王茶屋そのものも、私もちょっとね、あそこにあつて、本来歴史的な建造物というか、そういうものの中に厨房施設というか、食堂的なものをつくつたということ、私議員のときでしたけれども。

ですから、それはそれで現実なんであれなんですけれども、ただ、その営業とやはり山王茶屋の本来の何と申しますか、役割という言い方は変ですけれども、施設としての意義、これをやっぱり同一に考えることは私はできないのかなと、また改めていろいろ思っているんですが、そうした中で、確かにそういう厨房もあるし、その営業もありますから、みなみやま観光に指定管理やつてもらっているんですが、そんなことも含めて、今現在できる限りの中で、町としてはいろいろ対策をしたり、PRをしたり、来場者数をふやしたりと、そのようなことは検討しているところであります。

しかし、一方で、先ほど私も答弁しましたように、冬期間がほとんどお客さんがいなくなるということは、やはりそのエリアそのもののそういう課題もあるのかなと思っています。ですから、冬期間利用しやすいようなエリアであるならば、そういうふうになればまた冬期間も来るかもしれませんけれども、お客さんが来てくれるかもしれませんけれども、今、現状としてはなかなかそれが厳しい。夏の間の利用はそこそこ期待できるというような状況でございますので、そもそもその性質というものがあるのかなと、そのようにも感じています。

ですから、当然、何とかあそこを多くの人に来場してもらうように、誘客を図るように、町としても、関係者の皆さんとも努力をしていきたいなと思います。

奥会津博物館も当然、その近くでありますから連携して、いろんな企画展をしてもらったり、そして来場された方には、そこで食べ物も提供できますよというようなこともPRしながらやっているわけではありますが、何せあのような地域、地区、そして事情ということがあつてこのような結果になっていると、そのように思っています。

ですから、その現状をしっかりと踏まえた中で、これからの対策はしなきゃならないと思つていますが、現状としてそのような、過去の流れの中でやってきているということだけのご理解願いたいと思うんですよ。ですから、施設が何と申しますか、本当に営利的なもの、本当に文化的に利用してもらうものと、そこが混在しているということ。ですから、そこのお客さんの目的の一致というんですか、そここのところがなかなかつかめないのが現状かなと、それが原因かなとも思っています。

ですから、町としても、先ほど申し上げましたように、連携してしっかりPRをして、そして少しでもまた来てもらえるようなそのエリアにしていきたいと。あそこも桜を植えたり、い

ろいろ整備しています。季節的なこともあるんですが、ですから、年間楽しんでもらえるようなエリアにするということが1つの課題かなと、そのように思っていますので、そういうことを努めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 一応今、町長が回答されたように、先ほど言ったように、教育委員会は奥会津博物館だけに、残念ながらやっぱりなっているんじゃないかということなんだ、言い方がちょっと失礼かもしれませんが。やはり、タイアップするのを、まとめの部分をちゃんとつくって、そして入込客の拡大を図るにはどうするんだというものが、そこでやっぱりつくっていかないと、今のままでは——確かにすぐに、こうやってもう既にことしの方針については決まっていますから、それを今の段階ですぐ変えろといっても大変だと思うんですが。

やはり、これだけの施設、私も奥のほうのキャンプ場から上のほうへ行って、そして前に私、この山村道場の関係で質問したとき、町長がその上のほうの原生林も見られている。やっぱり、そういう今のその地域的な特性の現状も多分承知をされているんだなというふうに思います。

そして、結構ね、今、キャンプ場の周辺も含めて、大分木が込んできたんですよ。そうすると、やっぱりそういうのをトータル的にまとめて、何とかあそこに入込客を入れようというものをやるには、先ほども言ったように、縦割り行政ではやっぱりだめだと思うんですよ。そのためには、ちょっといろいろ忙しいかと思うんですが、そこではやっぱり一番中心になるのは、それを束ねるのは町の商工ではないのかなというふうに考えるんですが、それについてはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 町長から答弁申し上げましたように、山村道場を含め、あの地域については農林業の活性化を図るという意味合いで、農林系の補助を入れて整備したという、そもそもの目的がございます。

一方、奥会津博物館、こちらについては町の貴重な文化財を保護し、展示していくという文化振興の意味合いがあると、相反するところがあって、施設整備するこの当時からその融合というか、タイアップについては課題となっておりました。

今、縦割りじゃないかということでご指摘いただきましたが、施設を整備する以上、やっぱり所管課は所管課、かえることできないと思っておりますので、あとは横糸でどういうふうに連携していくのかというのが今後の進め方だろうと思っております。

1つの提案として、商工観光課を中心に今後の展開を考えてはどうかというのは検討に値す

る内容だと思いますので、持ち帰り、検討させていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 一応、私、ここの、やっぱり関東圏からの一番近いところで、これだけのまとまった形の広大な施設があつて、そしてなおかつ今、それぞれの所管課で管理すべきところは管理するというような、それは私も決してそんなの管理しなくても何もいいんだなんていうふうには承知していません。やっぱり、それは必要だろうというふうに思います。ただ、そのこのところがあつたからといって、じゃあ、入込客数がどンドンどンドン減っていったら、本当にあの地域の、あれだけの立派なあの施設の活用が図れなくなるのではないかと。

だから、ぜひ、これが29年度は先ほど言ったように、キャンプ関係の施設で27年度9,400、そして29年度5,800、これだけ減っているんです。やっぱり、ここに危機感を持たないで、これを本当に、維持管理が大変になるわけですから、少しでもコテージ等の利用とかキャンプ場の利用、なかなか今アウトドアというのは減ってきているというのは考えますが、やはりそのところは少し真剣にここを捉えていくべきではないかと、そんなふうに私は考えていますので。

ちょっと今、町長からも、そういう横の連携を図って検討していきたいということなんですが、ぜひこれを次年度に向けて、ことしすぐやるべきだというような形には私もならないというのは承知をしていますので、ぜひそのこのところの回答を再度お願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

本当に課題が多くあるなという地域でもあります。言いかえれば、これからしっかりやっていく地域だとも思っています。

あそこもいろいろ、これまでも水道の問題とかあつたので、水源をもっと上のほうに、観光客といますか、人が来られたときに、やはり水を、飲料水に使っていますのでね。ですから、その衛生上とか、そんなことが課題にもあります。

W i - F i もあそこに今度入れました。E W Mさんにも、各地から研修生を呼んでいただいたりして、あのエリアの活用に協力もいただいております。ですから、ある意味、いろいろな、1つの目的ばかりじゃなくて、いろんな目的をそこに含んだ地域でもあると思いますから、ですから、所管云々もあると思いますが、それぞれの、先ほど申し上げましたように関係者が連携して、そして1つにまとまって、あのエリアをみんなに親しんでもらえるような、町としてもまだまだその整備が必要だと、それは思っています。ですから、そんなことも含めて、あ

のエリアを今後の将来の町の何といたしますか、町をPRできるような、そして有効活用できるような地域育てていければなど、そのように思います。

ですから、あの地域の人たち、古今、それから藤生の人たちとか、皆さん方といろいろ協議しながらも進めなきゃならないと思っていますので、そういうことを含んだ、まだまだこれからの未開——未開と言ったら言葉変ですけども、もっともっとしっかりとした対応が必要な地域だということで私ども認識しておりますので、これからもまたいろいろ皆さん方にもいろんなご意見いただいて、そしてご審議いただければと思います。よろしくお願いします。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 それで、もう1点の山村道場内、一応厨房があって、そして私らちょうど今回は、土曜日の19日にお伺いさせてもらって、食事、家族で一緒にしてきたんですが、その中で、先ほど回答あったように、現時点で土日は営業し、それ以外は予約、あのときは6人以上あったら平日でもやるんですけどって言ったけれども、先ほど町長の回答は10名ということであったんですが、そして冬期間は営業していない。

そして、やっぱり利用者が少ないからということなんですが、先ほどちょっとお客は年間で3,900人、そして平日は1,500人というような形で、確かに少ないという形でこういうふうになってきたのかなというふうに思いますが、実際のところ、その形にしますとすごく、これから紅葉シーズンを迎えますよね。だから、少なくとも紅葉シーズンだけでも、これから、つまり来年につなぐ意味でもですよ。やっぱり、その期間だけはずっと平日も運営をして、そしてこれをつないでいく。そして、やっぱり来年に向けていくというような形も必要ではないかというふうに思うんですが、これについてはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当に年間ですと3,900人ですから、1日30人ぐらいの平均になっちゃうわけですよ。ですから、これは本当厳しいですよ、正直言って。ですから、私としては、いろいろあっちこち、ここばかりじゃなくて、町の施設いっぱいあります。ですから、先ほどの木の町のコミュニティ館のこともございますが、そういうことも含めた中で、町としてはやっぱり総合的ないろんな検討を加える必要があると、そのようにも考えています、一方ですね。

ですから、やる以上はしっかりやらなきゃならないんですが、やはりそのようなことも、将来のことも含めて検討を加える箇所でもあるのかなと思っています。ですから、そういうことも含んでの答弁だということをご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 ぜひ、これ以上言っても、回答は確かに変わらないというのはことしの話ですけれども。ただ、地区の方に聞いたら、やっぱり地区もほとんどの方がそれは承知をしていました。ただ、承知はしているけれども、そういうふうになったら、ここのこれだけの施設群が、やっぱり人が来なくなっちゃうよねという危惧はしているんです。

だから、そのところをぜひ、先ほど言ったように、私は縦割りじゃないかというのは、やっぱり1つ束ねるところ、つまり、先ほどは町長ないやつは副町長が回答しますから、まさにそれでそこからいくわけですが、そうでないと、それぞれの所管課ではやっぱり、誰が一番の責任者なんだということもないと、そこがはっきりしませんから、ぜひこれ、副町長のほうでの回答ありましたので、ぜひ副町長、一番地域的にも詳しい、通り道ですし、私も同じところですから、ぜひ、これらのきょう回答されたのを、やっぱり来年につながるような形にしていだきたいなというふうに考えます。

これについて、ちょっと今、町長から回答いただきましたので、同じにまたもらってもちょっと失礼になりますから、これは結構でございます。

それで、山村道場へは本当に首都圏から、栃木県のトンネルを抜けると15分かかりませんよ、あそこまで。そうすると、一番先にやっぱり来る、何というか、福島県に入ったとき、道路を一番先に見るんですが、前回、一応栃木県から福島県に入ったときに、両サイドの間伐等の整備をやったらどうかというお話ししましたけれども、それとあわせて、やっぱり山村道場の認知度、そして知名度アップのため、栃木県なんかのところから入るところ、何か所かありますよね。尾頭峠とか、あとは鬼怒川のほうから、その道の駅とか、あとは町内もそうですが、道の駅とかドライブイン等、あらゆるそういうところにパンフレットを置いたりして、やっぱりあらゆる機会の中で宣伝をしていくことが必要ではないのかと。

やっぱり、そういうのをやるのは、まさに何というか、農林課なり、教育委員会ではやらないと思う、やれないと思う。やっぱり、そういうところを、ぜひ窓口をつくっていただきたいというふうに思いますし、あわせて、そういう認知度、知名度アップがそれらによって図れるというふうに思いますが、これについてはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 所管課の話から入ってきたわけですが、私がお答え申し上げましたように、関係各課の連携のもとに動かざるを得ないというふうに思っております。

提案をいただきましたので、それぞれ関係する部署を集めまして、検討会を開催したいと思

います。その中で、PRの方法、さらには今後の活用を踏まえて、みんなで意見をすり合わせしながら、あの地域をどうやったら魅力ある地域として、また、誘客を図れる地域として持っていけるのか、検討する場面をつくりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 ぜひ、リーダーシップでよろしくお願ひしたいというふうに思えます。

次に、やはり栃木県との交流、町長も一応道路網の整備というのは、これから南会津町はすごく変わっていくというような形で、いろいろ努力をしているというのを私ども認識しております。

そして、玄関口となる山村道場の利活用促進というのは、やっぱり福島県への第一歩であり、印象も大きいものと思えます。繰り返すようになるんですが、ぜひ会津山村道場全体の整備を進めながら、やはりPRも強めていくというふうに考えますので、よろしくお願ひします。

そしてあと、次に、先ほど申し上げましたように、会津山村道場の敷地は、裏のほうに行くところすごい原生林があります。そして、先ほど申しましたように、今、本当に整備しないと、なおさら、今、暗い状態でしょう。それは多分、農林課長もあっちの奥の方たちは承知をしているのではないかとこのように思えますので、やっぱり今以上の自然との触れ合いの場というのもすごいアピールになるのではないかとこのように思えます。

あとは、宿泊施設、コテージの利用拡大に向けて、一例として、祇園祭に訪れる方に対する宿泊利用、これね、結構、祇園祭に来た方が、何か田島駅の周辺にごろ寝したとか、あそこ何か宿泊施設ないかなということ、結構そういった声があるそうです。やっぱり、そういうのを一定程度考えたり、あとは冠婚葬祭等でお客さん来ますよね、今、結構葬式多い。私もちょっと今回も忙しかったんですが。

そういう訪れる方が、やっぱりなかなかない。そこでやっているところに、昔みたくごろ寝で、泊まるというのが少なくなっているんです。そうすると、その方に、やっぱり高い宿泊料を払わなくても済むコテージの利用、冠婚葬祭で訪れる方に対する利用促進、そういった施設の利用拡大に向けた取り組みを、今以上に進めていくべきではないのかなというふうに思えます。

宿泊施設コテージは、温泉はないものの、蛇口を回せばシャワーや風呂も利用可能なことなどを、やっぱりアピール度は結構あるんじゃないか。ちゃんと食べ物を持ってくれば、自分で料理すれば食べられるよと。そして、そんなに、そういうのは家族でなり、あとは来れば結構

何というか、そういうのが、やっぱり先ほど、私、町民の方も、あそこのコテージが宿泊施設でこんなふうになっているというのは、あんまりわかっていない人もいますよというふうに言ったんですが、やっぱりそういうもののコマーシャルをしてないんですよ。やっぱり、それをすべきだ。

そうすると、当然、いつでもあいてなかったら、だめになっていくんです。だから、そういうものをぜひ検討していただければというふうに思いますが、なかなかこれ、農林課な、教育委員会で回答できないでしょう。だから、私は言うんですよ。やっぱり、窓口というのをちゃんと総括できる、担当課というのをつくってはいかがかという、一番最初にまた戻っちゃうんですが、やっぱりそここのところを考えていただきたいなというふうに思います。

そして、祇園祭なんかのときは、シャトルバスなんかも配置をして、そこまでのPRやれば、私は利用者はあるんじゃないかと。そんなにわっと一遍に宿泊が塞がるまではないかもしれませんが、やっぱりそういった意味でのいろいろ拡大を図るためのPRもやるべきではないかというふうに思いますが、考えたまま、ちょっとこんなものがあるんじゃないかというふうに思ったものちょっと列挙したんですが、どうでしょうか。皆さん、多分町のほうは、執行部さんはそれも含めて考えているというようなことかもしれませんが、お願いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

何度もお答えしますが、あそこのエリアね、私は総合エリアだとは思っていません。ですから、あれもこれもということはできないと思っています。できないと思っていますし、やるべきじゃないと思っています。

やはりあそこ、うさぎの森、あのエリアそのものは、宿泊施設もやる、何もやる、キャンプ場はありますよ。ですから、あれもこれもって、祇園祭の対応、具体的なことを言われましたけれども、私はちょっとそれは無理だと思います。利用される人は、それは自由ですから別にいいですけども、町としてその対応としてのどうのこうのは、私はちょっと厳しいんじゃないかなと、それは思います。

やはり、ただ、課題はあるということは確かなので、ですから、そこら辺も含めてね。どんどんお客が入る施設なのか、本当に目的を持った人たちの、それに対しての提供するエリアなのか、そこを踏まえた中で町としては対応していかないと、それこそ所管がどこかわからなくなるという話になってくるんですよ。

ですから、正直、あそこにああいう食べ物といいますか、山王茶屋のあそこの中に厨房があ

って、あそこは食堂だから営業施設なんだよというふうな捉え方をすれば、お客が少ないから、もっともっと営業上げるにはどうするんだの話になるかもしれませんが、やはりいろいろ、文化施設だったりそういう施設、そしてそもそも私としては、山王茶屋は本当に歴史的な施設だと思うんです。ですから、そこをこのところを活用して、食事の提供もする、郷土料理も提供するというようなことかもしれませんがね。

でも、やっぱりそういうことをいろいろもう、正直言って、目的があっちもこっちもいつているというような感じ、私実際思っていますので、先ほどいろいろこれは検討が必要だと言ったのはそういう意味でありまして、ですから、今後としては、町としてはあのエリアをどのようにしていくかということ。

EWMさんもあそこに入ってもらっていますから、ですから、そこら辺も含めて、町としてのこれからのあその運営といいますか、そういうことも含めて考えていく必要があると、そのようなことで申し述べました。ですから、そういうことを今後、副町長の話も、所管もどうするんだとか、そういうことをみんなして検討していきたいということなんで、きょう、結論出る話じゃないので、そのようなことでご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 町長、私も何と申しますか、今言っている、やっぱり維持管理をするには一定程度維持費もかかるだろうし、宿泊施設のコテージなんかもう少し今以上に利用がされるような、一つの案として先ほど申しました。だから、それだけをまた今回全部やれという、ただ1つのそれは言っている、限られてきますから。だから、そこところは若干差があると思うんですが。

あとは、やっぱりどんどんどんどん人が減ってきたときに、維持管理費がもう本当に出てこなくなるというか、そういうものを少しでもそういう宿泊施設とか、あとは厨房があるところで、やっぱり来たときに食べ物が、私は今の料理だけでいいと思うんです、そばとシゴロ程度で。そんなにいっぱいいろいろ出すというような形じゃなく、やはり全く食べ物が無いというのはいかがなものかと。

あと、奥会津の、先ほど言った奥会津博物館なんかは生活体験、そしてまた上のほうの、原生林のほうの上のほうに行ったときには、自然との触れ合いを体験できる場というようなのは、これは提供できるのではないかと。やっぱり、そういうものを宣伝することにより、誘客拡大は図れるのではないかとというのが私の考えでございます。ぜひ、そういうような形で考えているということをご理解をお願いをしたいなど。

決して全て何というか、コテージのすごい冬場、なかなか冬場の利用というのは、私も冬期間というのは、ちょっとあそこは大変だよ、あれだけの入ったところですから。だから、そういうふうに考えていますが、ぜひ、ちょっと私も、町長、そんなに認識が違ってはいないのではないかというふうに思いますので、ぜひそんな形でご理解を私は願って、そして来年度以降に向けた施設利用の拡大を図っていただきたいというふうに思います。それが私の考えでございますが、いかがでございましょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 貴重なご提言もいただきましたので、それを踏まえて、担当課を集めて会議を開きたいと思います。その中の協議の場に上げますので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 じゃあ、以上で終わります。ありがとうございました。

○五十嵐 司議長 以上で4番、渡部訓正君の一般質問を終わります。



◇ 森 秀 一 議員

○五十嵐 司議長 次に、2番、森秀一君の登壇を許します。

2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 議席番号2番、森秀一。通告に従いまして一般質問を行います。

質問は2点になります。

1点目の質問は、防災ハザードマップの活用はであります。

本年7月6日から7日にかけて発生した西日本豪雨の警戒情報として、気象庁は九州北部の福岡・佐賀・長崎県と中国地方の鳥取・岡山・広島県に大雨特別警報を発表し、土砂災害や低地の浸水、河川の増水に最大級の警戒をするとともに、自治体の情報に従い、安全を確保するよう呼びかけました。しかしながら、各地で猛烈な雨が広範囲に長時間続いたことから、河川の氾濫と土砂崩れが同時に発生し、200人を超える多くの犠牲者と甚大な被害をもたらしました。

また、9月4日に上陸した台風21号や9月6日に発生した北海道胆振東部地震でも多くの方が亡くなり、甚大な被害がありました。今でも復旧のための活動や、避難生活が続いています。亡くなられた全ての皆様のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様には心からのお見舞

いを申し上げます。

本町においても、平成23年7月29日に新潟・福島豪雨により、伊南地域を中心に甚大な被害を受けました。また、平成27年9月9日から10日にかけて発生した関東・東北豪雨は、猛烈な雨により、田島・館岩地域を中心に激甚災害に指定されるほどの被害となりました。これらの災害については、桧沢川の復旧工事など、今でも続けられており、完全な復旧には至っておりません。これらの豪雨に対して、亡くなられた方がいなかったことは不幸中の幸いであったと思っています。

最近における災害発生状況を見ると、全国のあらゆる場所で突然に発生し、大きな被害をもたらしています。災害に強いまちづくりのためには、これらの災害を教訓とし、防災のための施設整備や住民意識の向上は必ずやらなければならない施策であると考えます。

このような中で、本町が作成した防災ハザードマップは、住民の命を守る行動や防災意識の向上に重要な役割があります。しかしながら、このマップを町が活用しないで、住民が理解していなかったら絵に描いたただのマップでしかありません。これらのことを検証するため、次のことについて質問します。3点について質問します。

1点目は、土砂災害危険箇所の対策及び施設の整備状況であります。

ハザードマップの凡例を見ると、土砂災害危険箇所と土砂災害警戒区域に対し、その詳細として、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりと記載されております。また、マップには、凡例に従ってそれぞれの危険箇所が表示されています。このハザードマップを作成し、配布したということだけでは、単にお知らせしたということではしかありません。これらのマップに対して、行政はどんな対策を講じたのが問題であると考えます。

これらの危険区域の防災対策として、土どめ工、砂防ダム、治山ダムといった防災施設がどのように整備されたかということでもあります。本町におけるこれらの対策の現状について質問します。

次に、2点目、ハザードマップの周知と住民の理解であります。

ハザードマップには避難所の位置が図示されており、浸水の想定区域や過去の浸水箇所について表示されています。これらのことを住民が理解し、避難訓練など、事前に行動してこそ命が守れるというものです。

現在配布されているハザードマップは、平成25年3月作成であり、配布されただけで、説明会は開催されていなかったように思います。作成後5年が経過した現在、住民がハザードマップをどれだけ理解しているか、町は今後どのようにして周知していくのか、このことについて

質問します。

次に、3点目、自主防災組織の整備及び訓練等の状況であります。

災害が発生したとき、また、発生の危険性があるとき、これらに対する対応として、集落単位で行動されるものと考えます。災害は突然やって来るものですが、発生したからといって、とっさに機敏な行動がとれるものではありません。組織内で役割を分担し、日ごろの訓練によってこそ速やかな行動がとれるものです。それぞれの行政区がどのように組織し、どのような防災に対する訓練等の行動をされているのか、質問します。

次に、質問事項の2点目、豪雨等の防災対策であります。

西日本豪雨の被災状況は連日のように報道され、被災者の避難状況や家屋等の被災状況、ボランティアの支援活動など、悲惨な状況がきめ細かく伝えられました。これらの悲惨な状況を見ると、防災・減災のための事前活動や被災後の速やかな対応がいかに大切であるかを痛感しました。

西日本豪雨に対する災害復旧状況の中で、大きく報道されていた課題について、本町の防災・減災に対する大きな教訓になるものと考え、次のことについて質問します。4点について質問します。

1点目、災害発生時の対策であります。

災害発生時の防災・減災のための活動は、重機等の機械力が大きな戦力であり、絶対に必要であります。また、土のうなど資材等の準備と、これらを使つての行動があつてこそ災害を最小限に食い止められるものと考えます。

このことから、重機を保有している建設業者や最前線で活動する消防団など、速やかに行動できる体制になっているのか、このことについてお聞きします。

2点目、避難指示等の周知方法であります。

町の防災計画では、町長は、災害から人命、身体の保護または災害の拡大防止のため、必要があると認められるときには、計画に基づき、地域住民に対して、避難準備情報の提供、勧告、指示及び屋内での退避等、安全確保措置の指示を行うとあります。このことから、本町において避難指示や避難勧告の基準はあるのか。また、これらの指示を周知する方法として、どのような手段をとられるのかをお聞きします。

3点目、避難施設の整備状況であります。

避難施設については、各集落の集会所や学校等の公共施設など、規模や設備はさまざまと思われませんが、避難者が一定期間生活するための設備は必要であります。このことから、健常者

ばかりでなく、災害弱者と言われる身障者や高齢者にも配慮した施設の整備も必要と考えます。本町が指定した避難所の整備状況についてお聞きします。

4点目、食料、生活物資の備蓄及び調達であります。

一定期間避難することを考えたとき、食料の調達や炊き出し等の対応、最低限の生活物資は絶対に必要なことであります。食料及び生活物資について、備蓄の状況と有事の際の調達方法についてお聞きします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 2番、森秀一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、防災ハザードマップの活用についての1点目ではありますが、土砂災害危険箇所の対策及び施設整備状況はとのおただしであります、町が作成いたしました防災ハザードマップでは、土砂災害危険箇所と土砂災害警戒区域を示し、住民の方へ注意を呼びかけております。

また、どのような危険があるかについても、急傾斜地の崩壊や土石流、地すべりといったそれぞれの凡例に沿って記載しております。

これらの土砂災害危険箇所における対策について、砂防ダムや治山ダムといったハード事業の整備は、それぞれ福島県南会津建設事務所や南会津農林事務所が実施しているところであります。

町でも整備の促進について、県に対して要望しているところでありますので、ご理解を願いたいと思います。

実際に、砂防ダムも南郷地区に、災害以降、東地区ですね、1カ月くらいで決定いただいて、実際に建設していただきましたし、各地からの要望あるものですから、そこら辺も県のほうと詰めながら、砂防ダムの建設を検討していますので、ご理解願いたいと思います。

次に、2点目ではありますが、ハザードマップの周知と住民の理解はとのおただしですが、現在の町の防災ハザードマップは、平成25年3月に作成いたしまして、その後、全戸配布いたしました。

また、町のホームページにも防災ハザードマップを掲載し、周知したところであります。

7月に西日本を中心に、甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨など、近年の自然災害においても、ハザードマップの重要性が再認識されております。

町といたしましても、広報紙などを通して、改めてハザードマップの周知について努めてまいりたいと思っております。

また、現在のハザードマップは、町内全域を13エリアに分割し、作成されたものでありますが、今後、集落単位でハザードマップを整理するなどしっかり対応して、住民の皆さんに見やすい、わかりやすいマップの作成をしてみたいと思います。

ハザードマップ、確かに議員おっしゃるように、多分25年に皆さんに配布したのが、もうどこへいっちゃったかなという感じの人もいると思います。ですから、やはり災害はいつ来るかわかりませんし、本当に住民の皆さんに、自分たちの地域に一番関係するといえますか、そのようなことをわかりやすく、そして実際によく理解していただいて、そういうときには本当に実際の行動をしていただく、命を守る行動をしていただくということを実行できるようなハザードマップの作成、そして皆さん方に理解を深めていただくような町としての対応を考えていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目、自主防災組織の整備及び訓練等の状況はとのおただしではありますが、各地区における自主防災組織の整備状況は、54の地区で自主防災組織を立ち上げております。

また、訓練等の状況ではありますが、町の集落応援交付金事業のメニューの中に自主防災組織の育成があり、地区において独自に防災訓練等に取り組まれておりますが、そのほかにも毎年、国の緊急地震速報の訓練放送の際に、各地区へ避難訓練等の行動訓練の実施について依頼をしております。ことし7月の訓練放送では、集会所への避難訓練などの行動訓練を実施した地区もありました。

災害発生時には、地区住民が互いに助け合う共助の力が重要な役割を担うことから、今後も自主防災組織の育成等に町としても取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、豪雨等の防災対策についての1点目ではありますが、災害発生時の対策はとのおただしではありますが、万が一発生した災害時の応急活動につきましては、町と南会津町建設協議会及び福島県建設業協会山口支部、南会津町消防団との間で「災害時における応急活動の協力に関する協定」を締結しております。この協定は、町や消防団では十分な応急活動ができない場合、重機等を保有する建設業者に協力を要請できるものでありまして、過去の災害の際にも協力をいただいているところであります。また、災害が発生する前の啓発活動も重要と考えております。

町といたしましても、日ごろから住民の皆さんの自主防災意識の高揚を促してみたいと思います。

次に、2点目であります。避難指示等の周知方法はとのおただしではありますが、町民の生命

を守るためにも、避難勧告等は空振りをおそれず、確たる基準を持って発令すべきと考えております。

現在、本町は避難勧告との判断、伝達マニュアルの策定に向けて詰め作業を行っております。町防災会議での審議を経て、正式決定したいと考えております。

また、避難勧告等の周知方法ではありますが、防災行政無線の放送はもちろんであります。町広報車や消防車両による広報巡回、区長さんや地区役員を通じた直接連絡、町ホームページやフェイスブック、ツイッターへの掲載など、幅広い媒体による周知を実施すると、そのように考えております。

実際にこういう災害が起こりますと、防災無線が雨音で聞こえないとか、室内の拡声器もありますけれども、そのようなことも聞いておりますし、そしていろいろな方法で、幾重にも皆さん方にそれを周知するということが大事だと思います。道路が寸断されるとかもいろいろあるかもしれませんが、できる限りの方法で皆さん方の命を守ると、その手だてをすることを周知していきたい、実施していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目であります。避難施設の整備状況はとのおただしであります。町地域防災計画において、各地区の集会所や学校等の公共施設など、避難所として127カ所指定をしております。

また、高齢者や乳幼児、身障者など、災害時に特に配慮を要する方、いわゆる要配慮者のために指定する福祉避難所として6カ所指定しております。

次に、4点目であります。食料・生活物資の備蓄及び調達はとのおただしであります。現在、町では備蓄物資として、お湯でつくれるご飯などの食料や飲料水、毛布などを、御蔵入交流館などに配備しております。

また、日用品等の調達につきましては、株式会社ダイユーエイトと災害時における物資等の供給協力に関する協定」を平成27年11月に締結しておりますので、災害時には協定に基づき、必要な日用品等の調達をしまいたいと、そのようにも考えています。

今まで答弁申し上げましたように、私たちは平成23年、そして平成27年と、本当に全町にわたっての大規模な激甚災害を受けました。そうした中で、議員もおっしゃられたように、幸いにも亡くなった方がおられなかったというような状況であります。これも、日ごろから町の消防団であったり、そういう今申し上げたような関係者の方々、そして地域の役員の方々が地域を軸として、そしてそれらの対応に当たっていただいたそのおかげだと思っております。

に甘んずることなく、町としても今後ともしっかり対応してまいりたいと思いますが、最終的には、命を守るのは砂防ダムでも施設でも何でもなくて、やはり自分自身の安全に対する意識と行動だと、どこの災害でも最終的にはそう言われています。そういうことも徹底した中で、町としてやるものはしっかりやりますが、皆さん方にもそういう自主防災組織の意識を高めていただくような、町としての啓蒙も図っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 それでは、再質問をさせていただきます。

私の今ほどの質問に対しては、答弁いただいた内容でおおむね理解をさせていただきました。それで、西日本豪雨の報道の中から、問題になった状況について何点かお聞きをしたいというふうに思います。

初めに、1点目の防災ハザードマップの活用であります。災害弱者の避難対策についてお聞きをしたいと思います。

西日本豪雨では、亡くなられた方の7割が60歳以上、こういう高齢者の方が亡くなったということで、この人たちというのは自力困難であったり、情報が十分に伝わらなかったりして、逃げおくれた可能性があるということでありました。

このようなことから、災害弱者と言われる身障者や高齢者の避難方法について、町としてどのような方法を考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 お答えいたします。

地域防災計画におきまして、災害時において避難する際の支援を要する方です。いわゆる要配慮者と申しますけれども、皆さんの被害方法につきましては、町や社協や民生児童委員等と協力しまして、避難行動要支援者支援プランを、個々の方々の実情に応じて作成しております。

それで、避難方法につきましては、ただいまご質問にあったとおりに、この支援プランに基づきまして、まずは避難の情報伝達が一番大切だと思いますので、情報の伝達、通信手段を適切・迅速に行いまして、それから、避難に当たりましては、家族の方はもちろんでございますが、地域の助け合いを基本として、自主防災組織であります行政区や民生児童委員、それから消防団等と連携いたしまして、要援護者の避難誘導を行うこととしておりますので、よろしく

お願いいたします。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 はい、わかりました。

それでは、次に、2点目の豪雨等の防災対策について質問させていただきます。

質問については、応援協定について、これらについてお聞きしたいと思いますが、災害発生時の対応として、災害現場の復旧、被災者の救護、被災家屋の復旧支援など、あらゆる分野で人員の不足が想定されました。これらの状況に対して戦力となるのは、市町村や各団体からの応援ということに思いますが、南会津町にもほかのほうの市町村で親しくしている市町村があるわけなんです、それらの市町村と応援協定を結んでいると思うんですけども、結んでいる市町村、どのような町村があるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 答えいたします。

まずは、地域防災計画におきましては、災害応急対策として、県や近隣市町村、周辺市町村に対し相互応援協力を求めることができるということになっています。

それで、今おただしの相互応援に関する協定につきましては、まず初めに西白河郡の4町村と「相互応援に関する協定」を結んでおります。また、東京都台東区、栃木県日光市、新潟県三条市と「災害時相互応援協定」を締結しております。

このようなことでありまして、さらに先ほど町長答弁にもありました支援物資等につきましては株式会社ダイユーエイトさんとか、あとは情報関係につきましてはNHK福島放送局、それから郵便局と各種の災害に係る協定を締結しておりますので、よろしくお願ひします。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 はい、状況はわかりました。

それでは、支援物資の受け入れ、それと配布の体制、南会津町でもそれらについての経験は持っているわけなんです、西日本豪雨では物資をいただいても、それらを配布するのに、それらを配布するだけの人がいなかったということで、被災者への配布方法を、できない状況が報道でやられたということから、南会津町としては支援物資の受け入れと被災者への配布方法、どのように考えておられるのか、お聞きしたいと思うんです。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 支援物資の受け入れと配布体制でございますが、各自治体や団体からの支援物資の受け入れにつきましては、町民体育館などを1カ所に集めて、その後、必要な

もの、必要な数に応じて配布することを考えております。

また、受け入れの配布に対する体制ですが、町当局はもとより、ボランティアの方々の協力を得ながら体制を整えたいと考えております。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 今ほど話のあったボランティアの受け入れということなんですが、ボランティアそのものの受け入れ体制、これをお聞きしたいと思うんですが、西日本豪雨の場合には、災害直後のときにそれだけの体制ができてないので、ボランティアの方にはちょっと待っていてくださいというような内容があったわけなんですが、本当に必要なものは災害があって即ボランティアに対応していただきたいということがあったもんですから、これで本町の場合、災害が発生したときに、例えばボランティアの受け入れについてはどういう体制でやるのかというのは今から考えておかなければならない体制だと思うんです。それらについて考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から答えさせていただきたいと思います。あと、課長のほうからも答弁してもらいますが。

まず、災害が起こったとき、ボランティアを受け入れる前に、やっぱり災害、いろいろ2回経験しましてね。まず、災害に対して町がすべき対応、まず第1段階というのがあると思うんですよ、経験からね。そして、その次に今度、避難した人たちに対して、避難することに対してというか、その対応。そして、最後に避難されたり何だりしたときの対応のときにと、そのときはやっぱりボランティアの人たちの活躍をお願いしたいのかなというような状況を思っているんですよ。

ですから、発生時と、それから時間の中でのそういうことになってくると思うんでね。ですから、実際に同時期にやっぱりできないと思うんですよ。だから、そんなことを経験の中でもう少し詰めていく必要はあるのかなと、地域によっても違いますし、災害の起こり方によっても違いますから。ですから、そのケース、ケース、ボランティアを受け入れるにしても、やはりそれらがあるのかなと思うんです。

よく新聞でもテレビでも、ボランティアに対しての対応がどうだこうだと言われますが、実際に現場の混乱の中で、正直、あんまり広範囲になったときどうなのかということは、いろいろ課題が、どういう現場であれ課題が出てくるのかなということを承知した中で、やはりその対応をする必要があると、それを基本にやっていく必要があるということが、まず原則のそれ

があるということで、その上で、あと課長のほうに答えてもらいますから。ですから、時間的な流れがあるということをご認識した中で、いろいろお話を聞いていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 答えします。

ボランティアが必要な場合につきましての対応ですが、この地域防災計画におきましては、応急対策の内容や場所の把握に関する各種情報を、ボランティア団体からの協力の申し入れがあった場合は、迅速かつ的確に町は対応しなければならないということでありますが、ボランティアの受け入れにつきましては、社会福祉協議会のほうで災害ボランティアセンターというのを設置しまして、そこで対応することになっております。ですので、町としましては、そのような体制でございますので、社会福祉協議会に協力依頼をして、お互いに協議しながら行いたいと考えております。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 今、町長から答弁あったように、南会津町独自の受け入れ体制、世間にこだわらずに、そういう体制がある程度整ってあればいいのかなど。何もわからない中で、戸惑っているだけで終わっちゃったというだけでは、ちょっと悲しい話になっちゃうので、それらのことについてはよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それでは、次の質問をします。

テレビでは、災害ごみが道路脇に山積みになっていて、生活雑排から、電化製品から壊れた家の骨組み的な材木だとか、そういうのがごちゃごちゃにまざっていて、場所をとる、においはするで、かなり悲惨な状況が映っていたんですが、南会津町の防災計画の中にもそういうものの集積って何か載っていたような気がしたんですが、もしそれらについて町としての考えがあったらお聞きしたいなと思います。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 答えいたします。地域防災計画において、災害時に生じた瓦れきや粗大ごみなどの災害廃棄物の仮置き場としましては、町内の小・中学校の校庭など57カ所を選定しております。実際に災害廃棄物が発生した場合は、その中から仮置き場を選定しまして対応したいと考えております。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 それでは、最後にもう1点だけお聞きしたいと思うんですが、被災された住宅が認定されないで、いろんなところからの支援を受け入れられなくて、先送りされて

いるというのが報道にあったわけなんです。それで、南会津町にも住宅被害の認定基準というものがあると思うんですが、それらの基準と、あとは罹災証明書、これらの発行について、どういう体制でやられていくのかなというようなことで、もしそういう内容のものができているのであれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 お答えします。

ただいまご質問のあった住宅被害の認定基準につきましては、国が定めた災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づきまして、町としては南会津町り災証明書交付要綱を定めています。この要綱におきましては、被害の程度により、「全壊、全流失」「大規模半壊」「半壊」「一部損失」「床上浸水」「床下浸水」の6種類の被害認定基準を規定しています。1つ例を申し上げますと、「全壊、全流失とは、家屋の損傷若しくは流失した部分の床面積が、その家屋の延床面積の70%以上に達したもの、又は家屋の主要な構成要素の経済的被害を、家屋全体に占める損害割合で表し、その家屋損害割合が50%以上に達したものを指し、補修により元通りに再使用することが困難である状態のものとする。」と、これが全壊、全流失ということですから。そのような基準を定めております。

また、罹災証明書の発行につきましても要綱で定めておりまして、被災者から罹災証明願を提出していただくことをもとに、現地調査等により被害認定審査を行いまして、適当であると認めるときは罹災証明書を交付するというような形になっております。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 西日本豪雨、これらを教訓として、本町の災害、もしそういうものが発生したらという想定の中で質問をさせていただきました。それで、私の求めている答弁はいただきました。

しかしながら、災害というものは、これで十分ということは決してありませんので、今後もあらゆる災害を想定して、防災・減災に努めていただきたいということを期待しまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○五十嵐 司議長 以上で2番、森秀一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は2時50分といたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時50分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 湯田良一 議員

○五十嵐 司議長 次に、6番、湯田良一君の登壇を許します。

6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 議席番号6番、湯田良一です。通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は1点であります。小・中学校にエアコンの設置をであります。

近年、異常気象による猛暑日が非常に多くなってきました。猛暑日の増加に伴い、児童・生徒の学校生活での熱中症が心配されます。

南会津町でも町民に対して、熱中症にならないよう防災無線で連日のように注意を促していただきました。児童・生徒たちの安全な学校生活を考えますと、毎日勉強している学校の教室にはエアコンの設置はされていないと思われれます。猛暑日が続いても、児童・生徒たちが安心して学校生活に集中できる環境整備と児童・生徒たちの安全対策が大変重要と思います。

会津若松市では、猛暑日の日数も今年更新されました。29年度まではエアコンの設置は考えておらず、検討課題でありましたが、今年、1ランク上げて検討すると発表しています。

この南会津町も、今後、猛暑日の増加が予想されます。児童・生徒たちの安全な環境整備の充実を願い、次の点を問います。

①熱中症の疑いのある児童・生徒たちはいたのか、いたとすれば何人ぐらいたのか。

②現在、小・中学校のエアコンの設置状況は。

③今後、エアコンの設置計画はあるのか。

以上、壇上からの質問といたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、6番、湯田良一議員のご質問にお答えします。

小・中学校にエアコン設置をに関してお答えします。

初めに、1点目、熱中症の疑いのある児童・生徒はいたのか、いたとすれば何人くらいか。

このおただしであります、平成30年6月1日から9月4日までの期間で、熱中症が疑われ医療機関を受診した、または熱中症が疑われ保健室で水分補給、休養等の対応した児童・生徒の数ですけれども、小学校では8名、中学校では16名。そのうち、教室での授業中に気分が悪くなった児童・生徒は、小学校で5名、中学校で6名、その他は体育館、グラウンド、プール等での体育の授業や休み時間の活動中、中学校においては夏休み期間の部活動の際に気分が悪くなったという状況でした。

なお、教室での授業中に気分が悪くなった期間は、30度C以上の非常に暑い日が続いた7月17日から20日までの4日間、1学期の終業式までの期間に大体集中しておりました。

次に、2点目、現在、小・中学校のエアコンの設置状況はどのおただしであります、小学校7校で、普通教室に1台——これは特別支援学級であります。特別教室に5台。中学校では4校で、普通教室はゼロ、特別教室に7台というふうになっております。

次に、3点目、今後、エアコンの設置計画はあるのかとのおただしであります、熱中症は気温、湿度などの環境条件に配慮した運動や、小まめに水分や塩分を補給し、休憩をとることで児童・生徒への健康観察など、健康管理を徹底することによって、十分防ぐことが可能であるとされております。

そこで、各小・中学校に対しましては、気温、湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、活動中止や延期、見直し等、柔軟に対応を検討すること。活動前、活動中、終了後に小まめに水分や塩分を補給し、休憩をとるとともに、児童・生徒等への健康観察など、健康管理を徹底すること。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施すること。などについて周知し、適切に対応していただいているなというふうに思っています。

実際のところ、発生はしておりますので、まだ十分な対応できていないことはあるかもしれませんが、子供の活動ですから、子供自身が無理をしている場合もあるかなというように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

そのような点から、現時点ではあります、エアコンを設置する計画は今のところありません。今後、気象状況の変化等を注視するとともに、国では行政のエアコン等に向けて十分な予算を確保するという報道もされておりますので、引き続き情報収集に努め、国の補助制度を確認するなどして、町の方策、方針について検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、

よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 それでは、①番の熱中症の疑いのある児童・生徒たちはいたのかというところで、小学校で8名、中学校で16名というような報告をいただきましたが、これ救急搬送された子供たちはいなかったんでしょう。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 答えいたします。

1名が南会津病院のほうに搬送されております。

○五十嵐 司議長 6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 きのうの新聞で、会津若松の市議会でもエアコン設置の一般質問の中身が新聞で報道されました。会津若松市でも今までは、エアコンに対して、学習環境上の課題の認識を改めて、安全対策上の課題というふうに位置づけ、トイレの洋式化やグラウンド整備より優先して取り組む方針を固めたそうです。

会津若松市では、熱中症の疑いがあったのは169人、救急搬送されたのは4校で10人いたそうです。学校環境衛生基準は、教室の室温が17度以上28度以下が望ましいとされているようです。8月の室温調査では、午後の室温は最上階の全ての教室で基準を満たしていなかったそうです。午後の時間帯では、全教室の半数程度で30度を超えていました。

南会津町でも、こういった室温調査等は実施しているんですか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 答えいたします。

教室には温度計をほぼ設置されておまして、記録としては残しておりませんが、温度の計測はしております。

○五十嵐 司議長 6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 若松と南会津町では、気温のあれが違いますが、やはり南会津町でも記録には残っていないと思うんですが、今の返答で。30度以上になる教室なんていうのは、やはりあるんですか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 現在、30度以上になるかというお答えはちょっとできないんですが、毎日、保健室のほうで養護教諭のほうで記録をとっておりますので、教室で30度以上になるというのは、ただいまは資料としては持っておりませんが、保健室では確認はしております。

○五十嵐 司議長 6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 それでは、今のところエアコンの設置は考えていないというような返事でしたが、例えばエアコンを設置した場合、費用はどのぐらいかかるのかは、大体概算でわかりますか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えをいたします。

概算であります。会津若松市の資料をもとにして積算しますと、1教室当たり約400万の費用がかかるということで、南会津町では76教室ありますので、約3億のお金がかかります。これは、仮に想定した場合ですが、3億がかかりますと、3分の1が国の補助金で対応していただけるというような試算になっております。残り、大体1億が補助金、あと2億は一般財源持ち出しとなりますが、これを例えば過疎債で借りたという仮定をしますと、交付税措置が7割来ますので、1億4,000万が交付税措置額というふうになります。そうすると、単純に町の一般財源を出すお金は6,000万というような金額になりますので、お答えいたします。

○五十嵐 司議長 6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 現在のこの猛暑というのは、やはり台風だのあれと同じ、自然災害だと思うんですよ。だから、やはり防災的な考え、そしてそれに対する対応策といたしましても、子供たちがこれから本当に安全な姿で学校教育を受けられるというような姿の中で、設置の計画を検討してほしいんですが、その辺はいかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

ちょっと私もきょう、初めて今、課長の答弁聞いたのであれなんです。いろいろ状況はあろうかと思えます。子供の本当に安全をどうするのかということ、これは非常に重要な観点だと思いますが。

ただ、もう一つ、一方でね、それをつけて、野外から全て対応できるかということ、そうではない。ですから、教室にいたときの安全だけ守ればいいのかということ。ですから、考え方は1つあると思うんですが、それつけることは別にやぶさかじゃないと思うんですよ。安全、本当に命を守らなきゃならないか。ですけれども、子供の命そこで全て守れるかということ、そうじゃない部分もあると。

ですから、私としては、よく通学路の話も出るんですが、危険なところは全部なくせということ、世の中でできないんです。ですから、気象条件も同じだと思うんです。ですから、ある

意味、勉強、学習、そしてそれだけの体力をつける、そして健康管理もする、これは家庭も含めて。ですから、そういうことを総合的な判断の中で、その対応は必要かなと思っています。

ですから、きょう、つける、つけないということは、明確なことはちょっと答弁できませんけれども、そういうことでいろいろ検討した中で、どのようにするのかということは値するものかなと、そのように思いますので、村内もろもろの条件もまたあるということでご理解願いたいと思います。

子供の命、人の命を守ることは第一だと、それは重々認識しておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 そうですね、なかなかこれ予算がかかりますし、大変な事業だと思えますが、やはり今後の、子供は町の宝でございますので、そんな姿の中でやっていただきたいというふうに思いながら、全教室がそういう無理な場合は、例えばですよ、各学校ごとに各階に1教室ぐらいずつでもできないのかなと、万が一本当に危険なときは、その教室で避難をするというか、安全を守るというか、そんな対応も1つ可能なのではないのかなと思うんですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

まず、先ほど申し上げました現在、エアコンを設置している学校の状況ですけれども、実は暖房用に6台、そのうち入っています。結局、涼しくするためじゃなく、暖かくするためということ。

あと、コンピューター教室ですね、熱を出しますので非常に暑くなるということでPC室、あとはもう窓をあけることが困難なランチルームがありまして、そこを、本当に暑くなりますので入れているということで、熱中症対策といいますとか、本当にそういう課題がありまして、入れている状況にあります。

なお、ただいま議員さんのほうからおただしがありました各階に1台ずつということをご提案いただきましたので、本当に緊急事態ですと早く体をひやさなければいけないという状況もありますので、まずできるだけエアコンの設置のない学校をなくすとともに、緊急状態を考えますと、保健室あたりにそういうものがあっても私的にはいいかなというふうに思っていますので、その辺は検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○五十嵐 司議長 6番、湯田良一君。

○6番 湯田良一議員 やはり、今後、今年度は今までも7月、8月、非常に暑かったんですが、ことしでこの暑さは終わりというわけではないですね。今後もこの異常気象はいつまで続くかわかりません。そんな観点からも、先ほどから言いました児童・生徒たちの安全対策、安全な環境対策を今後考えていただいて、そしてなるべく早い時期に全教室にエアコンの設置がされればなというふうに願ひまして、私のきょうの一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○五十嵐 司議長 以上で6番、湯田良一君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

上衣の着衣を願ひます。

本日はこれにて散会いたします。

明13日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時12分

平成30年第3回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成30年9月13日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 11番 山内 政 議員
- 17番 室井 嘉吉 議員
- 3番 丸山 陽子 議員
- 16番 星 登志一 議員
- 10番 楠 正次 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 貝田美郎 議員 | 2番 森 秀一 議員 |
| 3番 丸山陽子 議員 | 4番 渡部訓正 議員 |
| 5番 室井英雄 議員 | 6番 湯田良一 議員 |
| 7番 大桃英樹 議員 | 8番 湯田賢太郎 議員 |
| 9番 湯田 哲 議員 | 10番 楠 正次 議員 |
| 11番 山内 政 議員 | 12番 高野精一 議員 |
| 13番 星 光久 議員 | 14番 菅家幸弘 議員 |
| 15番 阿久津梅夫 議員 | 16番 星 登志一 議員 |
| 17番 室井嘉吉 議員 | 18番 五十嵐 司 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅宗吉 町 長 渡部正義 副 町 長

星 英 雄	教 育 長	渡 部 浩 明	総 務 課 主 幹
渡 部 浩 治	総 合 政 策 課 長	馬 場 純 也	税 務 課 長
居 倉 雅 彦	住 民 生 活 課 長	小 寺 俊 和	健 康 福 祉 課 長
渡 部 徹	農 林 課 長	羽 染 正 巳	商 工 観 光 課 長
月 田 啓	建 設 課 長	野 中 英 昭	環 境 水 道 課 長
室 井 竜 典	会 計 室 長	五 十 嵐 小 一 郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長
芳 賀 美 恵 子	学 校 教 育 課 長	酒 井 浩 哉	生 涯 学 習 課 長
阿 久 津 弘 典	館 岩 総 合 支 所 長	星 正 信	伊 南 総 合 支 所 長
馬 場 宗 一	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

馬 場 秀 成	事 務 局 長	星 貴 夫	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	-------	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第1、一般質問を行います。



◇ 山内 政 議員

○五十嵐 司議長 11番、山内政君の登壇を許します。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 おはようございます。

ただいまから一般質問を行います。

質問は2点であります。

1点目、婦人消防隊の現状と課題について。

2点目、2019年度、平成31年度であります。平成が変わるかもしれませんが、2019年度の役場職員の新規採用と再任用について伺いたいと思います。

1点目、婦人消防隊の活動については、主に住民への防火意識の啓発、火災予防や防災に対する意識高揚を図るための活動が挙げられます。婦人消防隊の活動について伺います。

①、4地域の婦人消防隊の年齢構成はどのような現状にあるのか。

2点目、高齢化が進む現状の中で、地区によっては輪番制による班長の選出で、老人クラブ会員該当者がその任に当たることも考えられます。本来支援を受けるべき対象者が班長として活動しなければならないこの現状をどう考えるか。

3点目、婦人消防隊の活動に対する公的な補償はなされているのか。

4点目、今後、若い世代の方々を婦人消防隊の活動に参加させるには、どのような環境づくりが必要と考えるか。また、4地域の婦人消防隊は、現状の編成でよいのか。

続いて2点目、来年度は多くの退職者が予定されているが、新規採用と退職者の再任用について伺います。

①、1つ目、2019年度の新規採用職員の予定人員は何名か。

2点目、2019年度の再任用職員の予定人員は何名か。

3点目、新規採用による雇用の確保及び町内の活性化と再任用による人材活用の整合性を、今後どう図っていくのか。

4点目、今後、長期的な新採用と再任用の計画が必要と思われるが、策定の計画はあるか。以上です。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

11番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、婦人消防隊の現状と課題についての1点目であります。

4地域の婦人消防隊員の年齢構成はどのような現状にあるかとのおただしであります。各婦人消防隊員の平均年齢は、田島婦人消防隊が67.9歳であります。館岩婦人消防隊が56.9歳、伊南婦人消防隊が59.7歳、南郷婦人消防隊が54.8歳と、このような状況になっております。

次に、2点目であります。本来支援を受けるべき対象者が、班長として活動しなければならないこの現状をどう考えるかとのおただしであります。それぞれの婦人消防隊において、高齢者の方が持ち回りで班長に選出されている事例が確かにございます。班長の選出など、それぞれの婦人消防隊の事情があるとは思いますが、これからの婦人消防隊のあり方、町として火災予防に対するかかわり方について、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目、婦人消防隊の活動に対する公的な補償はなされているかとのおただしであります。まず婦人消防隊は、それぞれの地区の中における火災予防意識の普及や防災意識の高揚を図ること、消防団活動を支援することなどを活動目的としているところであります。そ

のため、例えば火災現場などで、消防団のような消火活動ではなくて、地区の炊き出しなど後方支援活動に協力をお願いしている、そのような現状にあります。

また、町では、日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度に加入しております。この共済制度は、地域における防火防災訓練で発生した不慮の事故による被害者に対しまして補償する制度であります。婦人消防隊の方が検閲式などに参加した際、万が一事故等発生した場合については、この共済制度によって補償されることとなります。

次に、4点目であります。今後、若い世代の方々を婦人活動隊の活動に参加させるには、どのような環境づくりが必要と考えるか、また、4地域の婦人消防隊は現状の編成でよいのかとのおただしであります。高齡化に悩む婦人消防隊の現状は、町としても今の現在、十分理解しておりますし、大変ご苦勞をおかけしております。

若い世代の方に、婦人消防隊活動に参加していただくためには、今後組織の抜本的な見直しを含めた協議、検討が必要であると、そのように思っています。例えば、婦人消防隊という組織ではなく、現在の町消防団の中に女性消防団員として若い世代の方に参加していただくという、そのような方法もございます。

町といたしましても、現状のままでよいとは考えておりませんので、今後、婦人消防隊や町消防団関係各位の皆さんと検討を重ね、婦人消防隊のあり方について検討してまいりたいと、そのように思っています。

次に、2019年度の役場職員の新規採用と再任用についての1点目であります。

2019年度の新規採用職員の予定人員は何名かとおただしであります。大学卒程度及び資格免許職の採用試験において、6名の方に採用内定通知をこのたび出しました。今後、高校卒程度の採用試験も実施いたします。申し込み者は6名となっておりますが、その結果を踏まえ、3から4名程度、採用を行っていきたく、そのように今考えております。

次に、2点目であります。2019年度の再任用職員の予定人員は何名かとおただしであります。現在再任用として雇用している職員は5名であります。今年度末をもって退職となる職員に意向確認を行ったところ、再任用を含め継続して就労したいとする職員は10名程度ありました。2019年度の再任用職員数につきましては、新規採用職員の採用内定人数、さらには現在再任用されている職員の継続の意向を確認するとともに、早期退職希望者の人数も踏まえ、調整していくこととなります。ご理解願いたいと思います。

次に、3点目であります。新規採用による雇用の確保及び町内の活性化と再任用による人材活用の整合性を、今後どう図っていくかとおただしであります。新規採用者に関しまして

は、町の将来を担う若者の就労先を確保することにもつながります。若者の定住による地域活性化に効果が期待されるものであります。

一方、再任用に関しましては、長年の行政経験で蓄積された知識や技術を備えた貴重な人材であります。若手職員の育成や、官民を含めた本町の発展に貢献していただきたいと、そのように考えています。

このような現状を踏まえ、新規採用と再任用のバランスのとれた職員の任用に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、4点目であります。今後、長期的な新採用と再任用の計画が必要と思われるが、策定の計画はあるかとのおただしであります。定年を迎える職員は一人一人、定年後のライフプランを考えておられます。このことから、中には再任用を希望しないという職員もいることも事実です。定年を迎える職員の再任用の再就職の意向を把握し、また年度末に退職する職員の数をお案し、新採用職員数を決定していくという、そのような流れになっていくものと思ひます。

さらに、公務員の定年延長の具体的な動きにもなつてきておられます。これらを総合的にお案し、今後職員採用や再任用制度の運用を行う必要があることから、第3次南会津町行政改革大綱における個別実施計画の年度ごとの職員配置人数を基本として、適正な定員管理を進めてまいりたいと、そのように考えておるところであります。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等よりお答させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 この婦人消防隊の質問をしたのには、2つ理由があります。それは、1点は、私は地域の町会長ということで、婦人消防の班長をお願ひする立場にあります。それで、実は組ごとに婦人消防の係の、消防になる班長、副班長を選出さなくちゃいけない番のときに、質問でもしましたけれども、いわゆる70歳以上の方がほとんどの組に当たってしまったわけです。それで、最初は人選をお願ひしたんですけれども、現実的に厳しいなということ、それまで地区で伝統的にやっていた組回りを、これやめないとしようがないなということ、役員会に諮りまして、何とか同じ集落内で若い人にお願ひしようということをやった、それが第1点でございます。

第2点は、先ほどもありましたけれども、老人クラブ会員該当者が実際になっている集落があるわけです。そういうのも含めて、消防OBの方から、もうかつての婦人消防の役割は、か

なり終わってきているのではないかと、これはきっちりと、合併をしたこともあるので、考えなくてはいけないのではないかとというような観点で、質問をいただきました。そういうことを含めまして質問しました。

それで、本当に基本的なことから質問しますけれども、婦人消防の位置づけとといいますか、それはどういうふうになっているんですか。例えば、ボランティア団体なのか、消防団ではないという位置づけは、条例とかを見るとわかるんですが、それは町としてはどういう位置づけで考えておられますか。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 答えいたします。

婦人消防隊につきましては、消防団組織とは違いまして、その地区の自主防災組織の中の一助を担うということで、消防団の地域全体の地域防災の高揚を図るため、消火訓練や炊き出し訓練など防災訓練等の啓発等の活動を行って、消防団の組織の補填役を進めるということで、ボランティア団体ではないんですけれども、自主防災組織の中の一部ということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 自主防災組織と申しますと、それは集落に責任があるというか、そういう考えですか。それとも、婦人消防隊の、いわゆる最高の任命権者というところとおかしいんですけれども、最高責任者はどなたですか。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 答えいたします。

4地区の婦人消防隊が一応会員として連なっておりまして、その中で婦人消防隊の役員を選出いただきまして、その中で会長等を定めておりますので、よろしくお願ひします。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 4地域から集まってこられた中で決めていくという。

少なくとも任命権者は町長さんではないですね。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 任命権者につきましては、町長さんではございません。よろしくお願ひします。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 町長答弁の中で、後半のほうに、もう変えていくんだという話があ

りました。私も最終的にそこの話をしようと思ったんですが、もう既に答弁いただきましたので、ちょっと今までの婦人消防についてわからなかった点等について、再度質問したいと思います。

町の災害対策本部の組織編成表の中には、婦人消防隊の位置づけというものが載っておりません。これは位置づけをしなくてもいいということなのかどうか、それについてちょっとお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 お答えします。

災害対策関係の位置づけがなされていないということですが、災害対策会議におきましても、婦人消防隊につきましては消防団の後援組織であるということでありまして、自主防災組織であります消防団等をメインとして考えているものですから、災害対策本部のほうには入れていないということでございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 わかりました。これから抜本的に検討していくという中では、そういうのも入ってくるのかなと思うんですが、災害時の職員初動マニュアル、これは地域防災計画の中、ちょっとひもといてみたんですが、その中で、災害ボランティアセンターの開設支援という中に、実は婦人消防隊というのは入っていないんですね。婦人会と赤十字等に炊き出しを依頼するという、そういう、せめてここには入っているのかなと思ったんですが、これを抜いた理由というのが何かあるんですか。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 お答えいたします。

昨日の質問にもありましたが、災害時のボランティアというのは、一応ボランティアセンターのほうで、社会福祉協議会が受け付けてやっております、その中で地区の婦人会やそのような、あと手伝ってくれる方だとか、ボランティアの方がメインとして行います。

婦人消防隊につきましては、あくまでも火災の予防組織、それから防災にあった場合の、その補完的役目もするんですが、そのときの炊き出しとかということなものですから、地域防災計画の中では、婦人消防隊につきましては入れていないという現状でございます。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから、補完する意味で答弁申し上げます。

議員おっしゃるように、婦人消防隊との中身については、今後見直しが必要だということで

町長が申し上げましたが、今ほど質問いただいている中身についても、検討事項に上げて対応していくということで処理をしていきたいと、こういうふうに思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 町長答弁にありましたように、見直しの中で、ぜひそういうものもしっかり位置づけをして、婦人消防隊の方々の任務をやっていかなくちゃいけないという意義づけですか、動機づけにもなっていくんではないかなというふうに思いますので、ぜひその辺は検討していただきたいと思います。

昨日、7番議員が女性の活躍推進について質問をされておりました。その活躍の観点からすれば、活躍できる組織づくり、町長答弁の中にありましたように、消防団の女性部を設けていくのか、あるいは婦人消防隊を条例で位置づけして、しっかり任務をお願いしていくのか、それはこれからだと思うんですが、ぜひそういう意味で今後していただきたいと思うんですが、例えば今後3年とか5年以内にやっていくとか、そういう計画で進められるんですか。お願いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

議員からいろいろご質問いただきましたけれども、私もずっと、常々思っていました。

私事になりますけれども、私の地域も40戸ぐらいあるんですが、6年後に回ってきたんですよ、2年交替で。ですから、もう4人しかやる人がいなかったということですよ。

ですから、そういうものが各地だと思うんです。それぞれの選出方法は違うみたいですが、西部地区は一緒みたいですが、田島地区は連合婦人会でしたっけ、ですから違うんですよ、婦人消防隊の隊員の、何というのか、選任というか選ばれ方が。ですから、その辺もやはり、合併して13年たって、そこら辺もなかなか統合できなかったのかなという課題もございます。

そういうことも、しかしまた一方で、災害が多い我々のこの地域、またいつどこで起こるか分からない災害に対しての、女性の応援も必要だということでありますので、この婦人消防隊の現状では危険も伴うし、男子の消防団というわけにはいかないというのも現実であります。ですから、そういうことも含めて、女性の皆さんにも女性の立場で協力いただくような、そういう組織の改編といいますか、そういうことが必要だと、そういうふうに考えていますので、冒頭申し上げましたが、関係の方々とも十分協議した中で、今後どういうふうな組織を持っていったらいいのかということも含めて、できるだけ早い機会に組織できるような、対策できる

ようなことで検討を進めていきたいと、そのように思っています。

いつとは明確には言えませんが、そんなことで町としては考えていきたいと。少子高齢化の中での、やはり女性のそういう立場の中で協力もお願いしたいと思いますので、ご理解お願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 近年、広域消防の中にも婦人消防の職員が採用されて、これからできる消防署には、きちっとした女性隊員に対応できるような施設が整備されるということ、我々議員としても、議会としても説明を受けていますので、それを受けてしっかりとした、女性の方が活躍できるような組織づくりを進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

続いて、役場職員の新規採用についてであります、これは確認ですけれども、あくまでも役場の定数内での採用ということによろしいんですか。

○五十嵐 司議長 総務課主幹。

○渡部浩明総務課主幹 お答えいたします。

あくまでも定数内での人事ということになってございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 先ほど町長の答弁に伺いますと、最初に再任用されて継続を望む職員の確認、それから再任用をしたいという希望の職員、その定数が決まってから新採用という、そういう流れということによろしいですか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 流れ的にはそうせざるを得ないということございまして、議員言われたように、現在再任用でいる職員が継続を望むか、それから今年度退職を迎える職員が再任用、再任用ばかりじゃなくて再就職ということで、民間を含めた雇用を希望していますという方もいらっしゃいますし、そういった意向確認、さらには早期で退職を希望するという職員も中にはおりますので、そういったものの全体の数字を把握をして、その中から当該年度に何人程度、新規採用を採れるかというような判断をしていくというのが、今後その繰り返しの中で、町職員の任用に努めていくということになろうかというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 再任用職員の給料及びその期末勤勉手当等を含めたについては要綱で定めてありますけれども、おおよそ現職時代との給料に換算しますと、パーセンテージでは

どのくらいの給料というかを支払っているのかなということはわかりますか。

○五十嵐 司議長 総務課主幹。

○渡部浩明総務課主幹 ちょっと今、資料のほうを持ち合わせておりません。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 手元に資料が少しあるのでご報告申し上げますが、再任用の給与額については、職員の給与条例の中の一覧表に出てきております。それで、現在主に使っておりますのは4級の職員。

〔「係長かな」と言う者あり〕

○渡部正義副町長 はい、そうですね、係長相当職のところを使っておりまして、その給与月額というのが28万1,000円でございます。

仮に退職時に40万程度の給与月額だとすれば、そこから勘案して推測するということになるかと思えます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 議場で職員の方々と会ってというか、一緒に行政を進めていくわけですが、本当に優秀な職員が多いので、本当にそのまま全て採用されて、そのまま本当に蓄積された技量を発揮していただければ、本当に町にとってもいいなと思う反面、町民の立場に立ちますと、私はそういうふうには思っておりませんでしたけれども、やはり若い人を採用してもらいたいと。せっかく、東京にいるのに帰ってきたいんだけど、採用枠がないと。まだ南会津町はあるほうなんですけど、他町村によっても1人とか2人しかないというような、そういう現状も、町民目線からはあります。

そこを踏まえながら、非常にバランス的には難しいんですけども、決して再任用を受けないでという意味ではございませんけれども、そういう目線があることも確かだということ、まずお伝えしたいなというふうに思うんですが、いかがですか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 山内議員言われるとおり、そういうふうな住民の方の物の見方というのは多分あると思います。

一方では、公務員の年金支給開始年齢の段階的な繰り延べ措置がありまして、国のほうでも対応しておりますけれども、定年退職の60歳から支給開始年齢までの間、無収入になることを避けるということで、再任用の運用については、希望者の意向を尊重するというようなところもございまして、今回についても、それぞれの退職される見込みの方に確認をして、意向把握

をしたということでございますので、希望されている方は、再任用または民間を含めた場所での就労先の確保については、町として、ある程度責任を持って対応する必要があるのかなど、このように考えております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 私としては、再任用された方が再び職場に入ったときに、きちっと周りの方と一緒にやっていけるような、これから再任用制度、どんどん進んでいきますので、そういう仕組みと申しますか、しっかりとつくっていただいて、後輩の指導とともに、行政の、より専門的なことを踏まえた行政に携わっていただきたいなというふうに思っています。そういう意味で、バランスのとれた新採用と再任用について進めていただきたいというふうに思います。

一般質問は以上であります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 すみません、終わると言ったのに申しわけないですけども。

これからの流れですけども、来年、多いんです。それで、その次はちょっと少なくなるんですよ。ですけども、あと四、五年後になると、また10人くらいずつ連続して退職されるような年代に入ってくると。

そういう中での再任用、職員の採用計画をどうするかということなんですが、本当に国のほうも3年に1歳ずつ定年を延べるということで、15年かかって、15年じゃなくて12年かな、かかって65歳まで延べていくというような方向性の中で、再任用はしなさいと、そういう話になっているんですよ。

それで、町の職員の新規採用ですけども、最近ちょっと応募者、少しずつ減ってきているのかなど。そして、現実にはいろいろ面接もして、採用となれば、町に就職してもらえますかと聞くと、はいとは言うんだけど、結果的に外される例もあります。そうしますと、先ほどは5から6名とかと言いましたが、結局は新規採用の枠が1つあいてしまうとか、そういうことがあるんですよ。最近ちょっとそういうことが出てきたんですよ。ですから、その辺の計画も含めた中で、我々が予測して多目に採るということもできないので、非常に悩ましい部分はあるんですが、やっぱり民間の景気とか、あるいはそのようなところが影響もあるのかなど思っています。

いずれ民間の会社もそのような、再任用というのか何というのか、定年の延長ということが出てくると思っていますので、その辺を含めて、今非常に町は、地域としては人材不足です、人不足

足です、そうなっています。ですから、その辺も含めた中で、町としても慎重に優秀な人材を採用したいし、そしてまた仕事に携わっていただきたいと、そういう考えでおりますので、ぜひ皆さん方にご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 先ほど答弁の中に、少し間違えたところがありますので、修正をさせていただきます。

再任用職員の給与の格づけの話で、4級で28万1,000円というふうに報告してしまいましたが、3級26万1,600円で、身分としては係長相当職で変わらないんですが、4級と3級を読み間違えてしまいましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 終わると言ったんですけども、町長答弁を受けまして、ぜひ新人職員、フレッシュな、いやこれはすごいなというような職員をぜひ採用していただきたいなということで、一般質問を終わりたいと思います。

○五十嵐 司議長 以上で11番、山内政君の一般質問を終わります。



◇ 室 井 嘉 吉 議 員

○五十嵐 司議長 次に、17番、室井嘉吉君の登壇を許します。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 おはようございます。17番、室井嘉吉と申します。

ただいまから一般質問を始めたいと思います。

まず1点目は、放射線監視装置モニタリングポストについて質問をしたいと思います。

平成23年3月11日の東日本大震災により、東京電力福島第一原発事故が発生をいたしました。これを受け、町内各地にモニタリングポストが設置をされました。あれから7年が経過をし、今、国の原子力規制委員会は、このモニタリングポストを撤去しようとしております。本年7月14日の地方紙の報道によれば、この原子力規制委員会の撤去の方針に対する本町の態度は、どちらとも言えないと、このような態度にあることが報道されております。

多くの町民の方は、原発事故以降、原発立地県に住みながら、放射線量がどのような数値にあるのか、あるいは風の流れから、新潟県の柏崎刈羽原発での事故が起きたら、もっと本町の

場合は深刻ではないのかなどなど、多くの不安を抱えて、この間過ごしてまいりました。原発事故以降、県内でも事故の影響が少ないと言われている本町においても風評被害を受け、その払拭に今も対策をとり続けている現状にあります。

こうした中で、町民の皆さん一人一人が、自分の目で現在の放射線量をみずから確認できるモニタリングポストは、町民の安心・安全上、欠かすことのできないものであると考え、以下伺いいたします。

まず1つには、モニタリングポストは本町に何カ所設置されているのか。

2つには、原子力規制委員会の撤去方針に対する町の考えについて伺いたいと思います。

3つには、役場庁舎設置のモニタリングポストは、現在駐車場の工事あるいは付随する町道等の工事の関連で移動されておりますが、最終的にはどこに設置する考えなのか伺いたいと思います。

4点目には、モニタリングポストの維持管理経費の仕組みについて教えていただきたいと思っております。

5つには、今後、町として反対の立場で関係機関に対応すべきと思いますが、この考えについてお聞きをしたいと思います。

質問の大きな2点目でございます。

今後の町内4スキー場の管理運営について質問をしたいと思います。

本年9月21日に、これは予定でございますが、会津高原リゾート株式会社所有の不動産が町に移転をするとの説明が、9月7日の議員懇談会で明らかになりました。この不動産取得に伴い、町は町内4つのスキー場の管理運営をすることになります。そうした意味では、4スキー場を一体的に管理をするという、こういう利点が出てくるのではないのか。あるいは、たかつえスキー場という、東北でも有数のスキー場を町管理というところに持ってくるわけでございますから、こうした利点を最大限生かした管理経営というものを今後すべきではないかと、こんな立場から、以下質問をいたします。

1つには、今後の指定管理についてどのように考えているのか、お知らせをいただきたいと思っております。

2つには、今後のスキー場経営のあり方など、中長期にわたる経営計画を策定するための、第三者の組織の委員会を立ち上げる考えはないか伺いたいと思っております。

以上、壇上からの質問は終わりたいと思っております。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 17番、室井嘉吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、放射線監視装置モニタリングポストについての1点目であります。

モニタリングポストは町内に何カ所設置されているのかのおただしであります。町内には50カ所設置されております。原子力規制委員会の撤去対象となっている、リアルタイム線量測定システムが39カ所、撤去対象外である可搬型モニタリングポストが11カ所と、そのようになっております。

次に、第2点目であります。原子力規制委員会の撤去の方針に対する町の考えはについてのおただしであります。町といたしましては、避難指示区域の帰還を促すため、モニタリングポストの再配置を行いたいという意図は理解できますが、福島第一原子力発電所、この事故、終息したわけではなくて、使用済み燃料の取り出しなど、今後廃炉行程についても新たな町民の不安が生じてくる可能性もあります。このことから、町民への安全・安心を最優先に考え、慎重に対応すべきと考えております。

次に、3点目であります。役場庁舎設置のモニタリングポストは、駐車場整備工事で移動されているが、どこに設置するのかのおただしであります。みずから安全性を確認できるという安心面を考慮し、新しい駐車場の、目で確認できる場所、適切な場所に設置を予定しております。これからどこに置くかということは具体的に検討してまいります。

次に、4点目であります。モニタリングポストの維持管理経費の仕組みはについてのおただしであります。東日本大震災復興特別会計により、可搬型モニタリングポスト及びリアルタイム線量測定システムの運営・維持管理費を原子力規制委員会において支出しております。予算ベースとなりますが、モニタリングポストの1台当たりのコストは年間20万円程度ということであると、そのように聞いております。

次に、5点目であります。今後、撤去反対の立場で対応すべきと考えるがとおただしあります。原子力規制委員会では、本年3月にモニタリングポストの撤去方針を決定いたしました。6月から県内で住民説明会を開始しております。本町でも、今まで設置されていたリアルタイム線量測定システムがなくなることで、不安になる町民がいらっしゃることも予想されることから、現在の放射能の状況を理解していただく機会にもなりますし、住民説明会の開催を要望しております。そして、現在その日程を調整しているところであります。

モニタリングポストの取り扱いにつきましては、町民の安全・安心を最優先に考慮し、最終的には住民説明会の結果や近隣市町村の動向を踏まえ、さらには議員の皆様とも協議を重ねまして、慎重に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、今後のスキー場の管理運営に関する1点目であります。今後の指定管理はどのように考えているかとのおたがしであります、現在町では、第三セクター法人の経営力強化を目的として、みなみやま観光株式会社と会津高原リゾート株式会社を統合して、新たな第三セクター法人の設立を目指しているところであります。

現在の指定管理期間は平成33年3月31日までとなっております、現在の指定期間内で新たな第三セクター法人が設立されるまでは、引き続き会津高原リゾート株式会社に指定管理を委託したいと、新たな第三セクター法人の設立後は、新たな第三セクター法人に指定管理を委託したいと考えております。

また、現在の指定管理期間終了後の指定管理者の募集に当たっては、他のスキー場と同様に公募を原則といたしまして、雇用の確保や地域経済への波及効果を第一に考え、町の意向も反映しながら、地域の発展に尽力いただける管理者を選定していきたいと、そのように考えております。

次に、2点目であります。今後のスキー場経営のあり方など、中長期にわたる経営計画を策定するための、第三者組織の委員会を立ち上げる考えはないかとのおたがしであります、これまで第三者組織である第三セクター経営評価委員会によって、町有観光施設の財務状況、運営状況、現地確認等をもとに、健全経営に向けた指導を行いながら、さまざまな協議、検討を進めてきたところでございますが、この間、指定管理者の選定に当たっては、非公募から公募に切りかえたことにより、民間法人が参入してまいりました。民間法人には、それぞれの戦略や方針、経営計画等があるため、当該委員会では踏み込めない部分が多過ぎるという理由から、今現在、この検討委員会、休止しているところでございます。

そのような状況を踏まえまして、町は指定管理者から事業報告をもとに、財務状況や各施設の課題等についてヒアリングを行うなど、指定管理者とスキー場の経営について意見交換を行っております。現段階では、地域経済への波及効果や雇用の場の確保という観点から、指定管理者の応募があるうちは、4スキー場とも継続していきたいと、そのように考えております。指定管理者を選定する際に提出される経営計画を考察することといたしてございまして、経営計画策定のための新たな第三者組織の立ち上げについては、現在のところ考えておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

この町内に39カ所のモニタリングポストが立っていると。そして、町長の話では、再配置については理解できるという、原子力規制委員会の言っている再配置のことだと思うんですよ、その再配置については理解できると。ということですがけれども、この原子力規制委員会で言う再配置というのは、恐らく南会津町内なんていうのは全部これ、モニタリングポストは撤収するという、こういうことだと思うんですよ、再配置ということになれば。

というのは、この9月8日の民報新聞を見ると、これは西郷あたりで、これ撤去をやりたいと思ったんですね、撤去に入るやの。だけれども、これ村議会で反対決議があつて中止をしたと。そして、これから一切住民説明会なんかも恐らくやめたんだと思うんです。そして、来年度の政府予算に6億の概算要求をしていったという、こういう経過流れになっているんですよ。

ということになると、29カ所あるうちの何カ所かを検討して、撤収するんだなんていう代物ではないんだというふうに私は理解します。もう全てのもの、町内にある全てのモニタリングポストというものを撤収をするというのが、我が町においた場合ですよ、それが原子力規制委員会の、私は意向ではないのかと、こういう認識をしております。こういった認識について、町当局はどのように考えますか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 原発事故から7年半を過ぎてきたわけでありましてけれども、依然として風評被害がおさまっていない。そして確かに被災地域といいますか、第一原子力発電所の近在、あるいは浪江町、それから飯館村とか、そのライン上は非常に厳しい状況にあると。私たちの町は、その原発の事故直後は高かったのでありますけれども、だいぶ落ち着いてきていると。そのような現状の中で、いろいろ検討したいという、そういうことは理解できるという意味でありまして、撤去そのものを、もう一方的にするということを理解したという意味じゃなくて。

ですから、そういうことで町としては、我々の地域にどのような方向の中でその考え方を進めていくのかということ、住民説明会やそういうことを開いてもらって、そして意向を聞かせてもらって、我々の判断というか我々の要望を伝えていくと。

それで、要望は、先ほど私が答弁申し上げたとおりでありますけれども、確かにいろいろ考えれば、柏崎の原発もございまして、福島第一原子力発電所の事故さえこれだけ影響があると、風向きによってはもっともっと影響ありそうな柏崎は、もっと大きな影響が出るだろうということ、これを考えれば、今動いてはいませんが、今後のことを考えれば、やはりそのようなことも含めた中でいろいろな状況といいますか、判断の一つの基準になるのかな、そういうことも含め

まして、そう答弁させていただきました。

ですから、まずは原子力委員会の話も聞かせてもらおうと、そして我々の意見も言わせてもらおうと、そういう中で判断していくべきであろうということでございますので、その点をご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 その点は理解をいたします。

これは端的に申し上げまして、事故前の放射線量の測定というものは、行政の中ではどのような実態にあったんですか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

現在手元に資料がありませんので、お答えする内容がないんですが。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 私もその当時は議員なんかやっていないから、俺はすごく疑問を持ったんだけど、原子力の設置県にありながら、そういうものをはかるようなことを行政がやっていないんじゃないのかなと。聞くところによれば、県の合同庁舎がそういう機械を持っていて、事故後にその機械ではかったんだみたいなことで、そういうような放射線量が我々町民に明らかになったのが、俺は実態でないのかなと、こんなふうに自分自身では理解しているんです。

それで、よく言われるのが、大体もとに戻っただ、戻っただとよく言いますよね、今現状は。ところが、そうしたら、もとのセシウムなり何なりの量というのは、そうしたら何ぼだったんだと。国会の先生の人なんか、イギリスのロンドンよりだっけか、南会津の放射線量は少ないんだと。今現在だって少ないんだから、もう安全だというようなことを言いますが、そのときの数字が、我々全然認識していないわけですから、何と対比してそういうことを言うのかなと。

これは確かに、識者の人は、放射線量というのは自然界にも存在するし、常日ごろ私たちはいつも浴びているんだよと。ただ、量が少ないから問題ないんだみたいなことを言います。あるいは、米の全体検査を取りやめるといって、ああいう話の中では、福島大学の教授が新聞の中で言っているのを私、見ましたけれども、放射能のああいうような物質は、ふえることがないんだと。年数がたてばたつほど、減ることはあるけれども、ふえることがないと。だから、全体検査でNDで出れば、ことし全部NDで出れば、特別な環境の変化がない限り、再度爆発し

たとか、どこかからの放射線、何だ、原子爆弾の実験やって放射能飛ばしたとか、そういうことがない限り、その数値は上がることがないと。だから、全体検査なんていうのはやらなくたっていいんだよと、こういうことを言う人もいます。

だから、確かに感覚的にはそれが正しいんだかわかりませんが、しかし、そう言っただって、これだけの被害を被り、今もってその風評が払拭されていない中で、モニタリングポストを撤収させるなんていうことは、絶対にやめさせていただきたいということを私は求めたいと思うんですよ。とりわけ、これからあの発電所の後始末、実際できるのかもわからない、できないかもわからないですよ。できたにしたらって、その後、なじよするんだという問題だってあると思うんですよ。こんなの10年、20年でなんて決着する問題では、私はないと思います。

そういうことがある限り、福島県民は、南会津町民は、この放射線量度の不安というものは、常に持っているわけですよ。あの原発事故当時なんていうのは、女の人たちなんて、干し物なんていうのは、みんな家の中さ干していましたよ。私はちょうどあのとき、初めて選挙に出るときだから、こっちこっち歩いていて、表さも出られないと、こういう声も聞きました。

だけれども、今振り返ってみると、7年たって、私ら自身もそういうことに対して若干疎くなっている面もあるんじゃないかと。面倒くさい、米の検査なんて何も出ないんだから、こんなことやっていくことねえべ、こういう声も現実にありますよ。だけれども、私はそうではないと思います。やっぱりきちっと町民の命、健康を預かるという行政の立場から、ここはきちり、やっぱり金かかってもやっていくべきではないのか、維持していくべきでないかということ強く求めておきたいなど、こんなふうに思いますけれども、町長の見解を改めて伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 議員のお気持ちは十分わかっていますし、町民の多くの皆さんも多分そうだと思いますよ。

ですから、私もあそこが本当に収束するということがあるのかないのか、できるのかできないのか、私はできないというような方向、そんな考えでいますけれども、でも、そのような現状の中で、改めて原子力委員会がどういうふうな考え方の中でそのようなことを打ち出して、そしてどういうふうな今後、対応をするのかということも、やっぱり住民の皆さんも聞きたいチャンスですから、ですから町としてはそういう機会を設けて、そして皆さんにもまた改めて放射能に対するといいますか、この事故に対する認識を深めるいい機会だと思いますよ。

ですから、放射能に対してはいろいろ本当に、ゼロだと思っている人もいたわけだし、世の

中には放射線はあるものだと思わなかったという人がいるわけですから、ですからいろいろそういう意味でも、認識を深めることは大事だと思います。

それで、細かい話はここではあれですけども、そんな関係の中で、町としてはそういう中で、もろもろの判断をした中で、町として皆さんの意向をしっかり受けて、そして私たちも質問をして、そして理解した中でこういう対応を求めていくと、そのような考え方でおりますので、ということは、そのまま当面置いてくれという方向性になると、そのような意向の中で、町としては要望していきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 これは町も今もって放射線、放射能にかかわる検査は、水道水のモニタリングの検査をやったり、あるいは脱水汚泥の検査もやっていますね。さらには、これは固定のモニタリングポストだけでなく、空間放射線量の測定ということで、110カ所でこれを行っていますよね、去年。これは去年の実績ですよ。あるいは機械の貸し出し、これが去年の実績でいくと1回だけなんですね。やっぱりこの辺が町民の人を含めて、放射線に対する意識というものが、やっぱり希薄になってきているのではないかという結果だというふうに思いますが、そんな状況になっている。

あるいは食品、土壌の関係だって、これをきっちり測定していますよね。さらには、先ほども言いました米だってはかっている。そして、園芸品目だって町ではかっていますよ、きちっと。あと、さらには、これは県がやっているんだと思うんですが、町の事務報告にはございませんでした、ほだ木の検査もやっていますよね、放射能の。ほだ木の検査もやっています。これ、やっぱり風評被害、あるいはやっぱり住民の、町民の健康、命にかかわる問題だから、私はやっているんだというふうに思います。

だから、いずれにしましても、そういうような姿勢というものを今後とも堅持をしながら、引き続きこの放射線量の被曝問題については、今後とも万全を期した、こういうような検査体制を堅持をしていただきたいなということを強く要望をして、このモニタリングポストについては終わりたいと、こう思います。

次に、スキー場の管理運営について再質問をしたいというふうに思いますが、先ほど町長答弁をいただきました。私は、この4スキー場が町所有のものになると、今までもこの4スキー場は手を携えて一体的な、言えば管理運営をやってきたというふうに理解をします。しかし、全てのものが今度は町所有になったわけですから、今まで以上に一体管理をする要素というのが拡大をしてきているし、そういうことができる条件の拡大があるんだろうというふうに思い

ます。

そういう中で、知恵出しをして、うまいぐあいにこのスキー場を今後回していくということが、大きな今後の課題だというふうに私は捉えています。そういう意味では、今まで第三セクターというところに指定管理していたものを、この間、民間業者の指定管理もやってきたということですよね。それで、当面は今後この方向を続けるというんですけれども、私は、そこはそうでなく、第三セクター一本にやらせることにおいて、その最大メリットを生かすことができるのではないかという立場で、実は今後の指定管理のあり方というところを捉えたものから、あえて質問させていただきました。

だから、今までやってきた、民間を入れたスキー場、指定管理方式というのは、大体どういう点がこの、何というのかな、第三セクター一本でやってきたときと比べると有利なんだと、利点なんだと、何かそういう分析、検証をしていますか。その辺のところをひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 答えいたします。

今ほどありましたように、公募によりまして、民間の指定管理ということで、高畑、南郷スキー場については民間が入りました。当然民間のほうでは、そのスキー場だけではなくて、県内県外合わせまして、ほかにもスキー場をいろいろ経営しております。そういったノウハウを入れていただくこと、あるいは誘客のためのそういったつながりというのを、そういった会社は持っておりますので、そういった関係でのメリットがあったのかなというふうには考えております。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からもお答えさせていただきたいと思います。

何で公募したのかということの一つであります。第三者経営検討委員会、評価委員会、いろいろ指摘を受けました、第三セクターの事業に対して。それで、やはりこのままでは、やっぱり運営方法、あるいはいろいろな第三セクターとしての中身が、やはりいろいろ指摘も受けました。そういう中で、やはり民間の考えといいますか、そういうものも入れるべきであろうという中での方針というか、それも受けてやったわけであります。

たかつえスキー場はあのままでしたけれども、南郷スキー場、それからだいくらスキー場、そして高畑スキー場と、これはそれぞれの今、指定管理を受けてもらっているところが、指定管理をお願いしているわけでありまして、そうした中にありまして、以前の経営状況で

なかったところも改善といいますか、変わったところもございます。これは、いろいろな経費の削減、そして人件費が主に削減されたのかなという思いもございますけれども、年によっては、数字上は、運営上は黒字になったスキー場もございますし、ですから、いろいろ内容はございますけれども、そうした中で一つの、ある意味での改革と言われるのか、どう言ったらいいのか、その辺のいろんな変化はあったのかなと思います。

また、それが大体5年ぐらいたっての今だと思うんですが、それがまた4つが今度、たかつえスキー場が、町が財産を取得するというので、確かに町有にはなりますけれども、それを機会にということでもありますけれども、いずれ、先ほど申し上げましたように、会津高原リゾート株式会社、みなみやま観光株式会社、統合を考えております。

そうしたことも狙った中で、今後の第三セクターのあり方というものは町の、これからも大きな課題になっていくわけでありますから、そうしたことも含めた中で、町としては検討を加える必要がいずれ出てくると。ですけれども、経営評価委員会の中で答申をしていただいた、それを当面、まずもう少し見守って、町としてもしっかり検証しながらやって、そして次の段階に行くという考えでおりますので、決してそれを全くやらないという意味じゃなくて、どのような方向がいいのかと。

一つは、やはり雇用を確保するという、先ほど私も答弁の中では言いましたけれども、現実には雇用を確保するにしても、もう人がいないような状況にもございますので、その辺も踏まえた中で、今いる人たちの雇用は確保しなきゃならないですけれども、これを運営するためには、新しく人材も確保しなきゃならないような状況になってきているんです。ですから、逆転しているというか。

そういうことも含めた中で、町としては、スキー場ばかりではないんですが、そのようなことの方向性の中でしっかり検討していくと。それで、もっともっと町のいろんな事業の中でも第三セクターに、あるいは町の関連した事業を改善していく必要があると。ですから、このスキー場ばかりじゃなくて、相対的な中での改善策が必要だと、そのような認識でおります。

ですから、いずれそのような、今議員おっしゃられるようなことも出てくるかもしれませんが、そのような方向性の中で、今、気持ちはおります。ですから、それもとりにあえず、とにかく町所有にして、一回落ち着いて、それから町としてはしっかり落ち着いて捉えていきたいと、考えていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 私もこれ、そういうような、今日的な人不足の関係だとか、あるい

は今回たかつえが町の所有になるということで、いわば4スキー場でもうメインのスキー場になるわけですね、たかつえスキー場というのは。

〔発言する者あり〕

○17番 室井嘉吉議員 失礼、たかつえじゃございません。

〔「たかつえ」と言う者あり〕

○17番 室井嘉吉議員 何だ、いいだよな。たかつえスキー場がメインのスキー場になるということですね。そして、これは東北でも4番目、去年の実績で4番目に誘客数が多い、そういう面では有数のスキー場ですよ。そして、こここのところでやっぱり一番ネックというのは、やっぱり人が少なく、派遣の人たちを多く頼ってやるから、なかなか経営上うまくいかないという、こういう問題もあるということも、我々この間のいろいろな場面で話を聞いておりますから、そういうようなことも認識をしております。

だから、そういう面で、私はあえて4スキー場を1指定管理者がやるべきだということを、あえて言っているんですよ。それはどういうことなのかといえば、人的にやっぱり流動化させるというメリットが出てくるんだと思うんですよ。これが4スキー場ばらばらな指定管理者であれば、この人的な融通というのはきかないと思うんです。だから、あえて私は、この指定管理の方式を見直すべきではないのかと、こういう立場から、あえてそういった質問をさせていただきました。今後検討をするということでございますから、ぜひそんな点も検討の課題に加えていただいて、十分検討していただきたいなというふうに思います。

それで、当面、この冬の営業というのは、従来どおりやるという理解でいいわけですね。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

従来どおりの方式ということになります。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そうすると、次に新たな第三セクターというのか、こういうのを検討というのはいつから始まって、いつごろまでをめぐりにこういった検討をするのか。どんな計画でいるのか教えていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部浩治総合政策課長 お答えいたします。

今議会に提案しております財産取得の契約が成立しましたらば、早急に統合のための検討設置の協議会を設けまして検討を進めまして、目標としましては、1年半後をめぐりに進めていき

たいと考えているところでございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そういうことが決まった時点で再度、先ほども言った、何だっけ、経営検討委員会というものは、再開をするという理解でいいですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

今、総合政策課長から答弁ありましたけれども、とにかく一つにしてみないと検討の材料ができないということなので、それをみなみやま観光、それから会津高原リゾート株式会社、これを統合して、そしてどういう組織にしてやったらいいのかということも含めて、これからのスキー場の経営、第三セクターの事業の方向性をやっぱり検討する必要、そういう意味で、やや時間が必要だと言った意味なんですけど、今の段階では、みなみやま観光とリゾートが別々の状況の中では、始めても何の対象になるかわからないというようなことなので、ですからもう少し、やや時間がかかると言った意味は、そういう意味だということでご理解願いたいと思いますが、いずれ必要になると思います。

ですから、やっている事業そのものも、いろいろ検討材料には入ると思いますが、会社のあり方そのものも、組織をどうするかということも含めて、これから議会が通れば、統合に向かってまず検討して、そして総合的な検討も加えていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 あと、これ反面、こういう財産取得して、経営上は一体管理ができるというメリットがある反面、デメリットというか今後負うべきこととして、今度は施設管理等の維持費というもの、管理費というかそういったものというものは、これからやっぱり大変になってくるんだというふうに、私は思います。

そういう意味では本当に、このスキー場経営をできるだけ順調な経営にしていくことということ、これを最大追求していかないと、やっぱり大変でないのかなという思いがあります。だから、今までも町長から答弁があったように、当然町とすればそういう立場で、最大限考えていくんだということもわかりました。ぜひその辺やっぱり、私らが心配するところは、荷物をしょえましょうほど、今度は重たくなるということでございますから、ぜひその荷物が重たくなならないような経営の仕方ということ、今後やっぱり十分に踏まえてやっていただきたいなど、こんなことを思いますが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

議員もご承知だと思いますけれども、スキー人口、もう本当に減っています。それで売り上げも減っています。いろいろ課題は依然として変わりません。従業員の確保もできません。特に、リゾートでありますけれども、やはり派遣社員の採用が多くなるということ、こういう中での運営、その負担が大きく響いているということ、そしてスキー場においても、スキー場によっては従業員の確保ができなくて、もう平日の営業は休止せざるを得ないというような状況にも追い込まれています。

ですから、先ほど申し上げましたように、雇用の場であったスキー場が雇用の場じゃなくて、人がいなくて今度は運営できなくなってしまうというような状況にもなっています。ですから、そういうことも、将来を見通した中での、これからのスキー場、そういう第三セクターの施設そのものをどうしていくかということ、人のいない中での運営ということ、それで、お客さんがいなくなる中での運営ということ。ですから、両方にわたって考えていかなければならない。

先ほど申し上げましたように、事業の内容も含めて、そしてあり方を含めて考えていく必要があるということ、その中で皆さん方といろいろ検討を加えて、そして町としてもしっかりした、安定した第三セクターの事業に進めていきたい、会社にしていきたいと考えておりますので、ご支援とご指導をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そういう大変な状況にあることも、私らも十分承知をしております。

今、世間ではA Iだか、A Iというかな、A I、俺も発音悪いから、アルファベットはちょっと、ズーザー弁言っていますから、A IとかI Aだか何だか、こういうこともあるようでございまして、リフトなんかはもう人がいなくても、もう安全確認してぐるっと回れるような、またそんなことになれば、また設備に大変かかるなんて問題、イタチごっこのところもあろうかと思っておりますけれども、しかし、4つのスキー場、この利点、最大限生かして、やっぱりこの町民の期待にぜひ応えていただきたいなど、こんなことを強く要望しながら終わっていきたくと、こう思います。

○五十嵐 司議長 以上で17番、室井嘉吉君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

昼食休憩といたします。

休憩 午前 1 1 時 2 5 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 丸 山 陽 子 議 員

○五十嵐 司議長 3 番、丸山陽子君の登壇を許します。

3 番、丸山陽子君。

○3 番 丸山陽子議員 議席番号 3 番、丸山陽子です。通告に従い一般質問いたします。

初めに、ヤマザクラ植栽地を憩いの場について伺います。

現在、本町では、美しい自然環境づくりを目指し、ヤマザクラ 1 万本の里づくり事業が進められています。平成 29 年度においては 1,008 本が植栽されました。また、30 年度は 400 本の植栽を予定していると、広報みなみあいづ臨時号でも紹介されています。

今まで、町内各地区にヤマザクラの苗を配布し、植栽をしています。植栽の際、植栽した方々の名前を記したところもあります。自分が植樹したヤマザクラの成長を楽しみに、見に来られる方も多いのではないかと思います。

ヤマザクラの咲く季節に植栽地を訪れる方々が憩える場として、あずまやのような休息のできる場所をつくってはと考えます。町の考えを伺います。

次に、学校通学路の安全対策について伺います。

本年 6 月に発生した大阪北部を中心とした地震で、登校中の女子児童が学校のブロック塀の下敷きになり亡くなるという痛ましい事故が起きました。このことを受け、6 月 19 日、全国の自治体に塀の緊急点検が要請されたと聞いています。本町でも、各学校のブロック塀など、安全確認をされたことと思います。

学校のブロック塀だけでなく、学校周辺、通学路のブロック塀、また道路の老朽化による水はねや消えかけた横断歩道、木々に覆われた歩道や倒れそうな老木など、通学路上の危険箇所の総点検を行い、児童が安心して登下校できるような環境整備が必要と考えます。町の考えを伺います。

以上、檀上での質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 3番、丸山陽子議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、ヤマザクラ植栽地に訪れる方々の憩いの場として休憩所をつくってはとのおただしであります。本当に私もこの憩いの場といいますか、時間はかかりますけれども、ヤマザクラを代表とする自然の豊かさ、それを売りにした南会津全体が憩いの場になるように目指していきたいなと思います。一朝一夕にできませんけれども、皆さんと力を合わせて、そのようなまちづくりを目指していきたいと基本的に思っていますので、ご理解をお願いしたいと思えます。

ご承知のように、平成29年度からスタートいたしましたヤマザクラ1万本の里づくりにつきましては、町の宣言「移りゆく四季、人と自然を未来につなぐまちづくり」を合い言葉に、全町を挙げて取り組んでいるところであります。

おかげさまで昨年度においては、多くの町民の方々を初め、各関係機関・団体のご協力により、目標でありました1,000本の桜を植栽することが達成できました。本年度においても、南郷地域を中心に、秋の植栽を予定しているところであります。

おただしのように、今後、植栽したエリアには憩いの場として、子供からお年寄りまで多くの町民の方々やヤマザクラの名所として県内外から観光客等が訪れるものと、そのように想像しております。

このようなことから、訪れた方々が休憩できるような施設等が必要になってくるものと、そのようにも考えます。施設の整備に当たっては、今後、地域の方々や関係機関・団体等のご意見を伺いながら、より効果的な施設の整備について検討してまいりたいと、そのように考えております。また、訪れた方に親しみやすく、快適で自然景観にマッチしたヤマザクラの里づくりに努めてまいります。

あわせて、施設整備においては、「木のまち」にふさわしい町産の木材を使えばいいのかなど、そのようにも考えております。林業の振興にも結びつけてまいりますので、これからその辺もしっかり検討して考えていきたいと思えますので、ご理解をお願いしたいと思えます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは、通学路の安全対策に関してお答えいたします。

児童が安心して登下校できるような環境整備が必要と考えるがとのおただしであります、教育委員会では、平成26年度に策定した南会津町通学路交通安全プログラムに基づき、2年ごとに通学路の合同点検を実施しております。

合同点検は、学校、PTA、南会津警察署、南会津建設事務所、住民生活課、建設課、各総合支所、教育委員会分室、学校教育課で構成したメンバーで、東部地域、西部地域それぞれにおいて学校区ごとに行い、実施時期については、積雪時の危険箇所の把握も必要であることから、夏期と冬期に交互に行っております。

本年30年度は、6月後半から7月上旬にかけて実施し、おただしにありました横断歩道の塗りかえや支障木の処理などにつきましても、関係機関が連携し対応しているところです。また、日常的に学校やPTA、地域住民などから危険箇所等の情報をいただいた際も、その都度、関係機関と連携して対応しております。

なお、本年度は、5月に新潟県において発生した下校途中の女子児童が殺害されるという痛ましい事件を受けて、登下校時における防犯上の視点から緊急合同点検と、6月に大阪府で発生した地震によりプールのブロック塀が倒壊し、女子児童が亡くなるという痛ましい事故を受けて、通学路のブロック塀を対象とした危険箇所調査も実施しております。

ちょうど本日午前中もブロック塀の点検がありまして、担当のほうから、田島小の学区だけでも30カ所の調査を行ってきたということで、そのような調査結果を今後もとにして、各ブロック塀の使用者に対してはお願いをしていくというお話がありました。そのように、児童・生徒の登下校児の安全確保に努めておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 ただいま答弁いただきまして、本当に憩いの場として考えてくださるということで、第1番目のヤマザクラ植栽地を憩いの場について、ちょっと私の所感も含めながら、質問をさせていただきたいと思います。

私も地区の皆さんと一緒にヤマザクラの植栽をさせていただきました。私の地区では100本の植栽をしましたが、その場で、自分で植樹したヤマザクラがどんなふう成長していくのかというのは本当に楽しみです、また、咲くころになったら見に来たいなという声も皆さんから出ていましたし、私としては、とにかく枯れないで、そのまま成長してほしいとい

うふうに本当に願っていました。

その中で、皆さんの声もあったんですけども、ここにあずまやのような休憩できる場所があったらいいなという声が本当にありましたし、お弁当持ちでも来てみたいという声もありました。そういう方々が本当にゆっくりその場に訪れて、咲く時期とか、自分の植えた苗の成長とかを見守るといのは、すごく楽しみの一つでもあると思います。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですけども、今まで植栽した場所の中に、こういうあずまやのような休憩できる場所があるところにも植栽したのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

まず、昨年度、記念植樹を行いました会津山村道場、そこにもあずまやが何軒かありますので、そういうところは休憩できるんじゃないかなというふうに考えています。

あと、それ以外では、今のところありません。会津山村道場だけです。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 1カ所ということですので、今回100本以上を植えられたところは、何か3カ所くらいあったように思うんですけども、これからも100本単位で植栽をされるところが大分多くあるように聞いておりますが、今後、そういう多いところに、まとまって植えたところというか、そういうところは何カ所くらいあるか教えていただけますか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

平成30年度に予定されているところ、主に南郷地区のさゆり荘の周辺でございますが、やはりその辺にも100本以上植栽いたしますから、当然いろんな方々が訪れますので、1つはさゆり荘の周辺ですね、この辺が考えられるんじゃないかなと。

あと、今後、各地区にもさらにお願いをして、地区で自主的に植栽をしていただきますので、特に田島地域、藤生地区あたりもかなり本数を植えてありますし、あと滝原地区ですか、ここもかなり植えていただいて100本以上になっておりますので、この辺のところ、今後、あずまやなんかも検討していきたいなというふう考えております。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 何カ所か100本以上になるところもあると思いますが、そういうところだと、見事に咲いたときには、たくさんの方々が本当にお弁当持ちとか、子供を連れたり

とかして来られるんじゃないかなと思います。そういうときに、やっぱり休憩所があったら、本当に皆さんゆっくりして、そこで楽しむこともできるなと思いますので、先ほど町長のほうからも、町材を使って何かそういう里づくりとして考えていきたいというふうにもお話ありましたので、ぜひそういうところを中心として、10本とか30本だからだめということではありませんが、そういう100本単位で植えているところは本当に広い広場にもなると思いますので、ぜひ鑑賞に来られる方々の憩いの場になっていければなというふうに思います。

また、地域の方々だけでなく、植栽した方の家族とか、あとは南会津出身の方々が、自分のふるさとは1万本のヤマザクラで本当にきれいな場所になっているんだよということで、皆さんと一緒に来られる場所になるというか、楽しみなところも本当にあると思います。

そういう意味で、これから、それぞれの地区によって観光の名所がつくられていくと思えますけれども、それについて、先ほども観光というかそういうものにもつながっていくということでありましたけれども、今後、そういうところを中心として、何か観光などを考えているところがありましたら、教えてください。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

今最大の課題は、苗をつくることなんです。なかなかサクランボが拾えないというか、いろんな増殖方法も県のほうにも相談しながらやっているんですが、うまい方法がありません。何でもいいというわけじゃなくて、やっぱりきれいな桜を植えたいということで、どうしても親木になるものが限られるということがちょっと今難点なんです、桜を種からやる、それから苗木も買っているものもありますが、太いものは間もなく咲くと思うんですが、やはり小さいうちから、苗木からやれば、恐らく10年ぐらいかかるかなと思っています。

そんな事業の進め方なんです、私としては、本当にみんなしてゼロからというか、本当にもとのもともとから力を合わせて、汗を流して、みんなして協力してやるということ、この一つの地域づくりの大きな意義、これを大事にしたいと、それもありまして、いろんな方法ではやっていきたいと思いますが、そういうことで、町としては、時間もかかりますけれども、先ほど申し上げましたように、みんなの力で何とかこの地域づくりをやっていく、そして、この南会津町が桃源郷みたいになるということを何度もこれまでも申し上げておりますけれども、そのような地域になって、地域の方々の憩いの場であったり、リバティも来ていますし、これから10年20年も続くと思いますから、当然、そのような観光の交流ができたり、いろんな人たちに訪れていただければありがたい、そんな地域にしていきたいと思いますので、ぜひ地域の皆さん

方にもそういう努力を本当にお願ひしているところでございますし、今そういう中で、皆さん方にご協力いただいてやってもらっています。

ですから、町としてもできる限りのことを、一日も早く花が咲くように頑張っていきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 苗をつくることは本当に大変だと思ひますので、何年かかるか、先ほども10年単位ということでしたけれども、本当に私たちも10年後、見られると思ひますけれども、それを楽しみにしながら、いろんな10年20年先を見据えての展望を持つての南会津のよさを発信できる場所になっていっていただきたいなというふうに期待しています。

ぜひヤマザクラの咲く里として、ゆっくり皆さんがこの桜を見に来ながら、鑑賞できる場所を検討していただくのは、先ほども、町材なども使ってやっていただいて、本当に丸太をちょっと切っただけでも休める場所になるかと思ひますので、そういう町のものを使ったもので、ぜひ検討していつて、皆さんが憩える場所としてつくっていただけたらというふうに期待をして、この質問は終わらせていただきます。

では、続きまして、通学路の安全対策なんですけれども、皆さんが、教育委員会を通して26年度から始めているということは伺っていましたし、何度か点検をされている姿も見せていただいています。

ただ、今回、全国の自治体にブロック塀の緊急点検が要請されたということなんですけれども、6月20日付の新聞では、本町は学校にブロック塀がないというところに記載されていたんですけれども、それは調査されての結果を載せられたということによろしいのでしょうか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えいたします。

調査をいたしまして、報告いたしております。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 そうしますと、毎回点検をされていて、今回も6月後半から7月の初めに点検をされているということですので、事故が起きてからの点検ということでもあるのかもしれませんが、学校のブロック塀以外で、危険な箇所というのは、その段階で見つけてはいるのでしょうか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えいたします。

危険箇所については、通学路の点検をした際に、ブロック塀とかということではなく、全体的に見ております。それで関係機関が来ておりますので、その段階で連携をとりながら、安全に向けて取り組んでおります。よろしくをお願いします。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 私も、今回の事故を受けて、自分の南会津町の小学校・中学校をちょっと回らせていただいて、様子を見せていただいたんですけども、ブロック塀というのは余りないと思うんですね。ただ、フェンスとか高い電柱とか、いろいろ木とかかかっていたりとかするところもあつたりもしましたし、そういう意味では、当時は、大阪の北部地震の中でも、男性の方が歩いていてブロック塀の下になって亡くなったという、大人でさえも本当にこういう形で、ブロック塀の下になって亡くなっているという大きな事故にもなっています。

本当にそういう意味では、学校の周辺だけでなく、子供たちが本当に通う道路のそういう総点検も必要と考えますけれども、その辺も一緒に、今回の26年度から始まった点検の中ではされているということでしょうか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えいたします。

地域の方にPTAの方とかも出ていらっしゃいますので、通学路も事前に危険箇所の調査をしておりますので、それを受けて、団体で連携をとりながら、全て点検をさせていただいております。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 つい最近、雨が降ったときに、私も歩いていて、たまたま小学生が何人かで楽しそうに、雨の日なので傘を差しているので、学校帰りは行くときよりも元気に帰ってくるというか、本当に会話をしながら帰ってきていたんですけども、そのときに、ちょうど私も水にはねられたので、振り向いたら、子供たちも傘を差していたんですけども、わだちにたまった水で、ばしゃっというふうに水を浴びて、子供たちなので、それさえも楽しみにかえているようなところもあるんですけども、やはり子供にとって、私はこの辺でぶつかっても、子供たちにはばしゃっと来る感じですので、そういうところの本当に道路と歩道の間隔のところ、そういう本当に大きなわだちができていたりするところも、やっぱり通学の子供たちのそういう妨げにもなってくると思うんですけども、そういうほうの点検というのはされているのでしょうか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 答えいたします。

通学路点検には、建設事務所さんもメンバーに入っていちゃいまして、その段階で建設事務所さんの所轄であれば、国道は建設事務所さんのほうになると思うんですけども、そちらのほうに依頼して、点検は一緒にさせていただいております。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 いろんな関係部門の方と本当に協力しながらやっていっちゃるとは思いますけれども、子供たちの目線でも、子供たちも含めて、子供たちが、自分はきょうは水を浴びてしまったとか、こうだったよ、つまずいてしまったとか、そういう子供たちの声もやっぱり必要となると思いますので、ぜひ子供たちの、そういう児童・生徒の目線から見た通学路の安全性の確認も必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 答えいたします。

車の目線で標識とかついているところもあるんですが、そういう通学路の点検をした場合には、子供は身長が低いので、路面に標示するとか、子供の目線で、この高さなら大丈夫だろうというようなお話もしながら、各機関にお願いしております。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 本当に皆さんが、子供たちというか、児童の皆さんの安全を考えて点検もずっとされているということがわかりましたけれども、まだまだ通学路上には安心ができないところがたくさんあると思いますので、ぜひこの点検を、ただ見るだけではなくて、必ず何か一つ変わったところがあったというか、変えられたという、そういう実績というか、何というんですかね、子供たちのための形が残せるような、そういう取り組みをぜひやっていただきたいなというふうに思います。

関係部署との連携もとても大切になってくると思いますので、ぜひそこも含めて、一日も早い毎日の点検というか、毎日点検するという思いで、学校の通学路に対しての安全対策をとっていただけたらなというふうに思っておりますので、ぜひそこを皆さんが一丸となって、私たちもそうなんですけれども、そういうところを点検しながら見てまいりたいと思いますので、皆様にもまたぜひそういう子供たちの安全性を確保していただくよう期待しまして、質問を全て終わらせていただきます。

以上です。

○五十嵐 司議長 以上で3番、丸山陽子君の一般質問を終わります。



◇ 星 登志一 議員

○五十嵐 司議長 次に、16番、星登志一君の登壇を許します。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 議席番号16番、星登志一、通告に従い、ただいまより一般質問を行います。

今回は、大きく分けて2点であります。1つは、林業による雇用対策、2番目に、合併特例債についてであります。

1番目の林業による雇用対策については、6月議会でも質問させていただきました。確認の意味と、最終的に、今年度林業対策について町として大きな政策を打ち出さないと、ちょっと世の中に乗りおこなってしまうかなと。6月の議会が終わってから、そんな新聞記事が2件ほど出ておりました。そんな意味で、6月に続いて、今回しようということに決心したわけがあります。

1つ目の林業による雇用対策。

文部科学省は、2019年度から各地の公立高校を核に、地域を支えていく人材を育成するモデル事業を始める、このような方針を決めました。一方、会津13市町村と商工団体でつくる会津地域森林資源活用事業推進協議会は、民間部門を中心に、新会社「会津森林活用機構」を設立すると新聞では報じております。林業に対する期待感はますます強くなると思われま

以下、行政の今後についてご質問をいたします。

1番目、田島高校の実習林活用について、県の考え方は、その後どのような答えが返ってきたのか。

2番目、町として、県の森林環境税の延長の考えはあるのか。

これは、前回、町の林業活性化の団体と森林組合の話し合いを行いました。そのときにも話題になった議題でございます。

3番目に、林業従事者の雇用状況の変化は。

これは、町がいろいろと林業対策について雇用をふやそうということで、ここ数年頑張っております。その結果、町の雇用状況がどんなふうになっていったか、今後どのような対策を

とるべきかという大きな課題だと思いますので、今後の課題対応策についても述べたいと思います。

4番目、素材確保と利用推進PR策。

これが一番の課題かと思います。6月にもこの課題を質問いたしましたけれども、まだ具体的にはなかなか考えが及ばないということでありましたけれども、その後3カ月たちまして、実際にはやっぱり進まないのか、あるいは何かの問題点があるのかをご質問いたします。

2番目に、合併特例債の現状と計画についてをたずねます。

合併特例債を期限内にまず使い切れるのかというのが、私の心配事であります。これは全国で一番初めに合併をした兵庫県の篠山町もそうですけれども、あそこが当時合併したばかり、特例債ということで食いついた結果、借金が相当多くなると、そういったニュースが全国的に広まり、各町村では、なかなか使いたいんだけど使い切れないという現状が続いていたかと思います。

そこで政府は、当初の予定に反しまして規制を緩め、こういったものにも使えるよというように、特例債の使い方を変化させたと思っております。そういったことについて、我が福島県内の町村はどうなのか、あるいは南会津町の今後の財政に関して、特例債の使い方はどうあるべきかということを知りたいと思いますので、合併特例債の総額と現在の残高及び今後の計画はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

2番目には、他の市町村の現状、これを踏まえながら、我が町としてはどんな対策をとるべきかということに対してただしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

再質問については、再質問席より再度ご質問申し上げます。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 16番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、林業による雇用対策に関する1点目であります。田島高校の実習林活用について、県の考えを把握しているかとおたずねしますが、ご承知のように、田島高校の演習林については約300ヘクタールの広大な面積を有しております、当時としては全国でもトップクラスでありました。

昭和19年より農業科、林業科が設置されまして、農林科が廃止される平成15年まで、多くの卒業生を輩出しております。地域を支える原動力として、本町農林業の発展に大きく貢献してまいったところでもあります。

しかしながら、時代の流れとともに、学科組織の改廃や生徒数の減少により、学校運営も

徐々に縮小の方向となりまして、特に林業科のかなめとなっていた実習林については、林業関係の実習等がなくなったことによりまして、ほとんど利用されていないのが実態であるとの学校側の話であります。また、実習林の管理についても、学校周辺の演習林を除き、ほとんど管理されていないのが実態であるということでもあります。今後においても、実習林の管理や活用等について、特段これといった方針や考えはないというようなことでありました。

このようなことから、町といたしましては、実習林を生かす方向で林業の活性化や地域の発展につながるような提案を田島高校や県教育委員会に促してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります。町として、県の森林環境税延長の考えはとのおただしであります。福島県森林環境税の導入は、平成18年度から始まりまして、1期5年間として課税されまして、現在3期目の途中であります。3期目は、平成32年度まで継続することが決まっております。

平成32年度以降の県森林環境税のあり方については、今後、県民アンケートや59市町村の意見を踏まえ、福島県森林審議会で諮問し、その答申を福島県地方税制等検討会で受けて、導入を決定していきます。

南会津町は、森林環境税を財源とした森林環境交付金を活用して、ヤマザクラ1万本の里づくり事業等の森林整備事業や木製品の利活用推進事業として、机や椅子の導入補助を実施してまいりました。こうした背景を踏まえ、県森林環境税4期目として、全国森林環境税が徴収される前年の平成35年度まで、3年間の延長を要望していきたいと考えています。

我が町、この森林環境税、一番県内でも使っている町ということで、有効に活用させていただいておりますけれども、今後も、今申し上げましたような中で、県のほうにもご理解いただけるように要望してまいりたいと思います。

次に、3点目であります。林業従事者の雇用状況の変化はとのおただしであります。県が持つ最新の林産業関係従事者数調査においては、町内の従事者数は平成28年度末で230人となり、前年27年度の219人に対して11人の増加となっております。主な増加業種につきましては、製材・加工業になります。

なお、ハローワーク南会津の平成29年度データでは、全職種での有効求人倍率が2.02と職を求める方に対して、約2倍の求人の現状でございます。うち農林漁業の求人件数53件に対し、就業件数は23件となっております。平成28年度データと比較しますと、求人件数は同じ53件に対し、就業件数が41件と18件減となり、求人件数に対する就職率は低下しているという

のが現状であります。いわゆる人不足になっています。

次に、4点目、素材確保と利用推進PR策はとのおただしであります。素材の確保につきましては、生産される木材の運搬経費削減と町内での調達機会創出及び町外への販路拡大を目的に、だいらスキー場を利用したサテライト木材市を、春、秋の年2回開催しているところであります。県及び福島県中央木材市場関係団体と共同で開設いたしまして、平成23年6月より16回を数えます。累計で約1万5,000立方メートルが取引されて、素材確保の機会と生産量拡大の出口として定着してきているところであります。

あわせて、町内の素材生産者と加工業者を最短で結ぶため、林業企業等で構成するNPOや林業成長産業化推進会議で素材情報の共有化を図り、より効果的に取引がなされる仕組みづくりを検討しております。

利用推進PRにつきましては、平成25年2月に策定いたしました公共建築物における木材利用の推進に関する基本方針により、庁舎を初め公共施設には可能な限り町産材を使用することといたしまして、施設を利用いただくことで町産材をアピールしておるところでございます。

また、本年度より町産材使用新築住宅等支援事業を設けまして、町産材使用と内覧会実施を条件に一般住宅建築を支援し、当該住宅がふえることで町産材の利用拡大とPRを図っているところであります。

次に、合併特例債の現状と計画に関する1点目であります。合併特例債の総額と現在の残額及び今後の計画はとのおただしであります。合併特例債の発行可能限度額は、新町まちづくり計画において総額115億8,000万円と定めております。そのうち平成18年度からの発行総額は、今年度発行予定額を含めると57億9,310万円であります。割合にしますと、約50%の発行状況となっているところであります。

内訳といたしましては、基金造成に活用できる発行可能限度額が19億7,000万円でありまして、この分につきましては、平成18年度から平成23年度まで6年間で19億6,650万円を発行し、この財源をもとに地域づくり振興基金の積み立てを行いまして、昨年度より、集落応援交付金事業や各地域で実施されているイベント等の財源として活用しているところであります。

また、建設事業に活用できる発行可能限度額は96億1,000万円であります。今年度実施しております庁舎建設事業、土地区画整理事業、町道整備事業等に発行予定の2億1,800万円を含めると、平成18年度からの発行額は38億2,660万円となります。差し引き57億8,340万円が今後の発行可能残額となります。

なお、合併特例債につきましては、本年4月に合併特例債の発行期限を再延長する改正特例

法が成立をしたことによりまして、本町で発行できる期限が平成37年度から平成42年度へ延長されることになりましたので、発行期限の延長を盛り込んだ新町まちづくり計画の変更を、来年度以降に検討されます第3次南会津町総合振興計画策定業務と整合性を図りながら一体的に行う予定であります。

今後の活用につきましては、新町まちづくり計画とあわせて昨年度作成しました地方債充当事業実施計画や、現在策定業務を進めております公共施設等総合管理計画個別計画において検討された建設事業等の財源として発行し、これまで同様、地域の特性に応じたまちづくりのための貴重な財源として活用していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目であります。他の市町村の利用状況の現状はとのおただしであります。

県内で、本町を除いた、平成の大合併により新市町となった11市町全ての状況については把握しておりませんが、会津管内の3市町、会津若松市、喜多方市、会津美里町の状況につきましては、概算での資料がございますので、ご報告いたします。

会津若松市につきましては、発行可能限度額が約280億6,000万円であります。今年度予定額を含めた発行総額は約147億5,000万円で、小中学校整備事業や都市計画街路整備事業等へ活用しているということであります。

喜多方市につきましては、発行可能限度額が約256億8,000万円、今年度予定額を含めた発行総額は約106億5,000万円で、庁舎建設費用や文化施設整備事業等へ活用しているということであります。

会津美里町につきましては、発行可能限度額が約122億5,000万円でありまして、今年度予定額を含めた発行総額は約67億4,000万円であります。庁舎建設事業や統合小学校整備事業等へ活用しているということであります。

以上が本町で把握している他市町の状況であります。

この合併特例債につきましても借金には変わらないんで、町としてはこれの有効活用は言うまでもありませんけれども、その辺も踏まえた中で、財政状況を踏まえた中で、有効に活用していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 町長の答弁で、おおよその予想が、大体そうなんじゃないかなと

思ったとおりの答えが出てきましたので、再度、1項目ずつ再質問をさせていただきたいと思
います。

まず1番目の田島高校の実習林の活用について。

これは初め、田島高校をつくる時に県のほうから、このくらいの敷地あるいは実習林がな
いと、県としては高校をつくれないうこと、地元の地域が自分たちの土地を提供して
実習林に充てたという歴史がございます。それで、県立高校ができるときに、もしも実習林と
して高校で使わないときには、地元とは書いていなかったんですけども、地元の自治体とい
う意味では、旧田島町に返してくださいよという1項目が入って契約をしたと、このように伺
っております。

今の町長答弁によると、今後の活用の計画がないというようなことでしたので、もしもこれ、
県のほうに南会津町で返してくださいと言えば、300町歩ですから、これは相当利用価値があ
るんじゃないかと思うんですけども、もしそういうふうになったときに、町としては受け入
れて、何か、例えばこれだけの土地をいただくんだから、ひとつ森林関係の公社でもつくって
町を林業の町として再生していこうじゃないかというような計画を、立てる準備があるかどう
か、ちょっとその辺についてお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

仮定の話なんですけれども、実際にそういう契約書があるということは確認できました。で
すけれども、まだこのような状況に今田島高校はなっています。具体的に田島高校をまだやめ
るとも何とも言っていないから、そこまで言って、林業をやっていないことは確かなんですけ
れども、返還を求めるようなことまでは町もしていませんし、それは、今後どうするかとい
うことは、今度、食農学類が来ますよね。ですから、そこら辺の話も、山についての担当の先生
もいらっしゃるみたいなんです。ですから、今後のそういう動向を見ながら、やっぱり町と
しては対応していくべきかなと、今そんな漠とした考えでいます。

ですから、それを引き受けたときに、新たな公社なりなんなりをつくって、組織をつくって、
それを活用するのを考えるということは現段階で持っていませんが、ただ、そういう意味で、
県のほうとも、あと福大の食農学類のほうとも、そういう話を今後進めるように、そういう段
階になるのかなと、そういうことは想像しています。

ですから、その契約書といいますか、契約書というより書きつけというのかな、それがあつ
たことは確認しましたので、そのことも県のほうに、あわせてそういうのも提示しながら、こ

ういうこともあるんですよというようなことを県の認識もまた促しながら、町としての、先ほど申し上げましたように、実習林の活用等もあわせて考えていければなど、そのように考えております。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 まず、県のほうで、その書きつけを確認してもらっただけでも、私は今後の交渉をしやすいんじゃないかなと。

そこで町長のほうの考えをお聞きしたいんですけれども、これ、先日の民報だったかな、ここの新聞記事なんですけれども、文部科学省が高校を地方創生の拠点にしようと、高校でその地方に関係した職を創出していくんだという、モデル事業を2019年度から始めるというような方針を決定したとあります。

そこで町長、私ね、これは五、六年前からひそかに動いているんですけれども、愛知県の豊田市では、うちのまちは自動車のまちだから自動車専門の工業の専門学校をつくろうということで、みんなで署名活動をした結果、2年ほど前に、5年制の要するに工業の専門学校を、自動車の専門学校をつくったと、その学校は今物すごく活躍をしていて、全国から注目を集めているという話を聞きました。

三、四年前に、私も、ぜひ田島高校に5年制の林業の専門学校を、やはり国・県に働きかけてつくってはどうかというようなことをみんなと話し合ったことがあります。ですから、工業学校では、そういったことを可能にしております。自民党の国会議員の中でも、教育に興味を持っている方がそういった工業専門学校の応援をしようという部会もつくっております。

ですから、ぜひここで、もう一回田島高校を見直して、林業の5年制の専門学校を何とか引っ張ってこられないかと。ここ南会津郡だけでは生徒数が足りないでしょうから、当然そうすると寮生を全国から募集ということになると思います。ですから、中央に行ったときに、自民党のそういった部会だとか、あるいは福島県の国会議員でもそういうことに非常に興味を持っている方もいらっしゃいますので、そのような働きかけをぜひしていただきたいと思うんですけれども、町長のほうの、今後、そういった働きかけに対して、これから、じゃ勉強してから働きかけるかとかね、そういった考えについてお伺いしたいと、こんなふうに思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

先日、県の高等学校の今後の方針、あり方といいますか、そのようなことも説明を受けました。そうした中で、少子化の中で子供も減っている、生徒が減っているということで、本当に

1町2校、原則は1町1校だみたいな話もありましたので、非常に危惧しております。

ですから、そういう意味で、また専門的な、全国から呼べるような高等専門学校、高専になるのかな、そういうようなことも地域の特性を生かした学校として、もしもそういう道があるならば、それはそれで町としては対応できるような対策もすべきかなとは思いますが、とりあえず、そういう情報収集がまず大事だと思いますので、その辺、高校のあり方も含めて、県の考えも伺いながら、私たちの要望といいますか、みんなの気持ちをしっかり伝えるように、そして、この地域に学校がなくなるということのないように、町としては、それは基本的にしっかり対応していきたいと思いますので、ただ、そういうことそのものが町も正直勉強不足の状況でよくわかりませんが、そういう情報を集めて、そしてどういうものが可能なのか、どうしたらいいのかということも、また基礎から勉強し直すということも必要なかなと思っています。

ですから、今言われたようなこと、情報を集めるということをやらず、県のほうもそういう話も提案しながら、高校の活用、それから高校のあり方ということも提案していきたいと思いますので、もう少し勉強してからといいますか、勉強しながら提案をしていきたいと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 多分、国会議員の中にも二、三人ちらっと少しだけ興味を持っているような人がいると思いますので、何かの折に陳情に行ったときに、こんなこと可能な、くらいの程度の、初めはそんな話題でも結構かと思います。ぜひそういったことを国会議員の先生方にも、南会津町は少し動きだそうとしているんだけどもというような、シグナルだけでもちょっと送っていただければなと思います。

続いて、県の森林環境税の延長なんですけれども、これは私は初めから、国の森林環境税、議会では夢のあるような話を、質問をしていましたけれども、実際のところ、後から規模を聞いてみると、そんなに国の今やっている森林環境税というのは、私は、さほど夢のある事業じゃないと。そうであれば、むしろ福島県の環境税の使い方のほうが我が町にとっては夢のある税じゃないかなと、こんなふうに思っています。

ですから、多分、町長が先ほど答弁で述べたように、二重の納税者が出てくるということが問題になって、福島県の環境税がなくなるんじゃないかなと危惧されます。規模からいっても、国の環境税と県の環境税の使いやすさを考えたら、私は、南会津町にとっては国がなくなっても県だけは残すべきじゃないかなと、そんなふうな考えを持っていますので、ぜひ日ごろから、

我々議員もそうですけれども、町当局においても県の環境税は残すような運動をしていただきたいなど、こんなふうに思いますけれども、32年、35年でしたっけ、そのときになっても国のほうの森林環境税が今の現状と変わらないのであれば、法人からも取れよとか、国のほうのそういった取り方が変われば別だと思えるんですけれども、現状のままでは県の環境税を優先してもらいたいなど、こんなふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

私、税法がわからないんですけれども、国と県、別々とはいいながら、同じ森林環境税といったときに、果たしてそれが合法的なのかどうなのか、そこら辺が。

ただ、私としては、本当に福島県の森林環境税は有効に使わせてもらっているんですよ、この庁舎から何から。ですから、県にもぜひ続けてほしいなどは思っているんですが、そこら辺の話はいろいろ相談はしてみますが、先ほど申し上げましたように、何とか35年まではまだ続くということで、国のほうも、森林環境税を徴収する前に、先にやっちゃうというようなところがあるんでね、ですから、そこら辺のところはどうなのかということは、ちょっと私もその辺の判断はわかりませんが、町としての要望だけはしっかり伝えていきたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 ぜひ町としては、福島県の環境税も大事にしていきたいなど。

私は、国の環境税に関しては、非常に福島県と比べてクエスチョンなのは、福島県はやっぱり法人から、会社からも取っているんですよ、会社も協力してくださいよ。

ただ、国の場合には、法人からは徴収していないわけですから、国のほうもその辺をもう一回ちょっと考えてみようと、全国の会社からもということであれば話は別ですけれども、そういうことで、国の方針が変わらない限りは、町長も今、森林環境税を大事にしているということでしたので、ぜひその辺はお考えを今のまま持っていたきたいと思います。

それから、林業従事者の雇用状況の変化ということで、これはふえているということですから、我々議会もしつこく、町長が嫌になるくらい毎回毎回、林業関係だ、農業関係だと、雇用をふやせふやせと、議員のほうはしゃべるのが職業だからいいですけれども、実際に行政はやるほうですから、大分大変だったと思うけれども、これだけ人がふえたということですので、これは十何人ふえたということで、交付税のほうにも相当いい影響が出ているんじゃないかと思うんですけれども、交付税はどのくらい、大体これで1,000万くらいがふえたのかな、十何人くらいだから。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 手元に資料がございませんので、お答えできる内容を持ち合わせておりません。ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 多分計算上は、面積だ、人間だとあるんで、一概に副町長のほうからぱっとうだとは言えないと思いますけれども、多分、割ると1人頭平均120万くらいがふえるのかなと思って、十何人ふえている、ただ面積と人間との配分の仕方が違うんで、それは後から教えてください。

続いて、素材の確保と利用のPRについてなんですけれども、とにかく町長、間伐だ何だとして、いろいろ町の中に私は物をためることだと思うんですよ、使い道を考える前に物をいっぱいため込んじゃうと、みんなで、これもつたいないから何か知恵を出そうかということで、いろんな素材の使い方が出るんじゃないか。

おまえ、それは言うほうはただだと、我々は行政だから責任持たなきゃいかんからという話は出てくるかと思うんです。ただ、やっぱりこれから私たちが、文教厚生委員会でたまたま研修において、今まで南会津町において、余り人口増につながらなかったのはなぜなんだという話が出まして、それは、1つは、子育てをどうするんだという子育てばっかりに目がいっっちゃうと、食をどうするんだという食べばっかりに目がいっっちゃうと、やっぱりこれはお互いを考えながら政策をやっていかないとだめじゃないかという話になりまして、今回、文教厚生委員会は西栗倉村に研修に行くことになったんです、両方を考えよう。

そういう意味からいうと、まず物を、山にある木をまず里におろしましょうと、そのためにはこのくらいお金がかかったんだけど、これみんなで利用方法を考えたほうがいいんじゃないかという方式に持っていったほうが、私は山の活用を導き出せるんじゃないかと思うんです。とにかく山から木を出す方策をやるのが私は第一の素材の利用方法を考えるきっかけになると思うんですけれども、急にこう言われてもという話になると思いますけれども、まだ来年の予算まで大分時期がありますから、町長、その辺、木を切り出す人を何とか踏ん張って森林組合と話し合って、人をふやすとかね、それには当然年収が300万以下だったらだめだよとか、いろんな壁はあると思うけれども、そのような方法をこれから考えていくべきだと、利用方法より出す方法を考えるべきだと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

実際、杉の素材、土場着で立米幾らだと思われませんか。

○16番 星 登志一議員 幾らなんていうのは、わかりません、安いというのとはわかってい
るけれども。

○大宅宗吉町長 この間、ちょっと報告書を見たんですけれども、立米7,000円です。土場着
ですよ。切って出してですよ。これ絶対採算合わないですよ。もちろん植え賃、手入れ賃がな
いばかりじゃなくて、伐採して出すだけでなくなっちゃう。そのような現状なんですよ。杉
ですよ。カラマツは1万4,000円というふうに聞きました。この1万4,000円だって、私は決
して割に合う相場だと思っていません。

ですが、そういう現状の中で、やはり町としては、いろんな、先ほど申し上げましたように、
公共事業とかそういうものに提供するためには、やはり民間の山はほとんど動かないです。で
すから、町有林とかそういうところを今現在、伐採というか、市場に流すようになるわけだ
けれども、間伐材は個人でもやられる人はいますけれども、多少ね。

ですから、本当にこれ私、50年もたった製品が、植えろ植えろと言った国が、今度は実際に
それが販売できるようになってこの価格というのは、本当に国の林政どうなっているのと正直
言いたいくらいですよ。

町としても、幾ら努力しても、じゃそれを商品化してどうのこうのというのも、これまた今
のところ厳しい話なんですけれども、ただ、私たちの町内には、いろいろ研究をして、きのう
もアロマの話、いろいろありましたけれども、そういうようなものも研究して、それを製品化
しようとする動きがございます。町としてもそういう方々を応援しながら、一緒になってやれ
るような体制づくりをしていきたいと思えます。

ですから、出口をまずしっかりするということが一番かなと思います。ストックすること、
それも大事だと思いますが、本当にそれをあわせ持ってやっていかないとだめだというのが今
の状況だと、私はそのように感じています。

ですから、どっちが先だと言われるかもしれませんが、やはりいわゆる結論はどっち
も大事なんです、そのような現状であるということ踏まえた中で、雇用の確保であったり、
製品、木材の流通を町として安定的にできるような施策を進めていきたいと、そのように思っ
ています。なかなか農林課は今苦勞していますが、正直言って名案はないのが、ちょっと袋小
路に入っているのが今現状なんですけれども、何とか打開してやっていきたいと思っています。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 多分農林課は苦勞していると思いますよ。全国でそういった見本

があれば、そんなに苦労しないですけれども、どこだってやっぱりその点で四苦八苦しているわけですから。

それで、きのう、たまたま総務課の主幹のほうから、新庁舎の電気代が約900万くらいだという話をしまして、帰り際、主幹と話して、主幹、南会津町で、学校から全部、電気代は幾らぐらい使っているんだという話をしまして、もしわかれば、あした一般質問でやるかもしれないから、ちょっと調べておいてくれとは言っておきましたけれども、実は、西栗倉村も、これから行くところもそうなんですけれども、あそこは人口1,600人くらいなんですよ。

今、考え方を変えてきているわけですよ。それは10年前の2008年に、百年の森構想というのを打ち立てました。それでとりあえず木材を出そうと、1,600人はちょうど伊南地域が1,300から1,500ぐらいですか、大体同じくらいの割合だと思う。とりあえずは材木を出そうということが事の発端です。それから考えていこうと。

そのうち、そういった活動をしているうちに、一番高いものは何かというと、電気だとかガソリンとか、ああいうのは町にお金が一時的には手数料は落ちるけれども、ほとんど外にお金流れちゃうわけです。それでは村からお金が出ていだけなんで、昔言っていた地元で算出したものは地元で消費しましょうという発想から考えて、発想を変えて、地元で使うものは地元で作り出しましょうと、じゃ電気はどうやってつくるんだという話になりました。

そうしたときに、じゃ電気は木材を燃やしてつくろうかという軽い発想になったのか、その辺はわかりませんが、あそこは今、自分のところのエネルギーは自分たちでつくろうという発想になっていますから、町長おっしゃるように、例えば7,000円で買い手がなくて叩かれて、木材が売れないんだと、幾ら出してきてもという発想と、じゃ、もしそこに木材がいっぱいあったら、どうにもならなかったら、燃やして町の電気代にするかとかいろんな発想が私は出てくると思う。

ただ、採算が合うかどうかは別にして、お金を使うのは町の中で使うわけですから、町民の誰かがもうかるわけです。すると町全体が潤うと。同じお金の使い方でも、私は使う価値が大分変わってくるんじゃないかと、そういう今に意味では、やっぱり木材を出すということがすごく大事になってくるんだと私は思うんですよ。

ですから、ぜひPRというのは、我々は、一番いいのは木を出す分別をこれから考えていくことじゃないかなと思うんですけれども、町長、その辺をちらっとだけ、今後の方針、木を出すための。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 これまでも本当に農林課中心に、いろいろ木材の利用、森林の活用、考えてアイデアを出してもらいました。先ほど、会津13市町村の話もありましたけれども、そういう意味では、この南会津町、この地域の木材の活用は、率先して進んでいるところだと私は思っています。

ただ、いろいろエネルギーにかえることに関しては、町はボイラーを2カ所設置しておりますけれども、木材の値段が安い、高いは別にして、ただ熱効率からいうと、チップボイラーというのがやはり熱効率はいいと。ところが電気になると、実際の熱からまた割合が減ってしまうということで、大体30%ぐらいの活用しかできないというような状況の中で、やはり電気はまだこれからわかりませんよ、化石がどんどん上がっていけば、あとは日本の電気事情もあれば。ですけれども、今の現実だと、やはりチップの木材による発電は会津発電がやっていますけれども、我々のほうも協力しているんですけれども、やっぱり合わないというようなのが現状です。

ですから、どこかで合わなくても、どこかで補填しながら当然なるんですけれども、でも今の現状の中で、私の中にはそういう情報があるものですから、なかなか電気のほうにはちょっと一歩踏み出られないというのが今の私の考えであります。しかし、そのほかのできる限りのこと、エネルギーにしても、素材の活用にしても、町としてはできる限りのことをやって、そして雇用にも結びつけていきたいし、本当に長い間育てた木材を有効活用して、経済の活性化にも安定雇用にもつなげていきたいと、そのような思いはあります。

でも、本当に一生懸命農林課であれこれと、林業成長産業化推進室もそうですよ、そういうこともいろいろ計画した中で、総合的な判断の中で、町としては今後も事業の進め方をしていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 実は町長、私ね、今回、合併特例債とそれから林業による雇用の創出をペアで出したというのは、実は、そこに私のもくろみと言っちゃおかしいですけども、考えがありまして、一般の会社でやっぱりバイオマスをやろうと思うと、設備投資でほとんど参っちゃうと思うんですよ、そこに木材を買ったところには。

ところが、これは国との交渉になってきますけれども、合併特例債は、ほかの地域を見ても大体やっぱり半分くらいですよ。当初は、合併してから10年間で使い切りなさいということでスタートしたんですけれども、各町村が使い切れないということで延びたと。

多分、今後はこれ以上は延びないと思いますけれども、やっぱりこういった合併特例債を、

今後、陳情活動の1項目に、やっぱりそういった町でつくるような施設に対しては合併特例債を使ってもいいですよというような、私、陳情の方法をやっていくべきじゃないかなと思うんです、合併特例債の使い方をいろいろもっと緩やかに、町が思っているような方向にやってくれないかと。そうすると、民間では設備投資がかかって、バイオマスは確かにぎりぎりの採算性でしかやっていけないけれども、合併特例債等を使って設備投資をすれば、私は木を買って、燃料として燃やしてもやっていけるんじゃないかなと、こんなふうに思いますんで。

それはわかりますよ、きちっと計算しないとわからない問題ですから。もしも特例債がそういうふうに使えるのであれば、というようなことを計算とか計画するチームをつくって、ひとつ「山から木を出そうチーム」みたいな名前を使って、みんなで計算していくようなチームづくりはいかがでしょうかね。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 合併特例債の該当する事業そのものを私まだわからないんで、ただそれをなしにして考えますが、そういうことになれば、やっぱりある程度どこで損益分岐点を設けるかということはあるかと思いますが、いろいろ町といいますか、仮にそれがあっても、先ほど申し上げましたように、為替だとか化石の価格とか、あるいは周りの状況とか、そういうことを総合的に、将来性も含んだ中で、ある程度これは大丈夫だとなれば、そういうことも事業としては考えられるかもしれません。そしてもう一つは、一方で多少損をしても、政策的にやるかということも考えられるかもしれません。

いずれ仮定の話になんで、やりますともども答えようがないんですが、ただ、そういうことを研究してもらうことはやぶさかではないと思います。

ですから、我々のところでどういうことができるのかということ、そういうことをいろんな事例も含めた中で、いろいろ情報を集めて、検討といいますか、どういう状況になっているのかというようなことはちょっと調査をしてみたいと、そのようには思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから、合併特例債の活用の方法、その辺についてお答えを申し上げます。

そもそも町村合併をする際に、まちづくり事業計画というものを持って、必要な事業を地域ごとに上げて、その中から合併特例債を充当する事業を選別したというのが基本にあります。ですから、まちづくり事業計画に位置づけられていることが合併特例債を使う条件でございます。

先ほど答弁の中にもありましたように、期間が延長になりましたので、この計画の見直し、それについては振興計画の見直しとあわせて、また公共施設の個別事業計画とあわせて、検討していきましょうということをしてしておりますので、新たな施設整備を盛り込むことは可能であるというふうに考えております。

それから、もう一つ、期間延長の話ですが、これについては使い勝手が悪くて延ばしたということではなくて、いろいろ災害があったりオリンピックの需要があったり、入札をしても不調に終わって事業ができないというようなことを踏まえて、国のほうでは延長したということでございます。

それで、今、南会津町の状況を申し上げますと、最初は平成18年から10年間の流れで進んで、その後、平成37年までの10年間に今現在延びているところでございます。4月の法改正がありまして、これが平成42年まで延びましたので、これらについては有効に使える期間が延びたというふうに、ありがたい情報だというふうに思っております。

一方で、町長が答弁申し上げましたように、合併特例債といえども町の起債、借金です。そうしますと、過疎債の場合ですと充当率100%の後年度負担70、合併特例債は充当率95の70ということで、過疎債より若干悪いんですね。ですから、33%程度の負担が生じますので、やはり財政規律を重視した起債の発行をしていかないと、後年度の財政負担に影響してくるというような仕組みになっておりますので、ご説明をさせていただきます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 今、副町長から合併特例債について詳しく説明ありましたんで、私から言わせると、なぜ私が使い勝手が悪い合併特例債かという表現をするかということ、なるべく使い勝手が悪いから、もっと新しい使い方をやらせてくれという陳情に行くためには、どうしても使いやすいとは言いつらいと。使いにくいから、こういうふうな使い勝手もさせてくれないかという気持ちを常に持っているもんですからね、そのためには、町で例えば新たに団体をつくったときに投資する金は、合併特例債を使ってもいいよとかね、そうしてくれると森林関係の新しい事業団体をつくっても、そこに投資してもいいとか、非常に我が町の林業にとっては使い勝手のいい特例債、今の状況ではちょっとどうにも使えないという話ですけれども、そういう意味で私は使い勝手が悪いと。

ほかの市町村も半分くらいしか使っていないということは、これは陳情するときの材料としてはもってこいの、だからほかも半分くらいしか使っていないし、これは使い勝手が悪いんだから、こういうふうな項目も使わせてくれと言いやすくなるんで、そういう意味で使い勝手が

悪いということですがけれども、副町長言ったように、過疎債のほうが町の負担は少ないと、合併特例債は端的に言えば6割6分6厘しか来ないけれども、過疎債は7割来るよという話ですから、少し、すみません、横道にそれましたけれども、そういった意味で、一つ合併特例債の使い道、今後ぜひお互いに研究していくべきだと、こんなふうに思いますけれども、町長の返事をもって、私の一般質問を終わりたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

合併特例債の範囲というのは、今副町長のほうからお話ありました。私も最初の答弁で申し上げました。合併特例債であっても町の起債、借金であります。ですから、今のところは本当にある程度安定した町の財政状況でありますけれども、やはり100億からの財政を運用している場合に、やはりいつ、どこで、10億20億の変化が起こるかわかりません。

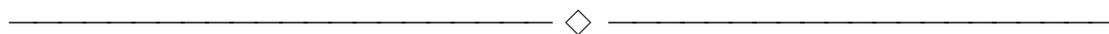
ですから、町としてもそこは慎重に、将来の見通しを立てた中で、それこそ振興計画にのっとった中での合併特例債ということになるものですから、これもあわせ、過疎債もあわせ、町としてはしっかりした財政規律の中で、皆さん方へのサービスが低下しないように、そして安心・安全の生活ができる地域、まちづくりに努めるということを基本に、合併特例債といえども考えていきたいと思います。

国のほうにいろいろ相談とか要望はさせていただきますが、そのようなことで、町としての基本的な考えで今後とも運営していきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 これ以上再質問すると、また横道にそれそうなので、以上をもって私の一般質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で16番、星登志一君の一般質問を終わります。



◇ 楠 正 次 議員

○五十嵐 司議長 次に、10番、楠正次君の登壇を許します。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 最後の登壇となりました。休憩を挟まずに40分以内でしっかり質問したいと思います。

議席番号10番、楠正次、通告に従い質問いたします。

1点目ではありますが、野生鳥獣の処理について質問いたします。

近年、野生鳥獣による農業作物への被害が増加しています。県・町の捕獲奨励金制度の効果もあり、捕獲頭数が増加していると聞きました。特に夏場の処理は困難で、わなによる捕獲は確認ができれば、ほかの肉食獣、雑食獣が食して、衛生的にも問題が懸念されます。それと、おくれますと腐敗が進み、最上流部の地域である、南会津町にとってはその点も非常に懸念される場所であろうと思います。特にイノシシは繁殖力が強く、狩猟などで捕獲しないと毎年倍増すると言われていています。

このことから、以下質問いたします。

大型の獣類（イノシシ、鹿、熊、猿）の過去3年間の捕獲実績を伺います。

②捕獲された大型獣の処理・処分方法、現在行っている方法を伺いたしたいと思います。

③捕獲された大型獣の放射性セシウムが食品の衛生基準値を超える個体があるのかどうか。

実際にそういう検査していなければ、していないでも結構であります。

4つ目、④今後の処理及び処分の方法など、考え方を伺いたしたいと思います。

大きな2点目ではありますが、健康づくりについて伺います。

「健康長寿・福島への挑戦」、この見出しが目にとまりました。本町では、各種健（検）診後に保健指導を行い、早期の治療につなげることで健康長寿及び医療費の削減に効果を求めていると考えております。

「自覚症状がなくても血管のダメージは確実に進み、重大な疾病を引き起こすおそれがあります」「今この瞬間も動脈硬化、血管障害は進行しています!」、これは全国健康保険協会が未治療者に対するの通知文の中に記載されていると、高血圧や高血糖を放置することの危険性が指摘されています

①本町の特定健診などで要精検や要治療と診断された方で、未治療者は何%ぐらいあるのか。さらに、その未治療者に対する考え方、これを示していただきたいと思っております。

2つ目としては、「健診というテキストがありながら、なぜすぐに取り組まないのか、放棄するのか」、弘前大学特任教授の中路重之氏の言葉ですが、従来の一般的健診は結果通知まで時間を要し、問題があってもその後の治療や生活改善につながりにくいという欠点がありました。事前の血液検査データなどを持つことで、即日の医師の個別指導が受けられ、健康教育プログラムをその日のうちに受けることができ、健康長寿につなげるという方策が出されております。弘前大学の新しい健診モデル「啓発型健診」に取り組むべきと考えておりますが、町の

考えを伺いたいと思います。

壇上よりは以上であります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 10番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、野生鳥獣の処理についての1点目ではありますが、大型獣（イノシシ、鹿、猿、熊）の過去3年間の捕獲実績を示せとのおたただしであります。本町の平成27年度から29年度までの捕獲実績について申し上げます。

平成27年度、イノシシが29頭、ニホンジカ106頭、猿75頭、熊14頭、後年度はこの順序で申し上げます。平成28年度は、イノシシが175頭、ニホンジカ342頭、猿が114頭、熊29頭、平成29年度は、イノシシが95頭、ニホンジカ326頭、猿96頭、熊16頭であります。

次に、2点目、捕獲された大型獣の処理方法を示せとのおたただしであります。処理方法は埋設処理と焼却処理の2通りの方法で処理しております。一部埋設処理がありますが、ほとんどが焼却処理というのが今の現状であります。

次に、3点目であります。捕獲された大型獣の放射性セシウムが食品衛生基準を超える個体の有無を示せとのおたただしであります。平成23年度から実施している福島県のモニタリング調査では、町内で捕獲したイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ヤマドリ、カモの鳥獣について、56件の調査を実施しております。熊肉においては100ベクレルの基準値を超えた検体が、26調査のうち5件ありました。平成30年度においても基準値超えが1件確認されております。また、町の簡易検査でも、平成24年度から平成29年度までに26件の野生鳥獣の肉等を検査しておりまして、鹿肉において1件の基準値超過が確認されております。

次に、4点目であります。今後の処理・処分に対する考えを示せとのおたただしであります。野生鳥獣の農作物被害を抑えるためには、個体数調整は必要な手段でありまして、年々捕獲数がふえている状況であります。施設の処理能力に不安を感じる状況にあります。その処分については、焼却処分がほとんどであるとお答えしたところではありますが、焼却処分を行っている南会津地方環境衛生組合でも、施設のあり方について検討を始めました。

町としましても、県へ野生鳥獣処分の単独施設建設の要望を行っている状況にあります。要望施設としては、焼却施設でよいのか、解体加工施設と焼却施設の併設がよいのか、関係機関と意見を今交換しているところでもあります。

今後、環境衛生組合でも先進地視察を予定しておりまして、関係機関との協議により会津地方に合った処分施設の設置について検討を進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

います。

次に、健康づくりに関する1点目であります。町の未治療者に対する考えをとのおただしであります。町では、糖尿病を初め生活週間病の予防、改善のため、健康増進事業等さまざまな取り組みを行っておりますが、町民みずから健康に対する意識を高め、より多くの町民が健康診査を受診して、自分自身の健康状態を知ることが大変重要なことと、そのように考えております。このため、健康診査の結果が要精密検査となった方については、健診結果の通知をし、面談、電話による精密検査の受診勧奨を実施しているところであります。

また、未治療者については、個々の症状に合わせた面談での保健指導により、生活習慣を改善することで重症化を予防できることを理解していただき、確実に医療機関に診てもらうようにつなげてまいりたいと考えております。

先ほど質問の中で、未治療者の割合と申されましたけれども、私の手元にないので、担当のほうから後で答弁させますが、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目であります。「啓発型健診」に関するおただしであります。啓発型健診につきましては、これまでの一般的な健診では、結果通知まで時間がかかりまして、問題があっても、その後の治療や再検査、生活改善につながりにくいといった課題がある中で、受診後2時間程度で出た結果を受け、受診者がその数値に基づき、食事や運動に関する指導を受けることができる効果的な仕組みであると、そのように聞いております。

現在、啓発型健診については、研究から実証実験へ移行し、実用化を目指すところであると、そのように聞いておりますので、今後の検証結果を待って、調査研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

検査して終わりじゃなくて、それが改善されるということが目標でありますし、元気で生活できるということが目標でありますので、そのようにつながるように、町としてもいろんな対応を考えていきたい、対処していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひいたします

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 私から、未治療者の割合についてお答えをさせていただきます。

昨年度、特定健診は約3,000人ほどを対象としまして、受診された方はその半分約1,500人でございます。そのうち、要精検と診断された方につきましては958人、約6割が要精検の数

字が出ております。要精検の中でも、特に生活習慣病の重症化が予想されるハイリスク者とい
いまして、血圧が高い、基準値以上、それから血糖値、コレステロール、一定の基準値よりも
高い数値をあらわしているハイリスク者、こちらの方々は約4割の方がいらっしゃいます。

さらに、その方々で、病院にすぐに行きなさいという指導をしている方につきましては、
360人のうちの55人でありますから、7分の1程度55人については医者に行くように勧めてお
ります。最終的に、その中で医療機関を受診している方は14名ということで、病院に行くよう
に勧められた方の75%は未治療者の率というふうになるかと思えます。

以上です。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 まず1点目から再質問させていただきます。

捕獲実績で、イノシシが27年度から28年度大幅にふえた、この要因というのは、鹿も3倍
になっております。猿もふえております。ここは報奨金制度の効果と理解してよろしいのかど
うか確認したいと思えます。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

1つは、イノシシの繁殖率、これはニホンジカもそうなんですが、かなり繁殖率が高いとい
うことで、そういう意味合でふえていると。あと、やはり今議員お話しのとおり、県指定制度
ですね。この制度ができてから、かなり捕獲数がふえているというのは事実でございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 今、農林課長のほうからも話ありましたけれども、イノシシはこの
辺でありますと、年1回繁殖して、四、五頭産むそうであります。そして四、五頭のうち、成
獣になるのは約半数2.5頭程度。なので、何の捕獲もしなければ、倍々にふえていくというの
が計算値だそうであります。

ところが、イノブタ、これがこれだけ捕獲していても、イノシシがすごく出没しているとい
うのは、イノシシの繁殖力をはるかに上回っているのではないかという懸念がされるわけであ
ります。イノブタの年間の繁殖というのは、温かい地方ですとイノシシの5倍だそうです。年
間20頭産むんだそうです。この地域でも2回か3回可能だと。そうすると、温かい地方だと5
倍ですから、20頭から二十二、三頭というような感じにふえてしまう。これが爆発的にふえて
いる理由というようなことなのかなというふうに思えます。

田村市では、年間41頭の捕獲数だったのが、原発以降、その翌年には197頭、約5倍に捕獲

数がふえたと。これらもきっとイノブタになっているのではないか。ですから、これはDNA鑑定をすればわかるということでもありますから、単純にイノシシが増加しているということ以上に、増殖率というか繁殖率が高いような気がするんで、ぜひ調べていただきたいと思いますが、そういう事実が確認されているのかどうか、確認したいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

現時点で、イノブタかどうかという判断は今のところしておりませんので、今後、DNA鑑定の機会がありましたら、やってみたいと思います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 やって、イノブタであれば、それなりにこれ以上の対策を求めなくてはいけないのかなという思いがしますが、処理・処分方法について、先ほど埋設、焼却ということがありましたけれども、夏場、捕獲した個体は、鳥獣保護法によると全量持ち帰ると、または埋設するということが法令では決まっているそうであります。しかし、一部を捕獲した場所に放置、これらについては鳥獣保護法では罰則規定がありまして、見つければ30万円の罰金というようなこともあります。

違反事例というのは、先ほど申し上げましたけれども、腐敗等で上流の川が汚染されたりとか空気汚染とか、空気汚染というのは、実は悪臭がするというので、行ってみたら個体が放置してあったというようなこともありますけれども、町にはそういう報告はありませんか。きちっと焼却なり埋設なりの処分がされているのかどうか確認されているかどうか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

今のところ、放置しているという事例は聞いておりません。それで一応県の指導もございまして、それに関しては、埋設もしくは焼却というようなことなものですから、これを周知徹底して実施しているところでございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 先ほどの捕獲実績で、イノシシ、鹿、熊はそう動いていないようでありますけれども、猿は当然ジビエ料理等々にはできない、狩猟鳥獣ではないのでそこには行かないわけでありまして、イノシシとか鹿は個体の放射性セシウムが基準値以上というのはごくごくまれでありました、先ほどの町長の答弁を聞きますと。

ですが、この地域で夏場、捕獲隊の方に聞いても、夏場の処理が大変なんだと。ある程度の細かさにしないとごみの焼却炉のほうでは受け付けてもらえない。ところが、わな等で何頭もとれてしまった場合に、それを解体、甲種免許の人がかけられるわなの数は1人30個までで、何頭もとれてしまうこともあったり、箱わなであったりすれば一遍にイノシシとかが何頭も入ってしまったらすると、なかなかそれを解体して、小さくして持ち込むというのは難しいということもありますので、私もこの質問をしながら、いろいろ調べていたら、静岡県に微生物による分解、これをやっているところがありました。

そして、事務員の方に聞いてもなかなかちが明かなくて、社長がなかなかつかまらなくて、きょうの昼休みにやっと社長の携帯から電話がありまして、今も現場に行っているんだということで、鳥獣から堆肥が4,000リットルできるという、それが3,000リットルであれば3,000万、4,000リットルであれば4,000万というような価格でありましたけれども、4,000リットルというのは毎日200キロの個体をそのまま入れて、ずっと継続して微生物が分解する。1カ月の電気代は約9万円。それでこの辺の問題は、冬季になると割と処分に困るという話は聞かないんですね。夏場は、とった人も、ミニバックホーを持っている人なんかは軽トラに積んできて、バックホーで自分の敷地とか自分の所有する山とかに埋められますけれども、通常の人なかなかあの個体を埋めるほど掘るというのは容易ではありません。

ですから、衛生的にもそういう違反がないように、やっぱりこういう施設を設置するか、先ほど町長言われましたけれども、相馬でやっているような焼却を視察に行きますけれども、それらの、芹澤微生物研究所の社長のおっしゃるのには、焼却炉は運転に物すごいお金がかかる。設置にもお金がかかる。でも、これは微生物を最初に4,000頭分やれば、6万円分の微生物を入れて稼働していけば、内臓とか肉とかは48時間でほぼ分解されるし、骨や皮も7日間で分解される。それを継続して毎日入れられるんです。私もいっぱいつくらなかつたら無理なのかなと思ったら、毎日入れていくことができる、そして肥料ができて上がる。

ということなので、この辺が、冬季では余りそういう問題は出なくて、ジビエ料理として鹿もイノシシも熊も秋からは脂が乗って非常においしい状態だと、私も狩猟をやっていましたけれども、本当においしい、栄養価も高いということがあるので、春から夏、ここに掛けてはやっぱり余り美味ではないというようなことで、なかなか食には向かないのかな、でも、これからますます、この状態を見ても減ることはないのかな、ですから、そういう策も検討して、どちらが効率的なのか含め、日々検討していただきたいなというふうに思います。

双葉広域では、4,000リットルのやつを、あそこはもちろん食べられないので、全頭、とつ

たのは全部そういう処分をするんだそうでありましてけれども、それが去年1基入れて、ことしさらにもう1基追加になったということでありましてから、きっと実績の出るものなんだろうというふうに思いますので、来年の夏は、衛生組合の中でも会長が言われたように、これからは本当に夏場の衛生管理という点でも重要だと思っておりますので、この辺をぜひ検討して、安全な鳥獣捕獲、捕獲の安全だけでなく、捕獲後の公衆衛生であったり、そういう部分も安全にするべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当に南会津町の猟友会の皆さん、自治体の皆さんには本当にこれだけの量、郡内でも一番ですし、福島県内でもあそこのエリアを除けば一番だと思っています。本当に協力いただいている中で、そのような状況で大変困っていると、とつても処分し切れないんだというような話も聞いていますので、それを本当に皆さん方が一生懸命やっていただくことに町も対応できないというのは問題があると、そのように考えておりますので、今提案いただいた微生物の処理方法、それから焼却の処理方法、どういうことなのかということをしっかり研究した中で、町として対応できることを対応していきたいと思っております。

私も微生物の処理方法をエゾシカで聞いたことがあるんですよ、北海道で。ただ、どういうやり方をしているのか、ちょっと、ただ言葉だけで聞いたもんですから、今、議員が言われたのでちょっと思い出したんですが、そんなことも含めて、できれば最後は有効活用ということが一番なんで、あとは経費を、そして安全にということ、それを重要視して、町としては検討していきたい、そしてできるだけ、本当に一生懸命やっていただける皆さん方にしっかり対応できるような体制づくりをしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 そのようにぜひお願いして……

〔発言する者あり〕

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 すみません、先ほど私、処分に対して、環境衛生組合で先進地の視察、その中で関係機関と協議という中で、会津地方により合った施設と申し上げましたが、会津じゃなくて南会津ということで、絞らせていただきます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

1番の点については、以上で終わりたいと思います。

そして、今健康づくりについて答弁いただきましたが、やはり受診が必要であってもなかなか受診していただけないと。

そこで、ここは町長の考えは先ほど伺いましたけれども、最近、テレビや新聞等でも、連日のように健康について、健康づくりについて、寿命は延びているけれども健康寿命は意外に延びていないんだと、医療が発達して生かすことができる、だけれども、その人は健康に生きているわけではないと、寿命はそれでも延びているというふうに記載されてカウントされるんですけども、健康寿命は意外に、寿命が延びている割には延びていないということなので、「健康長寿・福島の挑戦」というのが連載で新聞に載りましたけれども、「県民の低い健康意識・危機意識」という大見出しがあって、事務報告等には、非常に健康の増進であったりそれらがされていることが載っておりますけれども、先ほどお話しさせていただきました中路教授がもう一つおっしゃっているのは、やっぱり子供のころから、健康の重要性、その年齢に合ったものがあると思います。それらをきちっと伝えて、健診データ、虫歯とかそういうのも、きっと子供たちは健診の中ではその程度のものかもしれませんが、中学生になったらこういう南会津町の現状であったり、そういうふうなことを植えつけていくことが、将来自分の体を守るために、自分の健診データをどういうふうに見るのかというようなことがすごく重要だと訴えられているんです。

私は、医療費の削減のところで、子供のときからやっぱり健康について指導すべきだということ町の部分で言ったことがあるんですけども、やっぱり予防や将来の疾病への備えとして教育から始める必要があると、この先生がおっしゃっております。言い切っておられるんですけども、このことについて、考え方を伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それじゃ、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

健康に対する意識を持つというのは、やはり子供においても大変重要なことかなというふうに思っています。

学校のほうでは、小学校や中学校では、保健体育の授業の中において、健康の大切さとか病気になるための予防策とか、そういうものを指導しておりますけれども、やはりそのような中で、健康を保つための大切さなどを指導していけるんじゃないかなということで、その辺の充実を図っていききたいなというふうに考えています。

ただ、余り病気の細かなデータとか、心身の細かなデータを、逆に言えば、子供が気にして

しまつて、自分はちょっとほかの人と違うんじゃないかとか、そういうことが子供の成長にとってストレスになってしまう場合もちょっと懸念されるなというふうに思いますので、やはり子供の健康管理というのは、基本的には、私は親の責任かというふうに考えていますので、やはり学校と親が双方で連携をとりながら、十分に子供についても情報交換をしながら、子供だけに任せるんじゃないで、やはり親御さんにしっかりと子供の健康管理に努めていただくということも、あわせてお願いしていきたいなというふうに思っていますので、ご理解願います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 そのとおりだと思います。親子でそういうことに対して会話をできる家庭であってほしいですね。そうすると、親の押しつけとか子供が余計な心配をするというようなことではなく、家庭の中でそういう共通の話題を持ちながら、健康づくりがいかに大切なのか、そしてそれが町にとってもいかに重要なのか、今18歳までの子供たちは医療費が保険で適用の場合は無料ということで、これも重要なことで、子育て支援としては大事だというふうに思いますけれども、やっぱり予防医学・健康増進を含め、町で今回補正で上げている包括ケアの進化、これなどは病気を治すために薬を与えるというようなことだけでなく、治すためには、今後改善していくためには、運動も必要ですよ、食事も改善しなくてはけませんよ、いろんな方向から進めていかないと健康はつくれないということだと思いますので、ぜひ今後もそういう考えで進めていっていただきたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○小寺俊和健康福祉課長 それでは、私からお答えいたします。

議員おただしのとおり、平均寿命というよりも健康寿命というものが大切だというのは、既におわかりのとおりだと思います。

さきに青森県のお話がありました、弘前大学の教授がやっている啓発型健診のきっかけは、青森県は、平均寿命なんですね。寿命が大変短い。一方、長野県、こちらはずっと全国1位を保っているというところでございます。

長野県が1位を保つための取り組みは、実はもう40年も前から始めているというふうに聞いております。これは一朝一夕に健康寿命が延びるというものではなくて、今、議員おただしのとおり、子供のころからの教育を含めた、長い年月をかけて健康寿命というのが延びているものだというふうに私どもも認識しております。

そういう面を含めまして、先ほど数字、未治療者を申し上げましたが、まだまだ当町においては健診に対する意識が高いとは言い切れない状況にありますので、今年度から管理栄養士を

1名増員いたしまして配置いたしました。さらには、本町の健康増進係にも保健師を1名増員をいたしまして、特定健康指導ということで、先ほど申しあげました健診で要精検、それには重症化の危惧があるという方に対しまして、訪問指導を一人ずつ行っております。その中で、管理栄養士のほうで栄養の大切さ、子供のころからの健康に対する意識、食べ物に対する意識の改善というものについて、1対1、面と向かっての指導をずっと続けております。なかなか、人数が多いので、目標を達成できておりませんが、昨年度の実施率が年間を対象に対して18.5%だったんですが、今年度につきましては、健診が終わってからまだ3カ月ちょっとしかたっておりませんが、2割を超えております。

今後、冬場も含めて、この健診オフナー、健康指導を進めていくことによって、5割以上のもしくはもっとそれ以上の指導率が上がってくるのかなというふうに考えておりますので、その辺を重点的に今後進めて、町民の意識を変えていただいて、健診を受診して、さらに精検になった方には医療に結びつくような動機づけ、これをさらに進めていきたいというふうに町のほうでは考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 以上で質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で10番、楠正次君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会いたします。

明14日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時55分

平成30年第3回南会津町議会定例会 第4日

議事日程（第4号）

平成30年9月14日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 報告第 7号 専決処分の報告について
専決第19号 損害賠償の額の決定及び和解について
専決第20号 建築工事委託協定の一部変更について（南会津町特定環境保全公共下水道南郷浄化センターの建設工事委託協定）
- 日程第 2 議案第67号 南会津町工場立地法準則条例
- 日程第 3 議案第68号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業町道向山1号線道路改良工事）
- 日程第 4 議案第69号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業町道大新田1号線南郷橋下部工工事）
- 日程第 5 議案第70号 財産の取得について（不動産（土地、建物及び工作物））
- 日程第 6 報告第 8号 平成29年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について
- 日程第 7 報告第 9号 平成27年度南会津町継続費精算報告書について
- 日程第 8 議案第71号 平成29年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第72号 平成29年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第73号 平成29年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第74号 平成29年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第75号 平成29年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第76号 平成29年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第77号 平成29年度南会津町水道事業会計決算の認定について

- 日程第15 議案第78号 平成30年度南会津町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第79号 平成30年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第80号 平成30年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第81号 平成30年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 平成30年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について（総務委員会）
- 追加日程第1 議案第82号 南会津町会津高原スキー場条例の一部を改正する条例
- 追加日程第2 議案第83号 監査委員の選任について
- 追加日程第3 委員会提出議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 追加日程第4 議員派遣の件について
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
15番	阿久津梅夫	議員	16番	星登志一	議員
17番	室井嘉吉	議員	18番	五十嵐司	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部正義	副町長
星英雄	教育長	渡部浩明	総務課主幹
渡部浩治	総合政策課長	馬場純也	税務課長
居倉雅彦	住民生活課長	小寺俊和	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	羽染正巳	商工観光課長
月田啓	建設課長	野中英昭	環境水道課長
室井竜典	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	酒井浩哉	生涯学習課長
阿久津弘典	館岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長	木下光廣	代表監査委員

事務局職員出席者

馬場秀成	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限をしますので、簡潔明瞭に質疑されるようお願いいたします。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。



◎報告第7号の質疑

○五十嵐 司議長 日程第1、報告第7号 専決処分の報告について、専決第19号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決第20号 建設工事委託協定の一部変更について（南会津町特定環境保全公共下水道南郷浄化センターの建設工事委託協定）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第7号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第67号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第2、議案第67号 南会津町工場立地法準則条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第68号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第3、議案第68号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業町道向山1号線道路改良工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第69号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第4、議案第69号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業町道大新田1号線南郷橋下部工工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第70号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第5、議案第70号 財産の取得について（不動産（土地、建物及び工作物））を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎報告第8号について

○五十嵐 司議長 日程第6、報告第8号 平成29年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてを議題とします。

本件につきましては、これから審議に入ります平成29年度一般会計、特別会計並びに水道事業会計に係る決算認定に付する法令に基づく決算附属書類であります。

お諮りします。

報告第8号、次の議案第71号以下各会計歳入歳出決算の認定についての審議と合わせて質疑することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、報告第8号は、議案第71号から議案第77号までの各会計歳入歳出決算の認定についての審議と合わせて質疑をすることにします。



◎報告第9号について

○五十嵐 司議長 日程第7、報告第9号 平成27年度南会津町継続費精算報告書についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第9号 平成27年度南会津町継続費精算報告書についてを終わります。



◎議案第71号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第8、議案第71号 平成29年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 私は、事務報告の中でスキー場関係のことでちょっとお尋ねしておきたいと思います。

事務報告137ページあたりからなんですけど、このスキー場関係、だいくらスキー場の入込者数ですね、これが今年6万9,501名と、あるいはその後の南郷、あるいは高畑、それからたかつえ等のスキー場の入込者数のことなんですけど、この入込者数をどういうふうにしてカウントしているのか、大ざっぱに車何台入ったから幾らだとか、あるいはリフトの利用がこうだから入り込みがこうだと。一人一人カウントでやってるわけじゃないでしょう。その辺まずお聞かせてください。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答えいたします。

今ほど議員ありました入込者数のカウントの仕方でございますが、まずは毎日の券売を行いまして、その数とスキー場ではシーズン券等を発行しておりますので、そのシーズン券の数でシーズン中にその人が30回来るといような想定やり方しております。それと南会津町内の小・中学校の生徒にシーズン券を無料で配布しておりまして、その子供たちは8回来るといような想定をしております。そのシーズン券の30回分と小・中学生の8回分の総定数を各月に割り込みまして、それを加算しまして毎日の発券数と割り込みまして入込者数としております。

今ほど議員のおただしのありました、お話のありました車の台数等のカウントは、前は行っていたと聞いておりますが、現在は今、私が申し上げました方法で計算しているというようにお聞きしております。

以上です。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 そうすると、そこでは疑問が出てきているわけなんですけど、例えばリフト収入ですね、たかつえあたりのこの189ページ、たかつえスキー場入込者数21万2,530人と、それに対してリフトの収入、これが2億800万円。そうすると、入込者数でこのリフト収入を割ってみると、980円しかないですね。というのは、1日券あれ、リフト券、1日券買うと、たかつえあたりは3,600円ぐらいになります。あるいは子供が買っても、中学生以下ですか、あれらは二千五、六百円ですね。

そうすると、この収入と入込者数で割ってみると、どうも金額差が合わない。平均しても3,000円ぐらいの収入あるはずなんです。リフトに乗らないでスキー場に遊びに行っている人もいるかもしれませんが、それは少数の人だと思います。ほとんどは、行ったらリフトに乗

ってすべるはずですよ。そうすると、平均3,000円ぐらいのリフト券でいいのが1,000円に満たないわけですよ。ということは、入場者数が大幅に狂っているか、あるいはリフト、例えば1,000人乗ったとしても700人とか600人ぐらいで申告しているのか、その辺どうですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答えいたします。

今ほどのお話であります、だいくらスキー場につきましては、今ほどありました1人当たり入込者数のリフトの販売実績から割りますと1,298円、たかつえスキー場が982円、あとは高畑スキー場が1,035円、南郷スキー場が844円というような、かなり1,300円から844円までの差がございますが、それにつきましては、先ほど申し上げましたシーズン券の発行の30回来るという想定の数と小・中学生の8回来るという想定が先ほどありまして、先ほどカウンターとかではもちろんやっていませんので、割って加算した数がそのような数字になってくるのではないかというふうに想定されますので、ご理解いただきたいと思います。

あと入り込みの人数を調整しているとかですが、そういうことはこの計算上やっていますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 ということは、私は入り込みカウント数の数え方が物すごく狂っているんじゃないかなと。例えば今度たかつえも町営になるわけですから、そうした場合に、この21万2,000人の入込者数というのは、恐らくこれもまたすごく変わっているのか、実態は。そうすることによって、この収支決算だってこれから立てるのに、相当狂いが生じると思うんですよ。その辺、ですから、確かにリフトは回って何人乗ったということはわかるんでしょうけれども、それは一々リフトが空で行っても1人というふうな数え方になっているんですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から少し考え方がいいですか説明させていただきたいと思いますが、私もずっと合併してからもそうなんですけれども、その前もっとひどかったと思います。乗用車来たら、掛ける4人とか、バス1台来たら掛ける20人とか、そういうようなカウントの仕方をやっていたり、あるいはそれは合併前、それぞれのスキー場のカウントの仕方は違っていたと思うんですよ。これは単なる、言い方変ですけども、やはり入場者このくらい来ただろうということ、あそこで車から降りてスキー場のリフトに乗った人を実際にカウントしているんじゃないかと、そして発券と、先ほど説明ありましたが、シーズン券このくらい年間利用する

んじゃないかな、月利用するんじゃないかなと、そういうものをもとにして入場者の想像した
というか、そういうことを想定して入込者数はカウントしていると。この金額は実際の金額で
ありますので、実は割れば確かに900幾らとか1,000円未満の数字になりますけれども、です
から、実際に計画するには収入を得た金額のほうでいろいろ計画するしかない。現実はその
ですよ。ですから、どこのスキー場合でも、この我々の町ばかりじゃなくて、どこのスキー場
でもこのスキー場のカウントに関しては、私もずっと疑問に思っていたんですが、そういうこ
とでやらざるを得ないというようなのが現実なんですよ。

ですから、いたし方ないのかな。ですけれども、それをなるべく実数に近く、何というのか
な、カウントしたいというような改善の中でここまできているんですが、これでもやはり議員
おっしゃるような疑問が出てくるわけで、私もそれは思っていますが、何ともそこだけは実数
が明確につかめないという、つかみにくいというふうな状況もございますので、その点はご理
解願いたいと思うんです。

ですから、この計画をするときには実際の売り上げとか、そこら辺を想定した中で計画する
というような方向の中でやって、現場はやっていると思うので、ですから、どこのスキー場も
このくらいの誤差があるかなと思うんです。ですから、何十万入ったと言っていますけれども、
実際に何十万でなくて恐らくそれよりも何割引きとか、そんな話には入込数はなると。現実
はそのような状況になっておりますので、その点はご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 今町長の話で理解できます。ですから、これからたかつえスキー場
町営化しても、この入込者数掛ける幾らではもう予算というか、精算しても恐らく違うと思う
から、収入金額をもとにしてこれから経営を立てるといふことのほうが良いと思います。

したがって、この入込者数のといふのは、ちょっと当てにならないといふことを私はそう理
解します。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それでは、一般会計のほうの決算関係についてお聞きをしたいとい
うふうに思います。

未収入額ですね、平成29年度の未収入額が4億6,300万2,839円と、こういう額が計上され
ております。これはどういうことに原因があつてこの未収入額が出たのか、あるいは今後これ

の収納というのはどのように考えているのか、まず1点。

総体的に3点のことについて質問しますので、まずとりあえずこの1点について……、3つ言うんだっけか。

あと一つは、支出額の不用額というのが出てますね、平成29年度の支出額の不用額。とりわけこれは予算と実行というものがより不用額が出ないというのが本来求められる課題だろうというふうに思うんですね。適正なる予算配置という観点から、そういう不用額というものは余り出ないというのが好ましい姿だろうというふうに思います。

しかしながら、執行段階における条件の変化だとか、あるいは想定できないものが発生したというようなことが原因で、こういった不用額というものが出てくるのかなというふうに思いますが、これ全体的に教育費が1,000万円からの不用額出ていますね、不用額。だから、これらの不用額の出た原因を、失礼しました、不用額の関係についてお聞きします。

あと次、3点目は、資産の活用という点についてお聞きをしたい。

まず1点目は、収入額に対する未収入額ですね、歳入に対する未収入額、この原因と収納対策についてお聞きをします。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 議員おただしの件であります、未収額が4億円あるというのは、恐らく決算概要の7ページのことだと思いますが、そのうち町税が1億3,100万円になっております。1億3,000万円であります、これについて説明を申し上げますと、現年分はここまではなっておりませんでして、現年分と過年分を合わせての未収額というふうになります。

税務課だけでなくそのほかの使用料とかもあると思いますが、現年を重点的に徴収し、そのほか過年分について徴収をしておるところであります。現年分については、例えば町税であれば99%等の徴収率で徴収をさせていただいておりますが、いかんせん過去の分もありますので、数字としては1億3,000万円というような数字になるということになります。

以上であります。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そればかりでないですね。分担金、負担金、使用料とかずっとありますから、関係するところひとつ説明していただけますか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 未収の状況でございますが、決算書本体を見ていただくと、どの費目で未収入になっているのかというのが出てまいります。

例えば19ページお聞きいただきたいと思いますが、分担金及び負担金の項目では、農林水産業の分担金かな。

〔「民生費」と言う者あり〕

○渡部正義副町長 民生費、児童福祉負担金というふうに見ていただきたいと思います。

それから、その下の項目で言うと、使用料手数料の決算書の中に、21ページのほうにいきますと、土木使用料、これは町営住宅の使用料かなというふうに思われますが、それぞれの項目ごとに決算書の中でお示ししているところがございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 いやいや、だから、そう言ってみればわかっぺでなくて、その原因は何だべというんだよ。どういうところに原因があって、こういうような未収金の発生があったんだよと。

例えば県支出金だとか、国庫支出金だとかというのは、これは国とか県から来てないからこういうことになっているんだってということなんでしょう、恐らくわからないけれども。だから、これは後から間違いなく来ますよ、収納はできますよ。

例えば手数料なんかはどうなんですか。使用料より手数料、2,300万円からありますよね。これはどのような原因でこういう金額になっていて、これの収納はどのように今後していくんですかということをお聞きしているんです。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えします。

使用料手数料の部分につきまして、2,301万5,643円の大きく占めますのが、21ページごらんいただきたいと思いますが、中ほどですね、住宅使用料2,244万4,843円ということで、こちらの事務報告のほうごらんいただきたいと思いますが、事務報告の158ページごらんいただきたいと思いますが。

こちらのほうに町営住宅の収納の状況が記載されてございます。その一番右側、平成29年度とございます。現年分は100%となっておりますが、過年分で調定額2,442万4,643円に対しまして、この年の収入済が197万9,800円ということで、未納額が2,244万4,843円ということで、こちらのほうはるる分納ですとか、退去者もいらっしゃいますので、その方に向き合いながら徴収事務を行っておりますが、少しずつは減っておりますが、今現在はそのような金額が残っている状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからは、未納に対する対応というところでお話をさせていただきたいと思います。

先ほど税の滞納もございましたし、町営住宅もありますし、介護保険料、それから後期高齢者医療の保険料等々いろいろな項目で住民の方から収納しなければならないものについて、やむを得ない事由も含めまして収入にされていないという案件があります。監査委員さんのほうからも、その件についてはしっかり公平・公正を保てるように対応しなさいというふうなご指摘をいただいているところでございます。

町といたしましては、収納に関する関係各課からなる対策委員会を設けまして、情報の共有化をしながら、それから滞納者の実態に合わせた収納対策ということを全庁的に取り組んでいるということでございますので、どうしても生活上納められないという人もいれば、余裕があるんだけど納めていただけない方もいらっしゃいます。個々の対応をそれぞれの課だけではなくて連携をとってやっていきたいと思いますので、今動いておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 税の関係だとか、使用料の関係だとか、そういう関係についてはわかりました。あれはどうなんですか、財産収入の未収入額、これはどういうふうな感じなんですか。166万円。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 これは総務課が所管しております住宅に納めていただけない未納の分がありまして、その分の未収という形で上げてございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それは総務課所管というのは、町営住宅という理解でいいんですか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 公営住宅法に基づく財産ではなくて、一般財産として総務課で所管している住宅がありまして、その分の使用料でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 大体わかりました。

次に、支出の不用額、教育費で1,000万円から不用額が出たというんですけれども、これ主な原因はということなんだかお知らせをいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 答えいたします。

学校の分の予算があるんですが、目的のために、例えば委託料とか、そういうものに対しては支払いとか使用はしておりますが、最後までつかめない電気代とか、水道代とは別なんです。電気代とか、そういう維持管理の分で若干電気代もありますが、その分でつかめない分がありまして、どうしても年度末には不用といような形を上げざるを得ないということになります。学校11校ありますので、なかなかその辺が指導はしておりますが難しいということでご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 はい、わかりました。

次に、3点目、資産の活用という観点から質問をしたいと思います。

これは事務報告の207ページ、小豆温泉せせらぎオートキャンプ場について質問をしたいと思います。

これは、指定管理者の公募がなくて平成28年4月1日から営業を休止と、こういうことになっているようでありますが、これの維持管理というのは現在どのような状況でやっているんですか。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 答えいたします。

議員おただしのとおり、平成27年11月に新たな指定管理を募ったところでございますけれども、一旦マックアースリゾートのほうで決定をいたしました但し辞退をされました。その後、平成28年4月1日から営業を中止しているという状況でございます。直接的に施設の管理といたしましては、草刈り等を職員が定期的に行って実施しているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 行政として、このオートキャンプ場合は今後も必要という認識でおられるのか、その辺どうなんですか。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 答えいたします。

平成28年4月から休止しておりますので、ことしで3年目ということになります。伊南総合

支所といたしましては、平成31年度の予算要求提出にあわせまして、この施設につきまして再公募の手続を経た上でその状況を見きわめ、さらには今現在進めております公共施設の個別施設計画の策定部会等の意見を踏まえた中で、必要とする施設として位置づけられれば、直営でやるのか、または、なかなかその辺の部分が、入込客の見込みもなかなかできないという状況の中で、廃止せざるを得ないというふうな状況になれば、そのような手続をとってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 かつて高清水公園についても同じような状況があって、片やそちらのほうは即支所がかかわって再開をして今日に至っているという、こういう現実があるわけですね。片やオートキャンプ場については休止という、こういう状況にある。この辺の行政当局としての扱いの、何というのかな、やり方に差異があるのではないのかなというふうに思うんですね。それは必要だから指定管理に出す。指定管理に応じる者がいなかった。しからば、伊南支所なら伊南支所で知恵を出して、何とか運営をしていくべと、こういうことがあっていいんだと思うんですね。必要でなければ、それは別な方法あるんだと思うんですよ、そこは。

だから、その辺の対応が私は不十分でないのかな、こんなふうに考えますがいかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

きのうも第3セクターの質問をいただきましたけれども、そういう中で第3セクター経営検討委員会というものがあまして、その答申はまだ別にそれが没になったわけではなくて、そういう方針のもとに今町も判断しながらこうやっているわけでありまして。

そうした中で、その答申どおりにいかない分も実際ございますが、高清水公園の場合、あれだけの入り込みがございます。このレッドビーンに関しましては、これまでの利用者数とか、その辺の勘案した中でそのような判断をしていると。ですから、利用者、あるいはある程度のそういう目的に、何というのかな、沿ったような利活用ができると、ある程度の判断ができるのであれば、指定管理者であったり、直営だったり、そのような判断をしながら町はやっていきたいと思っています。

厳しい状況だったものですから、レッドビーンに関しては、そのような判断を今現在しているところでありまして、今伊南支所長からも答弁ありましたけれども、町の公有財産、公有施設につきましては、いろいろ庁内で検討して、また庁内としてのこれからの判断もしていきたい

い。また、もちろんもっとも活用を図るべきじゃないかと、そういう声もございますけれども、やはりこれからいろいろな状況の中でどのような動きになってくるのかということは、町としてもしっかり捉えた中で、この公共施設のあり方、運営のあり方、経営のあり方、しっかり現実に沿った対応をすべきだと私はそのように思っています。

ですから、場所によって、場合によっては厳しい判断をせざるを得ないかもしれませんが、私はそのような時代に来ていると、そのようなそれぞれが持ち寄った施設が全てこれから全部継続できるかといえば、私はそうは思いません。

ですから、そういう意味で、レッドビーンのこの今の現状に関しましては、そのような判断を今しているというところでございます。また来年に向かっては、支所長が答弁したとおりでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 だから、それは行政としていろいろな判断があることはいいと思います。それは理解できます。しかし、中途半端にしとくわけですよ、どっちにしたって。仮にまた来年やっぺなんてことになれば、いや、今度ここぐあい悪いから直すなんねい、あそこぐあい悪い直すなんねい、必ずこういう問題、やはり毎年やっていけばそだいなことは必要ないんだけど、休むことにおいてまたよけいな金がかかるということがまた出てくるんだと思うんですね。

だから、その辺のところのあんばいも十分やはり検討して、こういったものは対応していかないと、特に建物だとか、ああいう屋外のもんですから、草刈りだけやっていけば、それは景観的には維持されているというようなことになろうかと思えますけれども、しかし、その中にあるいろいろな施設というものは、恐らく2年もやっていけばだめ、ほぼだめだと思うんですね。全て手を入れないと、また実際使うなんてことにはなっていないんだというふうに私は思います。

だから、そういう面で、何というのかな、行政としての態度、立場というものを、そういったものについてははっきりすべきでないのかなと、こんなふうに考えますが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

このレッドビーンばかりじゃなくていろいろ出てくると思えます。やはりそれを決定するまでは、そういう維持管理、そして手入れをしていかなきゃならない状況は続くと思えます。

ですから、議員おっしゃられるようにそのとおりだと思いますが、それまでのある一定の期間はやむを得ない期間だということでご了解願いたいと思います。

旧窓明の湯もそのようなことで、新しい今度窓明の湯に改装したと、場所も移して改装したということで、これからまたあそこへ今使っていませんけれども、当然そのようなことを町も判断して、そして皆さん方にも相談していただいて決定していただくと、そのような流れになってくると思いますので、その点はずっと、管理そのものは議員おっしゃられるとおりだと思いますので、そういう無駄な、無駄というか、でもやはり安全だけは対応しなきゃならないんで、そういうことも含めた中で、町としての対応はしっかりやっていきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 以上で終わります。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 私のほうからは、1点質問させていただきます。

まず、マネジメントシートの4ページの03河川等水質測定事業についてございまして、これの資料が、事務報告の175ページの4番、河川水質測定という項目の中でちょっとお聞きしたいと思います。

マネジメントシートでは、河川測定した際異常は見られない、これは当然のことであって当たり前なんですけど、それでこの175ページの方を見ますと、測定地点がこう書いてありまして、測定内容のところには一般河川というんですかね、主要河川が8項目から16項目まで、八総鉦山関係が3項目、ゴルフ場が30から36項目という測定内容があるわけですが、普通河川という言い方はないでしょうが、主要河川で8から16、ゴルフ場は逆に当然ながら30から36、なぜ八総鉦山が3項目しかないのかという、一番懸念しやすい部分の中でそのところをまずお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

まず、八総鉦山の関連につきましては、1970年、昭和45年に八総鉦山が閉山をしておりますので、その後、中和処理場を設けまして、排水の水管理を行っているという内容でございますので、その排水に関しまして、流れ込む河川への影響を把握するために、3つの項目において検査をしているという内容でございます。当然のことながら下流側のほうに行きますと、荒海

川というふうな形になります。荒海川は荒海川として主要河川として8から16項目の検査をしているということでございまして、八総鉦山関係に関しましてだけ特別に3項目で新たにやっているという内容でございますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 そうしますと、八総鉦山関係というと10地点ということで、普通田島地区に住んでいると荒海だけかと思いますが、確か山を越えて館岩川というのかな、——もある中で、ざっくばらんに言うと5地点、5地点ぐらいというふうなことで、その川が主流のほうに行くという、合流するわけですね。合流地点でその上の項目の8から16を行っているという考えでよろしいんですね。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

そのとおりでございます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 そうしますと、その割にはゴルフ場30から36項目となっているんですが、これにはどういったご返答をされるのでしょうか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 ゴルフ場関係につきましては、調査内容が農薬関係ということがありますので、農薬に関する水質の調査ということで、項目数がふえているということでご理解いただきたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 私、今ごろになって何で河川水質のこの項目を聞くかということ、ことしたまたまうちの孫が夏休みに遊びに来まして、川へカジカ取りに行きました。川に水がなかった時期、雨が降ってなくて水不足になるんじゃないかというふうな時期で、水がなくて子供にはいいんですが、川がぬるい。ぬるいということは、ひょっとして菌が湧いているんじゃないかという予想もしたので、そういった点で、たまたま水質測定というふうなことで、安全だということがあったので再度確認をさせていただいた次第でございまして、そういった年3回という中で、ことしの場合そういった中で季節ごとで選んでられるのか、年3回、1回から3回しかないというふうなこともあるので、この辺がちょっと理解しにくい部分があるんですが、少しそこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

水質調査につきましては、専門業者のほうに委託をお願いしております、町内の主要河川につきましては年3回、6月、9月、12月というふうな形で実施をしております。それから旧八総鉾山の関連につきましては9月と、それからゴルフ場関連につきましては、7月と10月というふうな形で実施しておりますのでご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 普通主要河川で6月、9月、12月というふうなことでございますが、6月という時期もちょっと、何と言うんだらう、クエスチョンの部分。というのは、子供たちが夏休みに入って川へ遊びに行くというような中で、検査自体、この検査がどのくらいかかるかわかりませんが、検査日数わかりませんが、そうした中、なるべく夏休みに近い時期というんですかね、——で測定していただいて、その測定値なんかを教育長のほうにとか、学校教育課のほうに、河川大丈夫ですよというふうなやはり子供に対する安心感をもたせるためにも、そういった部分に関してはお考えできないかなと思います。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

6月ですと、大体6月の中旬ぐらいに測定をするということになっております。ただ、測定は6月というふうになりますが、その結果が出てくるのが7月になってからというふうな形になってしまいますが、今ほど議員お話がありましたように、情報として出た結果につきましては、学校教育課だけではなくて庁内共有できればというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 河川の水質測定については、ある程度経年的な変化というのも見なくてはいけないと思うんですね。ですから、データの蓄積という意味合いがあって、これまで年3回、6、9、12というふうなデータの取り方をしておりますので、そのデータの中で注意すべき点があれば、関係部署に流すというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 6月中旬というふうなことで、6月下旬くらいにさせていただいて、それで本当に安全・安心な河川で子供たちを遊びに連れていきたい。私自身の孫も遊びにまた来させたいという気持ちもございますので、ぜひお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 事務報告より質問をいたします。

114ページ、(1)番、森のエネルギー創出事業、(2)番、林産業での人材育成事業、続いて、253ページから254ページで、これは町民プールの利用に関してでございます。

まず1点目の114ページでございますが、森のエネルギー創出事業3点ほど事業あるわけですが、平成31年度につきましても、間伐等搬出促進事業継続をされて、ある意味林業成長産業化地域創出モデル事業も絡めて雇用を創出しなくちゃいけないわけですので、これのグレードアップ等今後考えられているのかお伺いをしたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

この森のエネルギー事業につきましては、平成24年度からスタートいたしまして、平成29年度で7年目ですか。それで、これは1つの狙いは、間伐を促進しましょうというふうなこともありまして、あと地域内の循環ですね、地産地消。徐々に個人の分についてはかなり減っています。10%も未満になっていまして、ほとんどが事業体なものですから、ですから、町といたしましても、結構町の財政も負担大きいものですから、徐々に切りかえていきたいというふうな、そういう考えを持っております。

ただ、今のところボイラーのほうもきさら289とアストリアですか、この2つだけしかありませんので、ほとんどが、例えば森林組合で窓口になってやっていますけれども、9割以上は会津発電とか、そういうところへ流れておりますので、この森のエネルギーチップボイラーの関係もある程度今後も出る事業の中에서도見直しをしていきたいというふうな、そういう考えでございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 縮小を図っていくというふうな考え方のようにありますが、目的は達成の、達成というか、個人のあれが減っているということで、縮小もやむを得ないというふうな見解というふうに受けとめました。事業の継続はされるということによろしいんですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 継続はしてまいりたいというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 次の木材加工施設專業保管事業ですか、これチップ生産をしている、先ほど話がありましたけれども、非常にこの前の森林組合と林業活性化議員連盟での懇談会の席でも非常にチップの品質が悪いのでという話が出されました。もともとこれは役場で購入した機械だなというふうに認識しているんですが、これの更新とか、そういうことは考えられないのでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

この機械も平成22年度に導入したと思うんですが、故障がちょっといろいろ多くて今回の9月補正にも計上させていただいたところで、それでチップの質も余りいいチップが生産できないということで、実は森林組合につくってもらっているチップをオーストリアのほうに、さらにきららのほうには民間の方をお願いしてあるんですが、ですから、機械をここで更新するというふうな、今のところ町の考え方はございません。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 当初我々も当時議会でその購入の経過等、意義等も説明を受けて、高額な機械を購入したことを覚えております。しかし、それに対応できないということは、これはやはり何と申しますか、問題だなというふうに思います。更新はしないということで今答弁されましたけれども、本当にそれでいいのかどうか、今後きちんと再検討されたいな、していただきたいなというふうに思います。いかがですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

この機械を導入するとき私も議会におりましたのでその経緯は覚えてはいますが、どこでも現場に行ってどこでも生産できるというふうなお話でした。しかし、現実とは全く違いました。動かせない。そして出てくるものも大きささまざま、そしてきらら289のボイラーにも利用しているんですが、やはり時々故障すると。大きなものが挟まって、それも修繕も何回かやりましたし、そしてそれを防ぐために製造段階でネットを設けたりして、ふるいにかけるというか、ある一定の大きさのものに調整しているような状況であります。故障もふえてきています。

ですから、ここでそのもの、町のバイオマス、これを利用することには、町としては方向性は変わっていませんが、本当に今この機械でいいのかと、それは課題があると思っています。

ですから、まだその機械動かさないわけじゃなくて、今後どうするかということ、もちろん

森林組合とも詰めなきゃならないし、現実あれで生産されたものが外部に売れないんですよ。あれ以上の商品の拡大ができないんです。

ですから、そういうことも含めて、より発展的な考え方すれば、もう少し検討する必要があると、そのような状況でございますので、町としては決してやめるとか、そういう判断はしてはいませんが、今後もっとよりよい製品が生産するにはどうしたらいいのかということ、そしてまた森林組合として事業ができるのはどうしたらいいのかということ、その辺もゆっくり、じっくりと見きわめた中で判断していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 町長答弁のように、双方よく協議をされて、少なくともあの機械は森林組合が購入したわけでもないし、我々議会が認めて買った機械ということだけは、しっかりとご認識をいただきたいというふうに思います。

続いて、253から254ページ、これはそれぞれの施設の利用状況を起こされているわけですが、特にプールについてちょっとお話申し上げたい、確認をしたいと思っております。

これは館岩、伊南、びわのかげ、それぞれ町民プールということで数字が載っております。この中で南郷地域の、いわゆる町民の方の数字が載っておりません。これは多分小学校の学校施設を利用しているのというふうに理解をしているんですが、ことしの夏、南郷地域の住民から、幼児の利用するプールが南郷地域にないので何とかつくっていただけないかというような要望等があったわけですが、つくるといってもなかなか大変だなという話を申し上げながら、実はびわのかげのほうのものを利用してくださいとか、伊南のプールを利用してくださいというふうに言われたそうです。南郷地域にプールがないのであれば、それもいたし方ないのかなと思うんでありますけれども、今後、こういった形ならば幼児のプールが使用できるか検討いただきたいと思うんですがいかがですか。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○酒井浩哉生涯学習課長 答えいたします。

南郷地域に町民プールがないというおただしでありますけれども、南郷地域の旧南郷第二小学校が合併前ですね、町民プールと学校プールの併設というふうなことで町民プールとして位置づけされておりました。南郷第二小学校が廃校になったことによりまして、そのプールは一時、普通財産ということで南郷総合支所で2年ほど町民プールとして利用しておったわけですが、利用者が少なかったというようなことで2年でまたそれも廃止になったということ

で、南郷地域に町民プールがないというのが事実でございます。

今、議員からお話のあったように、幼児プールがないということではありますが、まず、伊南の地域の町民プールの利用、そういったものも考えられると思いますが、南郷第一小学校のほうに幼児用のプールもございます。ただ、今は学校プールとしてのみ使用しておりまして開放はしておりませんので、今後、学校教育課のほうと協議をいたしまして、利用できるかどうかというような検討をさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 今議長席におられる五十嵐司議員が熱心に第二小学校のプールを一般財産で町民プールにしてくださいというふうな議論をしたのを今思い出しましたけれども、ぜひ本当に幼児のプールの要望がどのくらいあるのかという調査をまずしっかりしていただいて、それによって学社連携で、ぜひ小学校のプールがあるわけですし、幼児プールも私も確認してきましたけれども、解放されるようであれば、ぜひ南郷地域の幼児の方々に開放していただきたいなということを申し上げておきたいと思います。

以上で終わります。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 私は決算概要から3点ほど、5ページ、普通交付税について、それから13ページ、給料と職員の手当、それから共済費に関する再任制度について、それから19ページ、地方債の算入率についてを3点お伺いします。

1点目、普通交付税が前年より3億6,724万8,000円減少したというようなことが書かれておりますけれども、この普通交付税、交付税の計数が少なくなったのか、それとも人口減による減少のか、あるいは地方債の発行が少なくなって交付税が少なくなったのか、その辺の原因はどこにあるのかお伺いいたします。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 地方交付税の交付額の減に対するご質疑でございますが、これの端的な要因は合併算定の一本算定に向けた段階的補正、その3年目にあるというのが一番の要因でございます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 3年目にあるということは、これ頂点じゃないわけですよね。これから10年かけて大体少なくなってくるわけなんですか。その辺の10年後の予想というのは、

町としてはどのくらいと考えているのか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 10年ではなくて、ああ、そうですね、10年間で段階的に一本算定の時に戻るということで、先ほど私3年と言いましたが、大変失礼しました。今5年目ということであらうと真ん中辺です。27、28、29、30、31、32、33ということ、33年に合併しない場合の一本算定の金額まで落ちていくということ、ごさいます、平成33年の想定としては、総額で48億円程度まで落ちていくのかなと、このように思っています。

今年度については、想定よりも交付される金額が多かったということで、財政を預かるサイドでは安堵している部分もごさいます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 それでは、次に13ページ、今回の議会で一般質問でも再任制度等質問が出ておりましたけれども、私ちょっとわからないもので、再任制度に係る費用というのは、2番の給料、3番の職員手当等、4番の共済費等の中に含まれるのか、それともそれ以外の項目に含まれるのか、ちょっとその辺からお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課主幹。

○渡部浩明総務課主幹 答えいたします。

再任用の方につきましては、全て今おただしのとおり、給料、職員手当、共済費に含まれるということになっております。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 そうしますと、十何年かくらい前によく3割自治というような言葉がありまして、町税の中で大体賄えなさいよと、町税も3割くらいは取れるくらいの自治体に皆さん努力しなさいよと言われてまして、今回、この決算書を見ると、町税の滞納分入ると大体17億円くらいと、今回の支出の13ページの2番、3番、4番入ると、大体17億円くらいということになるんですけども、町としては、実際には予算全体のどのくらいを職員の待遇費というか、そういったものに考えているのか、もし目標値とか、そういったものがあれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 目標値として進行管理というか、数字にあわせるということではなくて、それぞれ任用された年度、それから新規採用、再任含めてその年の給与月額は給与表によって決まりますので、その積み上げで対応しているということ、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 特別人件費としては何パーセントという目標はないけれども、そのときの対応でやっているということですね。

それでは、最後に19ページ、地方債の算入率についてですけれども、これ毎回毎回私、質問しているんですけれども、我々が入ったときは大体55%くらいが算入率、平均だったんですけれども、最近はずっと80%、七、八年前から75くらいから始まって、今では87くらいがずっと平均化していると思うんですけれども、見通しとして今後もこういった算入率でいくような考えなのかどうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 多分議員おただしの質問の趣旨は、起債の算入率という意味、そういうことですね。

〔「そうです」と言う者あり〕

○渡部正義副町長 そうしますと、起債償還の年度がその年によって動いてきますので、借入れしたときの償還がいつから始まっていつか終わるのかという、その全体の管理の中で実施しておりますので、それぞれの年度において算入率を何パーセント見ているということではございませんのでご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 細かくは毎年変わるんでぴたっとはいかないでしょうけれども、大体傾向としては80くらい行きそうだとか、そういう予想は、やはりそこまでも難しいくらいかな。なんか私はこの調子でいくんじゃないかなという雰囲気なんですけれども。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 そういった手元に資料ございませんので、答える材料を持ち合わせておりません。申しわけございません。

○16番 星 登志一議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 私は事務報告、200と201ページでちょっと聞きたいと思います。

まず、200ページの環境水道課の関係ですね、我々の住んでいる中部地区の水道水源地なんですけれども、この水源地の表流水の緩速ろ過かというのはどういうものなんですか、これちょっとお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 お答えいたします。

緩速ろ過と申しますのは、水源から表流水を持ってきまして、沈殿池通しましてろ過池ですね、砂とか礫とかありますけれども、そのろ過池を通して配水池に送るということで、それを緩速ろ過というふうに申します。

よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 今説明をいただきました緩速ろ過池ですね、これの現在の状況はどういう状況になっているのか、説明できますか。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 お答えいたします。

中部地区のろ過池につきましては、先日の豪雨によりまして一度被災というか、ろ過ができないまま配水池のほうに流入してしまったという経緯がございました。その対応策といたしましては、ろ過池の砂の入れかえ等を行いまして、現在3基ありますが、2基稼働しておりますので、支障のない状況となっておりますので、ご報告申し上げます。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 私も館岩の湯ノ花地区の簡易水道を利用している一人でございますが、南会津町の中でも我々の中部水道の水源地というのは一番水のよさというか、水の味というか、これは一番すばらしい水源地だと思って我々も自負しているわけでございます。合併前から館岩地域の場合は、今支所長が言われたように、豪雨災害に遭っても、資源が濁ったというような状況は1回もなかったわけでございますが、合併してから水源地の土砂の撤去もかなりたまって、その辺がちょっと抜けたのかなと思って、我々も、ちょうどお盆のお客様の宿泊もあり、滞在客が多くて、一番私危惧したのは湯花里苑の、あそこに入所している方の飲料水の飲み水も一番心配したわけでございますが、支所の方が一生懸命一昼夜問わず水の補給もしていただいて、何とかそこを補ったなと思っておるんですけども、やはり水源地のあり方というものは、しっかりと観察しながらやっていただきたいなとは思っているんですけども、その辺はもう少しお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 議員から今おただしがありましたように、今後は水源地、水道で言えば一番始まりの施設でございます。その維持管理ができませんと、末端に良質な水の供

給ができないものというふうを考えております。

今後、今までも同様ですけれども、今後はなお一層水源地のほうの点検を目視によりまして行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 ひとつよろしく願いしたいと思います。

あと201ページ、集落排水の関係でちょっと聞きたいと思っておりますけれども、それぞれ湯ノ花、前沢、上郷、高杖とそれぞれあるんですけれども、大変この数字を見ますと、最近合併してからの未収額というか、大変多くなってきているんですけれども、この辺の何で未収額が多くなってきたのか、ちょっと原因を聞きたいと思っております。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 お答えいたします。

201ページでございますが、(2)の農業集落排水事業使用料、湯ノ花、前沢、それから高杖原地区につきまして、現年分については100%ということで徴収率が上がってきておりますが、今までの分の引き続きの過年度分ですかね、その分もありまして、それにプラス幾らかずつ現年分の滞納分も未収金も重なってしまったということで、だんだんふえてきているという状況にあると思っております。

農業集落排水事業のほうも税金と同じように戸別訪問等を実施していきまして、現年分100%まず目指すというふうな方向で、支所のほうでも滞納、未収金の処理については、今後とも努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 大変しっかりとやっていたらかなければ、10%にも満たない収納率ではどうしようもないですから、やはりしっかりと払っている方、そういう人たちに公平・公正でなければならぬわけですから、これはしっかりと一番100%近いのは前沢とたのせ地区なんですけれども、ほぼ上郷地区と湯ノ花地区の未収金が多くなってきていますから、この辺やはり支所の方と本庁でもいろいろ協議しながら、どうやったら収益金ができるのか、その辺をしっかりと打ち合わせしていただきたいなと思っております。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 議員からもご意見いただきましたので、今後ともなお一層未収金のないように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 私からは1点お聞きしたいなと思いますが、204ページ、事務報告、都市交流の関係でお聞きしたいんですが、伊奈ばら祭り、伊奈まつり、岩槻まつり、やまぶきまつり、載っておりますが、222ページにもこのばら祭りというのが載っております。事業自体はさいたま市中央区と伊奈町となっておりますが、この交流事業で伊奈のばら祭りに対しては、町民はどのくらい参加しているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 お答えいたします。

議員おただしの町民というのは、南会津町の町民というふうにお聞きになったのかなというふうに思いますけれども、平成29年度この実績におきましては、伊奈ばら祭りにつきましては、町民としての参加はございませんで、職員と観光物産協会伊南支部の職員がこの伊奈ばら祭りの出店に参加をしたということでございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 職員も参加したと、あとは物産協会だというご意見でしたが、この交流事業に関していろいろ載っているんですが、町長はこの事業に対してトップセールスでこれから何度もやっていくというようなことを明言しておりますが、この職員の意識の中でこういう交流事業に対してどのくらいの意識を持っているのかお伺いします。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 お答えいたします。

まず、伊南地域の伊南支所の職員ということでお答えをさせていただきたいと思いますが、204ページに記載のとおり、まず伊南地域といたしましては、旧伊南村のときからの交流といたしまして、埼玉県伊奈町、それから岩槻やまぶきまつり、それから合併後ということになりますけれども、川越市との交流事業ということで、主に先方のほうで実施されます商工観光的なイベントの際に、出店ブースの1つをお借りいたしまして、そちらのほうに赴きまして、町の物産販売、それからパンフレット等を使った町のPR等を実施してきております。そういった中で、職員も日程が調整できるときには赴きまして、物産販売、PR等を行っているという状況でございます。

それで埼玉の伊奈町との交流事業につきましては、昨年、先方から今現在の交流の内容からもう少し深まった交流をしたいという申し出ございまして、昨年度先方からこちらに、伊南支

所のほうにおいでをいただきまして1回協議をいたしまして、平成30年度になりましてから町の職員が先方に赴きまして、どういった具体的な交流ができるかというふうなことを協議してきております。

そういった中で、支所の職員といたしましても、埼玉県の伊奈町との交流につきましては、そういう手続で少し深まった交流をしていきたいということで、今現在協議検討しております。

岩槻と川越につきましては、今現在の先方における物産の開催における出店をした現状の交流を進めていきたいというふうな考え方をしておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 議員おただしの町職員としてのかかわりという部分でございますが、これについては、地域間交流、これのきっかけがそれぞれの祭りへの参加であったり、イベントへの参加だというふうに思っております。ですから、そこから先につながって、それぞれの交流が始まる。または都市部からの観光客の流入だったり、交流人口の増加というふうにつながっていかねばならないというふうに感じておりますから、その部分で職員の意識が低いところがあれば当然改めていかなくてははいけないし、イベントに参加することが目的ではなくて、その後、地域の活性化につなげていくという部分をしっかり確認するよう指導していきたいとこのように考えております。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 結果的に、この南会津町というのは、交流人口に対しては、埼玉県が一番多く広がっている地域だと思いますので、やはりその辺を事務報告で私も初めて交流人口というか、都市交流の部分を見つけたりもしたんですが、やはりこれを地域の人を、例えばそういうものを地域の人に知らしめて一緒に同行するとか何とか、そういうふうな拡大は今後考えているのかどうかお伺いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 伊奈まつりのお話ですけれども、私も伊南村時代から伊奈町とは交流がありました。今のさいたま市さん、旧田島町、それから南郷村、館岩村さんのようなああいう密接なつながりではなかったようには感じております。

そうした中で、ずっと交流は続けていました。私も町長に就任してから最初の年だったか2年目の年だったか一度行っているんですよ。やはりそのようなのは、今ほど先ほど伊南支所長のほうから報告があった程度の交流でした。

実は昨年ですね、大島町長さんからお互い交流しましょう、そういう申し入れがございました。それで今、伊南支所のほうと担当者が検討していただいています。私たちもこれまでも台東区さんであったり、さいたま市さんであったり交流あるわけでありまして、ですから、そういう今までの交流もしっかりやるということ、それも大事ですから、あとどのような交流ができるのかということ、ただ無責任に交流しましょうというだけではできないと思いますので、今詰めています。

今、那須塩原市さんともそのようなことでいろいろ交流しましょうということで、ことしも去年も祇園祭には来ていただきましたけれども、ことしもまたこれから巻狩祭りにも私も参加をする予定にはしておりますが、そのような各地からの地域間交流といえますか、都市、自治体の交流としては、私としては進めていきたい、そんなような考えでおります。

ただ、交流するからにはいい加減な交流できないものですから、しっかりとした計画のもとに信頼ある交流をしていきたいということでございますので、文京区さんとも南郷地区は雪の交流やっていますし、ですから、そういうことで、町としてもできる範囲内での交流ということを担当レベルの中で話し合っ、それはお互い信頼関係の中でやっていきたい、いろいろな交流ございますけれども、ここにもいろいろな地区とありますけれども、そんなことも深めて、そして地域の皆さんともしっかり交流できるようにやっていければと思います。

いい例が、私も原発の事故起こりました。来てください、来てくださいではだめですからということで、今の小学校5年生が農産漁村交流ということでやって、そしてさいたま市のほうからも私のほうに来ていただいたということもございますので、やはりお互い行ったり来たりがなければ、一方的な交流だけでは交流ではない、そのように考えておりますので、それをしっかり踏まえた中でこれからの交流事業を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 そういうことなんですよ。やはり言っているのは、事業をやりましたということだけで書いてあるよりは、例えばどういう関係で本当こういう、例えば伊南時代は同じ伊南だから伊奈と交流しましょうというような交流の選び方をしたとか、そういうこの歴史もちょっと教えてもらえれば、これはありがたいなと思うんです。

例えば、これさいたま市の岩槻なんかは、どういう関係でほんじゃなったんだべなど、その沿革というのも1つはあると思うんです。ただ、そういう関係でレジュメで書いていますけれども、例えば伊南はあゆまつりをやっています、そしたらそれに対してこちらからアクション

をこういう起し方をしていますというようなことも一言あってもよかったのかなと私は思います。

だから、今度は交流事業に対しても、これもやっている、あれもやっているよりは、そういう結果も今度は出してもらえればわかるし、議員もみんなわかるし、議員だけでも知らない人もいると思うので、そういう事業というのは今度は議員間にも教えておかないと、議員が全然わからないで終わっちゃったということもありますので、今後はそういうこともひとつ今後の予定には入れて、もし町民参加する場合には、議員にも案内出すような形を今後はつくってもらえればありがたいかなと思うので、町長一言答弁をお願いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 求められましたものですから答弁させていただきますが、事務報告の中とどうか、あるいろいろな機会を見つけてそのようなことを議員の皆さんにも、町民の皆さんに報告できるような機会をつくりたいと思います。

また、皆さん方にもぜひその辺は注視していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○12番 高野精一議員 はい、了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 事務報告で62ページの消防交通に関してお伺いいたします。久々です。

昨年度、消火栓2基新設という報告なんですけど、これ南会津町管内で消火栓は何基あるのか、これ町管理の施設なので報告書に載せてもいい項目かなと思うんですけど、何基あるのかお伺いいたします。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 お答えします。

調査しました結果、町全体で1,026でありまして、65ミリ口径の消火栓が928、50ミリ口径の消火栓が98の1,026の内訳でございます。

よろしくお願ひします。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 課長すみません、口径まではちょっと聞いてなかったものですから、すみません。先に答えられてしまったものですから。

今後、施設として報告書に平成30年度からは載せるようにご配慮していただきたいと思いま

す。補正のほうにも消火栓のこと載っていますので、そちらのほうでまたお伺いしますので、ここは一旦引き上げます。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ないようですので質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定いたしました。



◎議案第72号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第9、議案第72号 平成29年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第73号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第10、議案第73号 平成29年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。

◇

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第11、議案第74号 平成29年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。

◇

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第12、議案第75号 平成29年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第76号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第13、議案第76号 平成29年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第77号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第14、議案第77号 平成29年度南会津町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 2点ほどご質問をいたします。

1点目は、水道事業について、アスベスト管がまだ大分残っていると思うんですけども、今後これからアスベスト管の取りかえをしなきゃいけない水道管は大体どのくらいあるのか、金額に換算すると工事費どのくらいになるのか、まず1点をお伺いいたします。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 答えいたします。

今手元に詳細な資料持ってませんので、大変申しわけございませんが、答えできません。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 では、私がしゃべっている間に係員が走っていくと思いますので。

それともう1点は、今回の北海道もそうですけれども、停電になると施設が影響を受けて水道水を供給できなくなるということがありましたけれども、当町において停電になった場合には、どういった対処方法を考えているんですか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 答えいたします。

施設によって違いはあるんですが、田島地域に限定してお話しいたしますと、例えば水源から配水池とってタンクにためるというふうな形がございます。この間も台風において倒木がありまして、水源地で供給している電線が切れて停電をしたという状況がありました。ただ、それは夜でしたので、配水池にタンクの中にたまっている水で供給をしていると。その間に東北電力のほうで停電を解消したというふうな内容になっております。ほとんどの場合、配水池

というのを設けておりますので、その中で停電が解消するまで供給していくというような内容になっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 その停電の時間が、例えば半日とか1日くらいだったら大丈夫だと思うんですけども、大きな災害となると、関空も今回そうですし、北海道も完全に回復するまでは1週間程度当初の予定では見込まれるというようなことであつたんですけども、現在はどのくらいまでの停電であれば対応できるのか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

これも施設ごとによって変わってはまいりますが、例えば半日程度とかというような形で配水池については捉えていると思いますのでご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 例えばという、これは議会が終わってからでもいいですけども、すぐに災害来ないでしょうから、例えばじゃなくきちっと答えられるような、何日間とか答えられるような対応をすべきだと思います。せめて3日間とか、普通災害あると3日間は自分たちで対応してくださいよ、その3日間の間にほかのほうから応援隊来れるよというふうなことがありますから、ぜひ水道関係については、3日間は町では大丈夫だよ、万が一電気落としたとしても発電機も持って行けばいいよとか、そういった対応をしていただきたい、今後ですけれどもいかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

先ほどからお話ししておりますように、水源地、それから配水池の形式によっても変わってまいります。ですので、一概にということとは言えませんが、当然のことながら応急的となれば、発電機を持ってってということも可能ですし、平成27年の関東・東北豪雨災害のときには、かなりの水道施設が濁りとか、そういったことで休止をしまして、その際には郡山市、会津若松市、いわき市さんのほうから給水車のほうの応援をいただきまして、給水をしたという内容になっておりますので、あらゆる手法を使ってできるだけとめないという形をとっていきたいというふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 国のほうも最近想定外という言葉が多いですけども、想定外と

言われても飲み水ですから、3日間は町は大丈夫だよというように今後計画をしてほしいと思います。

あと、アスベスト管については、後から数字を教えてください。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

昼食休憩にします。

休憩 午前 11時42分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで環境水道課長から発言を求められておりますので、許可いたします。

環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 先ほどの16番議員の質問にお答えいたします。

石綿管を含む老朽管の今後の布設計画でございますが、延長といたしまして約11キロメートル

ル、1万1,000メートルになります。工事額につきましては、約7億1,000万円ほど見込んでおります。

なお、財源につきましては、国の補助事業10分の4の補助事業を利用しまして、残りにつきましては起債を充当させていただく内容となっておりますのでご理解願いたいと思います。

○16番 星 登志一議員 了解。

○五十嵐 司議長 ご了承をお願いいたします。



◎議案第78号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第15、議案第78号 平成30年度南会津町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 それでは、一般補正の22、項住宅費、目住宅管理費でございます。もう1点は、下の段でございますが、1つずつ聞かせていただきます。工事請負費460万円ということで新しく上がっているかと思いますが、当初予算で社会資本整備総合交付金事業というふうなことで、町営住宅改善工事請負費580万円当初予算上がっていたかと思いますが、これに伴っての足りない部分なのか、新しく丸々の460万円、改善工事と入っているの、下は解体工事なのでちょっと意味が違うかと思いますが、なおその辺のところをお聞かせください。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

それでは、歳入のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

一般補正の9ページをごらんいただきたいと思います。

14国庫支出金の2国庫補助金、6土木費国庫補助金の3ですね、住宅費国庫補助金という欄がございます。今回、907万2,000円の減額となっております。その内訳を申し上げます。

まず、寺前住宅のC棟建築で三角の784万5,000円、危険空き家の除却で三角の192万円、高齢者にやさしい住まいづくりで三角の50万3,000円、松下団地の解体で119万6,000円の増ということで、これが国の交付金の内示の額でございました。

それにあわせて、今ほどご質問がありました、22ページですね、目1住宅管理費、この工事請負費になりますが、先ほど申し上げましたとおり、国庫支出金のほう三角72万4,000円となっておりますが、この中身の内訳は危険空き家で192万円の減、こちら住宅のほうの除却で119万6,000円の増ということになっておりまして、今回初めてこの分については予算要求させていただきました。

ちなみに松下団地の解体工事請負費ということで、今現在4棟の空き家がございます。1棟につきましては、今町として物置として使っておりますので、あいている3カ所は古くなって危険ですのでその解体工事でございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 そうしますと、3棟一遍に壊すということかと思いますが、ただ国庫支出金の関係で現在に補正かかったのかな。当初予算的には、予定はあって3棟分というのかな、出されてはいなかったかなという記憶しているんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

当初予算では、その分の要求をしておりませんでした、こちらの単なる解体は国の補助の該当になりません、今回、寺前住宅の新築に合わせる部分の解体につきまして国の交付金が充てられるということで、今回それに充てられるということだったものですから、こちらのほうで予算要求をさせていただきました。

以上です。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 私が言いたいのは、当初予算つくるときに、もう予算の段階で松ノ下は3棟は壊すよという予定があったかと思われるんですよね。なので、当初予算に上がってこなかったという理由ですね。なぜ今ごろになって、今ごろになってから決まった関係があるのかもしれませんが、当初予算で上がらなかった理由をちょっとお聞きをします。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

当初予算では、当初からここは政策空き家で空いたら壊すという方針を持っておりました。しかしながら、財源の部分ですとか、そういった部分で裏づけがなかったものですから、今回、

交付金として財源が見られるということになったものですから、今回予算要求をさせていただきました。

以上です。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 住宅管理費につきましては了解いたしまして、その下の段でございます。住宅建設費ということで、これも当初予算の中では寺前団地の建設費ということで4,480万円と当初上がっていたかと思いますが、この当初予算つくる際に、これらに付随して野外整備工事請負費というのは上げられなかったのかどうか。先ほどと同じような質問かもしれませんが、当初予算に上がらなかった理由ですね、当初では建設工事は決めているのに、それにかかわって、それにかかわって付随した工事かどうかちょっと私も確認とれていませんけれども、そういった部分の中で一緒に出せなかったかどうかという質問しているんです。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 答えいたします。

当初、住宅整備、それに整備終わりましたらば、当然舗装ですとか外構をしたいという要望がありました。しかしながら、この外構工事につきましては全て一般財源ということで、これは今後の財政状況見ながらいつ整備するかということでありまして、今年度当初は財源的に厳しかったということで、当初では取れなかったということでございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 財政的なお話はわかるんですが、建物を建てるとなると、今度そこに付随してこういった屋外の整備工事は当然つきものかと思われま。

そうした中で、財政状況の中でという気持ちはわかるんですけれども、例えば住宅を建てても道路ができてなかったり、道路が泥だらけだったりといったら、住むにも住めない。ここの場合は老朽化している関係もあって、ここのところ毎年ずつというか、1棟ずつというか、2棟ずつというか建てている状況の中で、言ってみれば町の中で急いでいる工事の1つかと思います。その中でお金のものはそれはわかるんですが、当初予算に付随工事が上げられなかったというのは、ちょっと納得できない部分があるかと思えます。

住むほうもせっかく建てる、今度抽選で私になるかもしれない人が思っている人がいるにもかかわらず、道路ができていない、では、入れませんよとなってしまうじゃないですか、もし予算取れなかったら。なので、その辺のところはどういった、幾ら足りないから上げられない

ではなくて、認識的にはどういったものでしょうかね。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 当然当初予算のまないたには上がってまいりました。当初予算全体的な調整がありますので、その部分で優先順位をつけて事業費を計上すると。特に一般財源については、トータル的な調整もあります。そういったことで、この今回上げました工事については、財源に余裕ができた段階でやりましよう、9月補正で考えましようということ、当初予算は見送った経緯がございます。

事業的には、議員おっしゃるように、建物を建てるその付随工事として環境整備、駐車場を含めた、舗装を含めた工事をやるという必要性は感じておりましたので、ご理解いただきたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 副町長も答弁同じなんですが、気持ち的には当然わかります。という中で、町側当然自前でお金を出すので、その辺のやりとりというか、やりくりはわかるんですけども、せつかく建ててもらふ側と言ったら失礼なんですけれども、入りたい側の人がか待ち構えている中で、もしこれが余裕なかったら、ことし660万円上がらなかったという可能性もあります、今のお話だと。なので、やはり私としては当初上げておいていただいて、それで何ていうかな、今言ったように、逆に建てなかったのていうほうがまだ先行き見やすいような気はするんですけども、入る側というか住民から見れば。行政側から見るのではなくて。行政側は中身知っているんで、中身をしているので今言ったように、副町長の答弁そのとおりになんですけれども、そのとおりはそうなんです、ただ建物を建て終わって附随工事があうんであれば、やはりその分に関しては、優先事項が建てるほうが優先なのか、整備が優先なのか、それはわかりませんが、気持ちとしては上げといたほうがいいのかなというものがあつたので。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

町のいろいろな事業の進め方、当初予算の取り方、いろいろ私も説明を受けて判断を聞かれるときもあります。今回、この寺前のあそこの団地は本当に老朽化してて、すぐにもやらなきゃならない状況が続いていて申しわけないなと思つてたんですが、そのような中で進めてまいりました。

やはり当初予算の中でも、どうしても財源の確保が難しいという場合は、では何を優先するかと、これは住宅ばかりではありません、全体的に見て。そういうときに、では、これをほか

にとりあえずこの工事を優先して、そして利用していただく方に早く条件整備をしようということが判断あれば、あと当初予算の中でやりくりして行って、そして余裕が出たときには、ではこの外構工事というふうになりますけれども、そういうふうなことをやりましょうということを、工事結構ままあるんですよ。

ですから、何を優先にするかということ、それはいろいろな事業によっても違いますけれども、やはりある意味、一緒にやってそして全体的な環境のいい中で提供できればよかったです、そういうことでとりあえず住宅はこれまでの状況がひどいから、そういう中で建てかえて、そしてとりあえず外構整備やいろいろな請差とかいろいろ出てくるので、そういう中で、補正の中で組んでやりましょう、そういう話に、まあある話なので、そういう事情もあるということをおまづはご理解願いたいと思うんですよ。

いろいろ進めるとあるかと思います。確かに全体が本当にすっかりでき上って、どうぞとやりたいんですが、場合によってはこのようなケースもあるというようなことでご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 お二方に重々説明いただきまして、私、返答の余地ございませんが、思いの中では先ほどの思いでございますので、今後、ぜひこういうのは優先権を得て仕事をやりたいなというような思いでございますので、これにて質疑を終わります。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 1点だけ。一般補正の19ページ、ビジネスチャレンジ事業補助金、それから地域活力創生事業補助金とありますけれども、これ多分議会前に、地方創生推進交付金事業、これと同じ事業かなと思うんですけれども、これに関連して7月30日に町の主催で交流館だったかな、あそこで企業説明会あったと思うんです。それとの関連でちょっと質問しますので、7月30日の企業説明会の中身と今後の予定ちょっとお聞かせいただけますか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答えいたします。

本年度合同企業説明会、第7回となっております。37事業所の参加で59名の高校生が参加してございます。就職希望の高校生と地元の事業所との面接の機会を設けまして、若者の町外流出を抑制したというふうな内容でございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 それでは、それに関連して、今回のこの追加ですね、追加の理由というのは事業債ですから、多分国のほうでいいですよと言ったと思うんです。その辺の理由をちょっと、チャレンジ事業に対してこういった理由で追加をお受けになりましたその理由をちょっとお尋ねします。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 この一般補正の19ページの商工振興費の補正でございますが、これは一般財源でございます、ビジネスチャレンジ支援事業補助金ということで、町内新規に創業する業種が1件、それと支店開業であったり、空き店舗の家賃補助金が1件ございまして、今回、124万円の補正でございます。国からの補助金等の部分については入ってございません。以上です。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 ちょっとよく理由がわからないんですけども、とりあえず国からの事業に対してそれが許可になったから、町のほうで一般財源を出したという意味じゃないんですか、それとも、もともと許可になっていたわけ、それを予算に組み込まなかったのか、ちょっとその辺がよくわかりません。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答えいたします。

当初予算につきましては、平成29年度からの部分がございまして、その分については見込んでございましたが、補助事業ということでなくて、予算編成が終わりまして、その後、町内からの新規創業したい、あとはこういうふうな事業で支店を出したいという要望がございまして、それで補正予算ということになったものですからご理解願います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 その辺の細かいことはいいです。私が言いたいのは、今回、7月30日あった事業の中身と、それからもう一つは、都会にいる人が南会津町にどんな仕事があるのかなど知りたがっている人が多いということ、ですから、企業説明会をやったようなことを、7月30日に企業説明会やったでしょ、ああいうような規模を東京あたりで、南会津町の企業説明会というのをやってUターンを呼び込むと。それにこの創生事業、多分ほかの町村はそういうことをやっていないと思うんです。

だから、町を活性化する意味で、Uターンを、町の人を引っ張りこんで来るために東京でや

りたいんだけど、そういった事業をこの事業でできないかということを知りたいわけ。過去にそういった動きをやったかどうか。相当お金かかると思います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答えいたします。

先ほど申しましたように、合同企業説明会については7月30日にやりまして、今ほどありましたUターン者の確保であったり、働き手不足という南会津町の現状もございますので、本年合同企業説明会をやった際に、企業37企業様からアンケートを取らせていただきました。それでアンケートを取って来年度ですね、今ほど言いましたUターンの確保であったり、人で不足になりますので、町としましては、まず町内で合同企業の面接会というのを開催しまして、東京とか都会のほうで出るんじゃないかと、まずは南会津町の中で企業様に出させていただいてやろうと思っております。企業様も82%の企業が出て、参加して人手不足を解消したいというのがございましたので、大学生を含めたUIターンの希望者、また一般求職者に向けて同時にやるような計画を立てていますのでご理解をお願いします。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 多分説明の仕方が上手じゃないんだと思います。

まず、ビジネスチャレンジ事業ってどんな事業なのかご説明申し上げますと、本町に住所を有し、商工会に加入予定で商工会の創業サポートを得て新規等の創業、これに対する支援ということで、店舗改装とか、設備費の助成でございます。これが今回の追加の部分です。

それで平成29年度までは議員言われるように、地方創生推進交付金に該当していました。ところが、平成30年度の申請において、この事業については非該当になったということがございます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 私が今言いたかったことは、要するに7月30日にやった企業説明会を町うちだけではなくて東京でもこういった事業を、もしこういった事業に該当するのであれば、多分全国でそんなことをやっているところがないから、該当になるんじゃないかなと思ったんで、そういう意味で何で追加の理由はどうなっているんですかと聞いたわけ。

だから、ぜひ来年度に向けて、町長答弁あったように、今ミスマッチが起きているわけでしょう。各企業で人は欲しいんだけど、人手がないよということになっているわけですから、そういったところもカバーする意味でも、町の中だけでやるんじゃないかと、東京あたりに行ってふるさとフェアとか、そういうところをPRしながら、南会津町にはこんな会社があるよ、

あるいは農家ではこんなことやっているよ、林業関係もこんな仕事あるよということをPRすれば、東京でもうにっちもさっちもいかない人が結構いるわけですから、そういう人のUターンにつながるんじゃないかなと思って今のような提案をしました。だから、来年度予算に向けて、どうなるかわからないです。一考していただけないでしょうか。

以上です。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

まず、私からもちょっと今の事業の話、ビジネスチャレンジ支援事業というのは、この南会津町に来られて、新しく自分が事業を起こしたいという人に対しての支援です。それから、企業紹介は、今、この南会津町地区に企業、いろいろな工場とか、そういう出している方が人材を求めて、そして今度町の高校生だったり、そういう方がどういう企業ですかとか、私は就職したいですとか、こういう希望ですとかというその紹介をやっている事業なので、全く違うんですよ。

ですから、今議員おっしゃられたのは、人手不足だから都会のほうに出向いて行って、そして南会津町に来ていただけないかというような、新しい事業がどうですかという趣旨わかりましたから、その辺は十分検討させていただいて、できるかも含めて、場所もあるでしょうから、町としてはこの人手不足を何とか解消したい、そう考えていますので、1つの参考にさせていただいて、どのようにしたらできるのかということも加えて検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○16番 星 登志一議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 一般補正23ページの公共土木施設災害復旧費についてお尋ねします。

工事請負費で現年災害で1,500万円というのが計上されていますが、これは現年災害ということは、ことしの災害に対応する工事請負費という理解でよろしいですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

こちらの場所が県道中山線の災害復旧の現場でありまして、今年度事故繰り返してやっております工事です。ことしの春にこの場、大型積みブロックを積む工事でありまして、現場に入りまして路盤を出すために床掘をしました。そうしましたところ山からの地滑りが発生しまして、

大型積みブロック工を当初の予定から7.5メートルほど沢側に出さなければならないことになりましたので、そちらの分の増工でございます。こちらは補助を充てることができませんで、一般財源として現年度で予算要求させていただきました。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 中山峠ということですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 失礼いたしました。一般行政報告をごらんいただきたいと思うんですが、4ページですね、別表1、建設課の一番上になります。町道中山線です。——の手取3号地内という場所の工事現場でございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 よろしいですか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 これは平成27年の災害時で起きたもののその継続ですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

平成27年の災害で被災を受けた場所の工事でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 事故繰り越しということは、平成31年度完成ということでよろしいんですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

今年度末までが期限というような工事の現場でございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 それに関連するんですが、同じく平成27年度災害で駒止峠を降りてきて、今、桧沢川が一生懸命芳賀沼木材のところ河川工事やっているんですけども、あれは今の話でいきますと、平成31年3月31日までに終わさなくちゃいけないという、そういう理解でいいんですか。関連になるんですけども。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

桧沢川の工事につきましては、県発注でございまして、路線ごとにどこが何年度までというのは、ちょっと私どもではお答えできないんですけれども、東106号につきましても、今年度で事故繰り越しのところもありますし、来年度までというところもございまして、路線ごとに少し変わってくるというふうなことでございまして、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 県工事でわからないということではありますが、我々町民に聞かれたときに、なかなか答えようがないので、ぜひ調査をされて、全議員にお知らせしていただくようなことで議長からのお取り計らいをお願いしたいと思いますがいかがですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

県工事の河川工事の部分も資料を準備いたしまして、次回でよろしければ機会を見てお配りさせていただきたいと思います。

以上です。

○11番 山内 政議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 9ページの林業成長産業化地域創出モデル事業交付金の関係、あと補正の11ページの農林水産業債多面的機能支払事業の関係についてお聞きをしたいと思います。

まず1点目の農林水産業費国庫補助金で1,147万円が減額になって、これは次のページの農林水産業費県補助金のほうに1,011万6,000円ということで金額が置きかわって、言えば国から県に補助金の窓口が変わっているんだというふうに思いますが、これはどのような理解すればいいんですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

当初予算の段階では国の補助金、まっすぐ町に入る予定だったんですが、これが国の会計の事情で、一旦国から県を経由して町へ入れましょう。ですから、そういう意味で、今回の補正で国のほうとしてその分を県のほうに計上した、そういうことでございます。

金額につきましては、当初これは機械購入だったんですが、45%だったんです、国の補助金。ところが、その後、33%になりましたから、その差額ですね、135万4,000円少なくなり

ました、国から入る補助金が。ですから、県のほうに計上された金額は、当初の収入よりも135万4,000円少ない額、確定額で県のほうに計上したというふうなことでございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 言えば窓口が変わったと。それでこの差額が135万4,000円出ちゃったと。この分の手当てというのが当然やるという理解でいいですか、別の財源で。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 当然これ国のほうの歳入減りました。ところが、歳出のほうは、これ昨年度から森林組合に対する補助金は、町とあわせて6割というふうな約束で執行しておりますから、今回、歳出減らすわけにはいきませんので、今までどおり森林組合には減額しないで、当初予算で6割計上しておりますので、それはそっくり森林組合のほうに出すということでございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 了解しました。

次に、農林水産業債、これ1,200万円減額ということになっていますが、これはどのようなことなんでしょうと教えていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

これはいわゆる旧農地水の補助金でございます。これは国から2分の1、県から4分の1、それから町負担が4分の1、町負担の4分の1を当初起債で予定していたわけなんです、実はこの分は特別交付税措置8割がございまして、起債はやめてそちらのほうで対応しましてというふうなこともんですから、今回減額しますということでございます。

○17番 室井嘉吉議員 了解。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第79号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第16、議案第79号 平成30年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第80号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第17、議案第80号 平成30年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第81号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第18、議案第81号 平成30年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎平成30年請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第19、平成30年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について（総務委員会）を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務委員長、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 総務委員長の貝田でございます。

ただいま議題となりました請願につきましては、今回の第3回定例会において、総務委員会に付託されたもので、委員会での審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成30年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願については、平成30年8月30日、南会津町田島字後原甲3531-1、日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会議長、渡部英明氏から提出されたもので、紹介議員は渡部訓正議員であります。

この請願の趣旨は、公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保とこれに見合う地方財政の確立を目指す必要がある中、社会保障費の圧縮や地方財政を対象に、歳出削減に向けた議論が加速しています。

特に「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の縮小につながるものが危惧され、「インセンティブ改革」と合わせ

地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものであり、本来必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。

しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳入歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2019年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政でなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であるため、政府関係機関に意見書を求めるものであります。

本委員会といたしましては、町財政担当者から聞き取りを行い、18業務が対象の普通交付税算定における「トップランナー方式」導入による影響は、算定8項目であります。平成30年度地方交付税制度解説書が10月発行予定のため、現時点におきましては算定ができない現状であります。

なお、平成29年度における「トップランナー方式」の導入による影響額は2,300万円程度減額となっております。

このことから、当委員会において慎重に審査した結果、「トップランナー方式」の導入、「インセンティブ改革」は地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものであることから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、総務常任委員会委員長報告といたします。

以上、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから平成30年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願についてを

採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、平成30年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。再開は庁内放送でお知らせします。

議会運営委員の方にお知らせします。これから議会運営委員会を開きますので、委員の方は中会議室2にお集まりください。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 2時18分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。



◎日程の追加

○五十嵐 司議長 先ほど町長提出議案2件、委員会提出議案1件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。



◎議案第82号の説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第1、議案第82号 南会津町会津高原スキー場条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、追加して提案をいたします議案についてご説明を申し上げます。

議案第82号 南会津町会津高原スキー場条例の一部を改正する条例であります。本案は9月定例会議案第70号でご議決をいただきました会津高原リゾート株式会社から取得するたかつえスキー場の土地建物等の町有化に伴う財産取得に関する案件であります。

今回、町有化するスキー場に関しましては、関連する施設を指定管理者による業務管理を予定しておりますが、今回取得する不動産に宿泊施設が含まれておりますので、利用料金及びその取り扱いについて所要の改正を行うものであります。

以上、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りご議決いただきますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 ただいまの宿泊施設の利用料金、この表を見ると大人2万5,000円、小人は1万7,000円、この辺からずっと、要するに、これは大人1人が2万5,000円を上限とするとか、そういうことでなくて2万5,000円、あるいは1部屋何人使っても2万5,000円ということなのか、その辺の説明をひとつお願いします。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 お答えいたします。

今回提示させていただきました利用料金、例えば大人2万5,000円という表示がございます。これにつきましては、正月のハイシーズンの最高額を表示しております。2万5,000円というのは1部屋ということではなくて、1人当たりということでございます。

なお、スキー場条例の中には、この範囲内で町長の承認を得て定めるということになってお

りまして、ここに表示してございますのは、ハイシーズンの最高額ということで表示させていただいておりますのでご理解願います。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 これはちょっと条例としては不親切というか、やはり上限とするとか、そういう文句が入るならばいいんですが、その後にも摘要欄に「大人個室シングル利用は5,000円増とする。」この辺もちょっと理解できないんですが、もう一度説明をお願いします。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 お答えいたします。個室となっております、部屋につきましては、ツインですと2人から4人、和室ですと8名収容ということになっておりまして、先ほど申し上げましたように、南会津町会津高原スキー場条例の中に、今議員がおただしになられました「この範囲内で指定管理者があらかじめ承認を得て定めるものとする」ということになっておりますので、これはあくまで最高額でございまして、これで決まった、これが全てこの料金ということではございませんので、スキー場条例のほうに「指定管理者があらかじめ町長の承認を得てこの額の範囲内において定める」ということになっておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 そうすると、細則ではそれを定めてあるということでもいいですか。だとしても、ここの表現に対しては、やはりこれを上限とするという文句が必要ではないかなと思うんですが、どうでしょう。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げます。

今スキー場条例で議論をいただいておりますけれども、これ以外に町として使用料金を定めている施設が各所にございます。その中には、指定管理の契約をしまして、指定管理者で運営していただいているところが多々あります。

いずれも、条例においても、そのアップパーとなる額を条例の中で定めて、その契約行為の中で町長に承認を得て具体的な利用料金を定めるというような取り扱いとなっておりますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 意味はわかるんです。ただ、条例提示するに当たってちょっと不親切じゃないですか。例えばですよ、ホテルについても2つございますよね、会津高原アストリア

ホテル、あと会津高原ホテルですか、2つあるわけで、例えば現在の利用料金、例えばピーク
のとき幾らになるのでしょうか。あと、町長の承諾があればということですがけれども、ホテル
の料金って例えば入りぐあいによって変わったりするんじゃないのでしょうか、そういった契約
どうなっているのでしょうか。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 申しわけありません。その辺の細かいことにつきましては、現
在私のほうで把握してございません。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 把握してないのに、条例は定めて運用を進めていくということですか、
どうなるのでしょうか、皆さん解せますか、ちょっと理解できないです。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 今の質疑に際して明確な答弁できない状態でございますので、暫時休議を
お願いします。

○五十嵐 司議長 暫時休議します。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 3時02分

○五十嵐 司議長 会議を再開します。

副町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

副町長。

○渡部正義副町長 先ほどは十分な説明ができずに大変失礼いたしました。

今回、今ほどご質疑をいただきました中身を説明し得る資料を用意してまいりましたので、
若干お時間をいただいて説明をさせていただきます。

まず、一番表側にあるのはスキー場条例でございます。現在の条例です。これの第12条に利
用料金の規定がございまして、ピンクでマーキングしておりますが、「別表に掲げる額の範囲
内において、指定管理者があらかじめ町長の承諾を得て定めるものとする」と、こういうふう
な記述になっています。これは全てこういった形での取り扱いです。

次に、2ページ目お開きいただきますと、裏面にありますか、片面かな、次のページが指定

管理に関する協定書抜粋というページがあると思います。これの第8条に利用料金の規定がございまして、先ほどの条例を受けて「利用料金は、条例の定める額の範囲内において町の承認を得て指定管理者が定める」と、こういうふうな取り扱いになっておりまして、条例と協定での約束事でございます。

次に、参考事例として花木の宿の条例をつけさせていただきました。ピンクのところを見ていただきたいと思いますと思いますが、こちらが条例上による料金設定です。（1）に平日利用料金ということで、1人当たり1泊2食の料金で部屋を2人で使った場合、1人当たり、例えば離れの1戸建てであれば、2万5,000円が条例で定める額ですよというふうに読んでいただきたいと思います。

そしてその次の5ページに、花木の宿の今現在の料金設定でございます。こちら先ほどの取り扱いと同じように、1泊2食お一人様の料金ということで、離れの1戸建てを使った場合は1万8,510円ということで、条例の定める額の範囲の中での料金設定と、こういうふうに資料を読み解いていただきたいと思います。

それから、最後の資料でございますが、これがアストリアホテル会津高原ホテルの料金表でございまして、洋室1名ということで1万5,120円、その下が黒く塗りつぶしてある土日ですかね、土曜日と祝日等ですね、これで1万7,280円という料金設定しておりますが、これ以外でも年末年始の本当はピークのハイシーズンのときには、先ほど条例で提示させていただいた料金の範囲の中であればできるということでございまして、これまでの条例の取り扱い、それから指定管理に関する協定ということで、上限という言葉を入れたらどうかというご指摘はいただきましたが、このような取り扱いで全ての条例整理しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 7番議員いいですか。

〔「1つだけですがいいですか」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 実態としてはわかりました。

しかしながら、町長の承諾であったり、町の承諾であったりということが出ております。

例えばホームページ拝見させていただくと、アストリアホテルでも、例えば「ほしなじょ」とのセットの価格、セット販売というものをされております。こういったプランをやるごとに、多分季節に応じてとか、ハイシーズン、オフシーズン、そういったものにあわせて利用料金設定をされるかと思うんですけれども、そういった場合というのは、町のとの協議とか承諾とい

うのが必要なんでしょうか。もしくは花木の宿でも、今、運用上こういうふうにやっていますというものがございましたらお示してください。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 基本的な考え方としては、宿泊料は宿泊料、それからプランはプランというふうに分けて料金設定されるのであれば、その附随の部分については別物というふうに考えています。

ただ、プランとして1つのものとして販売するのであれば、その都度協議をして料金を定めると、こういうふうに思っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 これ以上聞いても多分運用面でどうなるのかということがまだ読めない部分があるかと思しますので、通常であれば、花木の宿の条例がここにあるように、施設1つ1つに対して条例を作成して定めてこれまでだとやってきたのかなと思います。それは施設ができるごとにその条例を制定してきたということかもしれませんけれども、今回はスキー場とあわせてやっているというところで、ちょっと不透明な部分がありましたので、やはりそういうところは、ちょっと抜けている部分がないかということの確認は非常に必要かなと思っておりますけれども、その辺の協議は十分にされたんでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 今回の取り扱いについて、指定管理を今後していく上で宿泊施設を追加するという考え方で整理したところがございます。ご指摘のような意見があることは理解できませんが、このような取り扱いの中で運用をさせていただきたい、このように考えております。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 大変申しわけございません。先ほど資料を持ちあわせていなくて議運の中で聞けませんでしたので、1つ確認だけです。

今回の取得物の中に炊事棟というのがあるんです。館岩支所さんでいうと子どもの森という言い方してたんですが、この炊事棟の2棟分に関しては無料使用ということだったんですか、私もちょっと内容がわからないので、利用権設定があったのかどうか、今回これ載っていないので。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 今議員おただしの件は、スペースのほうに右折しまして、そ

ここに飯ごう炊飯とかやる箇所が炊事棟だと思います。そこにつきましては、キャンプの際に使うものですので、料金に含まれていないというふうに認識しておりますのでよろしくお願ひします。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 すみません、そちらからもらった資料で、スカイロード1の隣くらいにあるものようです。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 申しわけありません。確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○1番 貝田美郎議員 大丈夫です。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 それでは、本当に申しわけございませんが、お時間をいただいて調査するというところで……。

○五十嵐 司議長 では、許可しますからやってください。

暫時休議します。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時12分

○五十嵐 司議長 会議を再開いたします。

館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 先ほどの件についてお答えいたします。

子どもの森炊事棟でございますが、宿泊者の活動の際に提供しているものでございまして、料金は徴収しておりません。よろしくお願ひします。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 同一議案で二度目ではちょっとあれですが、新しい資料が来たので、

また確認の意味で。

これそうすると、大人2万5,000円最大とその摘要欄に、「大人個室シングル利用はさらに5,000万円を増」といくことは、ここの2万5,000が3万円にもなるという解釈でいいですか。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 議員おただしの件ですが、個室使用の場合には5,000円増ということですので、3万円になるということでございます。

○8番 湯田賢太郎議員 はい、了解です。

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第83号の説明、質疑、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第2、議案第83号 監査委員の選任についてを議題とします。

本案については、湯田良一君の一身上に係る案件でありますので、地方自治法第117条の規定により、湯田良一君の退席を求めます。

〔6番 湯田良一議員 退席〕

○五十嵐 司議長 提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、次に議案第83号 監査委員の選任についてをご説明申し上げます。

本案は、本年8月10日、湯田哲前監査委員から町長宛に辞職願が提出され受理いたしましたので、新たに湯田良一氏を監査委員に任命いたしたく、南会津町監査委員条例第2条第1項並びに地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

湯田氏の主な経歴は、別途配付しております付属資料に記載のとおりであります。湯田氏は平成23年5月1日に南会津町議会議員に就任され、その後、文教厚生委員会副委員長、議会広報委員等の重責を担っていただいております。本町行政の進展に多大な貢献をされております。

湯田氏は、温厚にして誠実な人柄で優れた識見を有しており、適任者であることから、監査委員の任を担っていただきたいと考えますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、任期は平成30年9月14日から平成31年4月30日までとなります。

以上、ご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り議決いただきますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 この選任について別に私は反対するわけではございませんが、来年度は議員定数も2名少なくなるということで、この監査の職務は条例の改正をして、3人必要であれば議会からではなく、町のほうから、一般の人から選任にしてもらえるように、議会からの選任は俺必要ないと思いますので、そのことを、また、条例の審議が何かあったときに提案したいと思いますので、よろしくお願いします。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部正義副町長 地方自治法一部改正の絡みも出てまいりますので、少しお知らせしたいと思っております。

4月1日から施行された改正において、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるという規定が盛り込まれていることを多分高野議員がおっしゃっているんだと思います。

文献によりますと、地方制度調査会というところのコメントなんですが、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は議会として監査機能に特化していくべきという議論があったようです。

しかしながら、一方では、議会選任監査委員は実効性ある監査を行うため有効であるという

議論もあることから、地方公共団体の判断により議会選出監査委員の選任をしないことができるというような規定であるというふうに文献には書いてございます。

ですから、長部局で一方的に判断できるものでもございませぬし、来年の改選以降の取り扱いについては、しかるべきときに議員の皆さんと相談をしてこの取り扱いを決めていくというような手順を踏む必要があるものと考えております。

○12番 高野精一議員 了解。

○五十嵐 司議長 今の件については、後日、議員の方々に検討してまいりたいと思っておりますのでご了承ください。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○五十嵐 司議長 起立多数です。

よって、議案第83号 監査委員の選任については、同意することに決しました。

ここで湯田良一君の入室を求めます。

〔6番 湯田良一議員 入室〕

○五十嵐 司議長 湯田良一君にお知らせいたします。

監査委員の選任については、ただいま起立多数をもって同意することに決しました。

それでは、ただいま同意されました湯田良一君よりご挨拶をいただきます。

○6番 湯田良一議員 このたびの議会選出監査委員にご同意いただきまして、本当に議員各位には心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

地方分権の進展の中にあって、監査委員の職責は今後ますます増大してくるのではないかとこのように考えております。

町民各位の信頼を損ねることのないように、行財政運営の効率化、予算執行における公正の確保などに向け、しっかりと監査業務を務める所存でございます。木下代表監査委員、渡部監査委員、お二人のご指導を仰ぎながら、この職責を全うしてまいります。

今後とも皆様方のなおい層のご協力、ご指導お願い申し上げまして、監査委員就任の挨拶と

させていただきます。

本当にありがとうございました。

○五十嵐 司議長 これでは監査委員の選任についてを終わります。



◎委員会提出議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第3、委員会提出議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで提出者、総務委員長から趣旨説明を求めます。

総務委員長、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 委員会提出議案第2号。

南会津町議会議長、五十嵐司様。南会津町議会総務委員長、貝田美郎。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

本議案は、先ほど委員長報告をいたしご決定いただきましたことを受け、総務委員会として提出するものであります。

地方自治法第109条第7項及び南会津町議会会議規則第14条第3項の規定により、下記のとおり提出いたします。

記。提案理由、地方自治体は子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中で、医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特に「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」と合わせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を

揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。

しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスを削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

よって、地方財政の充実・強化を求める意見書を提出するものです。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）。

意見書は、別紙のとおりであります。

議員各位におかれましては、慎重審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○五十嵐 司議長 追加日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○五十嵐 司議長 追加日程第5、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申し出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

上衣の着衣を願います。



◎閉会の宣告

○五十嵐 司議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第3回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 五十嵐 司

署 名 議 員 湯 田 良 一

署 名 議 員 菅 家 幸 弘